

# 日本犯罪社会学会

## 第51回大会報告要旨集

### 2024

---

#### ■ シンポジウム ■

刑事司法における「対話」

#### ■ テーマセッションA ■

拘禁刑施行に向けて刑務所と刑務官に期待すること

#### ■ テーマセッションB ■

警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究:第一波調査の分析

#### ■ テーマセッションC ■

性非行少年の立ち直りに向けて一社会内での取り組みを中心に

#### ■ テーマセッションD ■

批判的犯罪学の広がり——領域横断的な連帯の可能性を考える

#### ■ テーマセッションE ■

日本犯罪社会学会のこれからを考える

#### ■ 自由報告 ■

---

日本犯罪社会学会編

# 日本犯罪社会学会

## 第51回大会報告要旨集

2 0 2 4

### 目 次

■ シンポジウム	刑事司法における「対話」		
	企画趣旨	森久 智江	7
	刑事司法制度の内外におけるグループによる対話の実践と理論について	坂東 希	12
	近年の刑事施設における「対話」導入の試みについて	平島 隆充	14
	「刑務所アート展」が社会にひらく対話の可能性とは何か	風間 勇助	16
	刑事施設における「対話」と保安の関係	大谷 彬矩	18
■ テーマセッションA	拘禁刑施行に向けて刑務所と刑務官に期待すること		
	1 企画趣旨	浜井 浩一	21
	2 矯正的風土と動的保安(ダイナミック・セキュリティ)	竹中 樹	22
	3 一般財団法人「かがやきホーム」における取組を通して～出所者の更生を社会内で支援する立場から～	古城 いくよ	23
	4 「大声で怒鳴るだけでは人は更生しない～刑務所は“再犯生産工場”なのか?～」	河井 克行	25
	5 指定討論	森久 智江	28
	6 フロアとの質疑		29
■ テーマセッションB	警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究—第一波調査の分析—		
	企画趣旨	宮澤 節生	30
	研究方法	岡邊 健	31
	警察官による接触の規定要因—地域属性と個人属性—	岡邊 健	33
	警察官による接触が対象市民の認識に与える影響(1)—手続的公正の視点から—	佐伯 昌彦	35
	警察官による接触が対象市民の認識に与える影響(2)—威嚇効果・ラベリング・生活構造などの視点から—	松原 英世	37
■ テーマセッションC	性非行少年の立ち直りに向けて 社会内での取組みを中心に		
	1 企画趣旨	岡田 行雄	39
	2 少年鑑別所から見える性非行少年の特徴	定本 ゆきこ	39
	3 保護観察所における性非行少年処遇プログラムの実情—現場からの報告	早川 順子 角林 大地	39
		大島 由香	
	4 思春期の性犯罪治療の現状と課題について	玉村 あき子	40
	5 性非行少年に積み重ねられた被害への社会内での埋め合わせに向けて	岡田 行雄	40
	6 議論		41

■ テーマセッションD	批判的犯罪学の広がり 領域横断的な連帯の可能性を考える		42
	企画趣旨		42
	1 葛藤パラダイムに基づく犯罪と司法の問い直し	吉間 慎一郎	42
	2 立場や視座を動かせる／動かせない当事者の運動、 政治化	要 友紀子	43
	3 貧困(者)の犯罪化	堅田 香織里	44
	4 「社会モデル」の批判的犯罪学への展開可能性 に関する一考察	星加 良司 西倉 実季	44
	5 批判的犯罪学とマッド・スタディーズ	山口 毅	46
	6 批判的犯罪学と「チャイルディズム」 ——これからの少年犯罪研究に向けて——	周 筱	48
■ テーマセッションE (ラウンドテーブル)	日本犯罪社会学会のこれからを考える	竹中 祐二	
	1 企画趣旨		51
	2 Martina Baradel会員による話題提供		51
	3 武内 謙治会員による話題提供 「刑事政策研究者からみた共同研究の課題」		52
	4 上田光明会員による話題提供		53
	5 話題提供者間での意見交換		54
	6 全体討議		55

■ 自由報告

A 1	刑務官文化に関する試論 —コミュニティとしての「武道」の機能—	仲野 由佳理	58
A 2	長期受刑者の「被害者視点を取り入れた教育」の発展 —加害者の中の被害体験の理解—	○ 東本 愛香 ○ 梅津 貴樹 丸山 寿 小川 孝広 山下 公一 平賀 涼 後藤 弘子	60
A 3	監獄官と各種簿冊の書式からみる明治の監獄	児玉 圭司	62
A 4	「行動適正化指導」の活用と実践	○ 岡本 融 ○ 東本 愛香 坂井 太一 宮園 久栄	64
B 1	福祉領域と重なる対象者への印象に関する研究	古川 隆司	66
B 2	LGBTQ+と離脱研究	山梨 光貴	68
B 3	発達障害傾向の性犯罪既遂者における前頭葉機能と 子どもへの性的認知との関連	○ 山脇 望美 福井 裕輝 玉村 あき子 堀切 大器	70
C 1	自転車盗の被害リスク分析—環境犯罪学の見地から—	○ 大沼 貴志 島田 貴仁 齊藤 知範	72
C 2	個人のライフスタイル要因や場所・状況要因が犯罪の反復被害に 及ぼす影響	○ 齊藤 知範 山根 由子 大沼 貴志 島田 貴仁	74
C 3	「産学官連携」の枠組みによる『聞き書きマップ』の公立小学校へ の導入—「社会実装」過程のモノグラフ(3)—	原田 豊	76
D 1	児童自立支援施設における支援の様態 —学校教員と福祉職員の関係性に着目して—	出口 花	78
D 2	アメリカ少年司法における「トランスファー」(transfer)の展開	今出 和利	80
D 3	「パワフル(the powerful)」に対する批判的社會調査の意義と困難 性	平井 秀幸	82

本抄録は基本的に執筆者の提出されたデータを使用しているため、誤植などがあってもそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

シ ン ポ ジ ウ ム

## 第51回大会シンポジウム 刑事司法における対話

コーディネーター・司会：森久 智江（立命館大学）

### 1 企画趣旨

「対話」には、「グループ全体に一種の意味の流れが生じ、そこから何か新たな理解が現れてくる可能性」がある。「何かの意味を共有することは、『接着剤』や『セメント』のように、人々や社会を互にくっつける役目を果たす。勝ち負けや分析を重視し、互いに戦う「議論」とは異なり、対話においては人々が「ともに戦い、誰もが勝者となりうる。「対話の狙い」は「全体的な思考プロセスに入り込んで、集団としての思考プロセスを変えること」、デヴィット・ボームはそう指摘した。このような「思考プロセス」は、(そもそも対話の語源がギリシャ語の「dialogos」にあることを思えば自明かもしれないが)二者間、複数名、そして自分自身の中の思考のいずれにも生じうるのである。

かような「対話」の可能性については、刑事司法に限らず、社会的にも注目を集めてきた。とりわけ2018年頃からは、職場における世代間のコミュニケーションギャップに起因する組織構築の困難に対して、「対話型組織」の必要性を説くものが増加している。その傾向は、コロナ禍のコミュニケーションの困難を経てますます強まっており、「対話」という手法への期待は大きいものといえる。そして、刑事司法におけるさまざまな組織や場面においてもそれは同様ではないか。

かつて1990年代末からRestorative Justice（修復的司法、以下RJ）の理念を体現するもっとも中核的な実践として「対話」は注目を浴びた。特に日本では、主に犯罪の行為者・被害者間の「対話」プログラムとして注目され、そのような理解が一般化したとっていい。この点は、諸外国における学校や職場、地域での多様な「対話」実践が浸透している現状との乖離がある。

2008年からは、官民協働施設である島根あさひ社会復帰促進センターで「治療共同体（TC）プログラム」が開始された。ここでの実践はのちに社会内での出所者等の「対話」プログラムにも派生していく。

この頃と前後して、主に精神科医療の領域でオープンダイアログが紹介されるようになり、2010年代からは社会内で、2020年頃からは一部の刑事施設内でもリフレクティングトークの実践として行われるようになってきた。この間、2016年からはATA-Netによる対話的手法「えんたく」の開発と普及もあって、自治体における再犯防止推進計画遂行にかかる課題共有等において活用されている。

このように、従来様々な「対話」実践が刑事司法の内外で行われてきたものの、いずれも限定的なものであり、必ずしも日本の刑事司法制度の中で「対話」という手法が一般化したとは言い難い。しかしながら今、拘禁刑を見据えた新たな処遇実践として、また、第二の名古屋刑務所事件にかかる第三者委員会の提言に基づくアクションプランとして、改めて「対話」に重きが置かれつつある。それはあくまで「効果的な矯正処遇」や「処遇体制の充実」、また「不適正処遇事案の防止」を目的としたものであるとされている。

ただ、ここでわれわれは改めて刑事司法における「対話」について、以下の3つの点から考えることが必要であると思われる。①「処遇体制の充実」のための「対話」として、誰のための・何のための「対話」がどのように行われるべきなのか。またその実践をどのように「対話」として適切なものにしていくのか。このことは、「対話」というものが、果たしてどのような構造と目的をもって行われるとき、その真の「可能性」を実現しうるのか、ということでもある。そもそも「説教」や「反省会」と「対話」は全く異なるものであり、その場を作る職員や組織の側にも一定のレディネスが必要である。現在行われようとしている刑事司法における「対話」にとって、刑事司法機関という場は、果たしてどのようなものでなければならないのか。また、②従前の日本の刑事司法に関連する「対話」の動きをどのようにとらえた上で、現在の動きがあらわれてきているのか。島根あさひでの実践をはじめ、日本の刑事施設内で行われてきた「対話」実践、また社会内で行われてきた「対話」実践は、新たな動きの中でどのように位置付けられているのであろうか。今次の動きの中では、そこにある種の断絶もあるように思われる。最後に、③そもそも「対話」が本質的に解決しうる刑事司法の課題とは何なのであろうか。これは、現状刑事施設内における「対話」実践が広がりにつつある今、「対話」という手法がどのような射程を有しているのか、犯罪現象にかかる問題を、「対話」という手法によってどのように共有できる可能性があるのか、ということを探る契機でもあろう。

### 2 シンポジウムの構成

本シンポジウムでは、以上のような問題意識に立って、日本の刑事司法における「対話」実践の時系列と刑事施設の内側から外側へと意識を拓ける形で、

各報告者の経験と分析に基づく報告をいただいた。具体的には、まず、島根あさひ社会復帰促進センターにおける「治療共同体 (TC) プログラム」や、社会内での犯罪被害・被害当事者のグループの実践経験を有する心理職である坂東希氏 (大阪公立大学) から、「対話」の実践と理論について、また「対話」のための安全な場作りについての報告をいただいた。次に、現在一般の刑事施設内で進んでいる「対話」を取り入れた矯正処遇の実践について、その課題を含め平島隆充氏 (富山刑務所) にご報告いただいた。さらに、言語による「対話」に限定されない、また刑事施設被収容者と社会との間の「対話」実践の一環として、「刑務所アート展」を主催する風間勇助会員 (奈良県立大学) に、その可能性と課題についてご報告いただいた。

これらの報告に対して、指定討論者として大谷彬矩会員 (信州大学) から、刑事政策学的観点、特にダイナミック・セキュリティ (動的保安) の視点を考慮したご質問をいただいた。ダイナミック・セキュリティは、北欧等の刑事施設において、対話的実践の前提となる環境整備としても重要なものとしてとらえられており、現在、日本の法務省においてもダイナミック・セキュリティの考え方をいれた保安の維持が企図されつつあるものである。

### 3 報告者と報告内容の骨子

各報告内容の詳細は、各報告者による報告要旨をご参照いただきたい。ここではあくまで要点のみを振り返ることとする。

坂東報告においては、島根あさひでの TC プログラムにおける経験から、その「対話」の土壌として、参加者が抱く違和感や抵抗感といったネガティブな反応に対しても、それを表明できること・その場が受け容れることの重要性、あるいは被害体験を聴き・話すことへの抵抗や葛藤に対しても時間をかけて場が向き合うことの必要性が指摘された。このようなプロセスを通じて、「安全に聴き、話せる環境」を構築していくことが、あるべき「対話」の土壌であり、刑事司法における「対話」を今後進めていくうえでも不可欠であろうことがわかる。

平島報告においては、近年、一般の刑事施設で行われつつある「オープンダイアログ対話実践技法 (以下「OD 対話実践技法」)」の、導入にあたっての現場の抵抗感、その背景にある拘禁刑施行に向けた現場のとまどいが表明された。しかしそのような中で、平島氏が行ってきた実践においては、被収容者に対する「効果的な処遇実践」という枠をこえ、被害者等心情伝達制度にかかる場面、職員研修、他職種連携等、様々な場面において「OD 対話実践技法」を活用し、被収容者のみならず、職員間で「対話」

の意義を共有できるよう、その場づくり・組織づくりに尽力されていることが窺える。それは、拘禁刑時代における刑務所のあり方について、そのような「開かれた」組織が追求されていくことで、そこで働く人々の働き方や人間関係構築が変容していくこと、それが結果的には被収容者との関係性の変容や、社会復帰へ向けた姿勢にもポジティブな影響をもたらすのではないかとということが期待される。

風間報告は、これまで (少年施設を含む) 刑事施設で行われてきたアート実践が、そもそも発表の場を持たず、社会と繋がれない、相互作用を生み出しにくいところに置かれていたこと、また時に公表される際には犯罪行為者の作品として、「更生」や「再犯防止」という枠組みから逃れることのできなかったものであったことを指摘する。しかし、「刑務所アート展」においては、各作品に対する審査員の選評に加え、一般市民である来場者のコメントが付され、展示終了後に作者である受刑者にそれが届くという仕組みによって、「届いた作品を孤立させず、コミュニケーションにつなげていくことが表現において最も重要」とであると。このことは、「主催者が応募者の創造性を搾取することのないよう、送られてきた作品に応答する (response) ことが最低限の責任 (responsibility) であり、可能な限り対等な立場を目指したい」という点にも表れているとおり、受刑者として以前に一人の「人間」として、そのアートの創造主と「対話」するための前提であり、場づくりそのものでもあるように思われる。「対話」は、特に言語的コミュニケーションのみに限られる必要はなく、むしろかような創造性が解放されることによって、より広く「対話」による可能性を活かすことにつながるように思われる。

### 4 質疑応答と討論

以上の報告を踏まえ、指定討論者の大谷会員からは、ダイナミック・セキュリティという概念において、被収容者と刑事施設職員の良好な関係性構築が重要視されること、またそれは大規模な刑務所暴動等を経て、従来の静的保安によってのみではそもそも刑務所の安全は守られ得ないことが経験的に理解されてきた結果出てきた概念であることが指摘された。また日本においては、ダイナミック・セキュリティを、従来の「日本型行刑」の延長線上にとらえようとするものも散見されるが、「対話」のベースとしても重要視される対等性の確保は、従来の「日本型行刑」においてなされ得るものではなく、明らかにそこには差異があることに留意すべきであると。そのような中、「対話」という実践に期待すべきところはあつた上で、「刑事施設という場における

『対話』実践の困難性」について疑問が投げかけられた。

具体的には、まず坂東氏のように回復共同体に関わる対人援助職においては、保安職員との協働のあり方や、回復に携わる専門家としてのふるまいをどのように考えればよいのか。これに対して坂東氏からは、基本的には対話の場や施設の安全性の確保という点においては、刑務官と対人援助職がいずれもそれほど異なった目的を有しているとは考えていないということが示された。その上で、双方の役割（何ができて何ができないのか）を適切に共有し、より安全な場の構築に向けて協働していくことが重要であるとの回答があった。

また、平島氏に対してなされた、(籠絡の危険性等も考慮したうえで) リフレクティング・ルームを超えて、刑事施設内で「対話」を波及させるべきかについて、実際のところ、確実にリフレクティング・ルームの外においても既に雰囲気の変化が生じているとする。その中には、刑務官にとって「対等」に被収容者が会話をしようとしているという状態自体に対して、マイナスの感情を有している場合もあるのではないかとのことであった。一方で、被収容者にとっては、施設内において他にこのように話せる場が全くないことから、こういう場所が刑事施設内にもあるんだということを知ってもらうこと自体に意味があるのではないかと考えており、ここに参加した職員や被収容者が、相手を尊重する話し方や聴き方を自然と身につけていくことが目標であるとの回答がなされた。

風間会員に対しては、受刑者の表現活動が刑事施設の都合の良いように利用されないためにはどうすればよいかといった質問がなされ、これに対して、刑事施設のみならず外部の芸術団体等が共催して、犯罪行為者によるアートプログラムを行う、イギリスでの「パートナーシップアプローチ」のように、刑事司法機関のみではなく、外部機関が共に関与することで、かようなアートの取り組みが「再犯防止」等のみを目的としたものではなく、多様な目的のもとに行われるということ、それによって当該企画におけるパワーバランスが適切に図られる可能性が示唆された。こうした多様な目的設定は、犯罪行為者による表現としてではなく、その人の表現を一人の人間の表現としてとらえ、マスコミ等によって報道される犯罪行為者観やイメージ等とは異なる側面を伝えることにもなること、それは同時に、刑務所と社会との関係性を社会の側がとらえ直すことにもつながるのではないかとされる。

フロアからも大変多くの質問や意見をいただいた。

坂東氏に対しては、TCにおける物理的環境整備の重要性について、また様々な差別や性自認等の社会

的なマイノリティとしての経験を有する人の語りの困難性について等、安全な対話の場を成立させるための条件やそのための対応について質問がなされ、それぞれのTC実践の中で、専門家のみが対応するのではなく、その場の対話の参加者間で作り上げていくこと（例えば、新しくやってくる参加者への対応を、より早くから参加している人同士で話し合う等）にこそ意義があった旨が述べられた。しかし、こうした取り組みも、刑事施設においては、その時々幹部職員の姿勢や施設内情勢等によって、それまでできていた取り組みができなくなることがある等、刑事施設内のTCのみで完結した取り組みの限界もそこに表れていたように思われる。

平島氏に対しては、近年の刑事施設内でのODの取り組みの定義、その現状やその導入にあたって実際に経験されている困難等について質問がなされた。法務省によって全国的に「対話」実践の取り組みが推奨されている中、主には教育専門官や福祉専門職が中心となって行われ始めてはいるとのことである。「対話」のテーマについても臨機応変に決めたり、フリーであったり、その時々場に依じた形で進められているとのことである。それは必ずしも学問的に定義づけられたODの原則に沿ったものではない部分もあることは認めざるを得ないが、とにかくまずはその場に参加している被収容者が、職員や他の参加者におもねることよりも、自らが話したいことを話せることを重視していること、また、参加する職員やより話せる参加者等との間での権力的作用にも留意しながら、職員には帽子を脱いでもらって参加してもらうこと、参加者の名称は全て仮名であること、話すのが困難な場合は参加した際の感想文だけでいいこと等、対等性の確保のための一定の配慮が行われているという。

また、刑事施設内で必ずしも（幹部職員を含め）全ての職員が積極的な姿勢を有している訳でもないため、少しずつ実体験として「対話」を経験してもらうこと、またそれが上手くいっているということをまずは共有することに尽力されていることが紹介された。現場で「対話」を浸透させていくことの困難は明白ではあるものの、こうした取り組みに実際に接した職員や被収容者の反応に鑑みると、従来の閉鎖的コミュニケーションを前提としてきた刑事施設の中に、潜在的には「対話」的なコミュニケーションを許容し得る、いわゆるサイレント・マジョリティが少なくないのではないかとすることも窺わせる。それは、刑務官の職場としての刑務所において、職員間のコミュニケーションも必ずしも確保されていなかった中で、「対話」というツールの活用は、働きやすい職場の構築にも繋がらうのではないかと思われる。

風間会員に対しては、「刑務所アート展」の作品を実際に集める上での困難、それを実際にどのように克服してきたのかという経験について、また、今後の同展の展開可能性について質問がなされた。被收容者からのアート作品の送付については、NPO 団体での被收容者とのやりとりの実績をもとにこれまで集めてきたが、今後、もっと応募の間口を広げていきたいこと、その中では、刑務所の職員や犯罪被害者等、被收容者以外で刑事司法に関わる全ての人からの作品も集めていくことも考えたいとのことであった。それは従来、刑事施設内で行われてきたセラピー的な作用を期待するアートとしてのみならず、基本的人権の保障としての表現活動として、「対話」が拓く可能性を有しているように思われる。

## 5 まとめ

当初設定した本シンポジウムの3つの課題についてまとめることとしたい。

①「処遇体制の充実」のための「対話」として、誰のための・何のための「対話」がどのように行われるべきなのかということについて、基本的には、刑事施設被收容者自身の人権保障、主体性・自律性の尊重が確保される、そうした「対話」を目指すことが不可欠である。またそのような「対話」実践のためには、「対話」の場が安全・安心な場として構築されること、そのプロセスには刑務官を含めた施設職員自身が関与していく必要があるということである。またそのプロセスは、ダイナミック・セキュリティの観点からは、刑事施設としての保安を維持することにも繋がるように思われる。

②従前の日本の刑事司法に関連する「対話」の動きをどのようにとらえた上で、現在の動きがあらわれてきているのかについて、①とも関連するが、かつての島根あさひでのTCプログラムにおいては、坂東氏からの指摘もなされたとおりに、必ずしも刑事施設全体を「対話」的にしていくことを企図していた訳ではなかった。しかし現実的には、TCユニットを出た後、別の場での刑務官とのコミュニケーションのあり方が相互に変容していたり、TCユニットそのものの運営においても、相互に参加者同士によって安心・安全な「対話」の場が、徐々に作り出されていった過程が存在したことは事実である。そのことは、職員からの一方的な働きかけではなく、被收容者自らの積極的関与によって、刑事施設内において「対話」という手法が一定の機能を発揮していることを示している。もちろん、島根あさひの被收容者は、一般的に言語化の能力に比較的長けている被收容者が少なくないことを考慮すれば、他施設においても全く同様のかたちで取り組みがなされることを理想とすべきであるとは思われない。むしろそ

れぞれの施設において、被收容者の現在地やそれまでのコミュニケーションの状況に照らして、その場に応じて、その人が尊重され、心理的安全性が保たれる「対話」のあり方が模索されるべきであろう。そのような「対話」は、それぞれの視点でその場を見ている、刑事施設の職員間や他職種間、被收容者と職員間それぞれの間でのコミュニケーションが適切に行われるようになっていくことによって見出されるものである。

③そもそも「対話」が本質的に解決しうる刑事司法の課題とは何なのであろうか。今回のシンポジウム参加者からは、「対話」というテーマは、これまでの少年司法や少年矯正で取り組んできたこと、そこから成人矯正への架橋を考える上でも有益な議論なのではないかの意見もいただいた。拘禁刑時代の今、それはそのとおりである。ここまで述べたとおり、確かに「対話」のあり方は、まずは刑事施設や刑事司法の内側、刑事司法の課題を変えていくための議論である。

しかし、刑務所完結主義を前提に、「日本型行刑」のもと、刑事施設の中で職員と被收容者も、被收容者間も、そして職員間ですら、閉鎖的なコミュニケーションを当然としてきた日本の刑事施設において、諸外国に比してそれほど治安が悪化している事実がある訳でもない中、なぜこれまでのやり方を変える必要があるのか、刑事司法における本当の課題とは何なのかが、特に現場の職員にとって、十分に共有されている訳ではないように思う。大谷会員が指摘したように、ダイナミックセキュリティの概念が、日本の従前の保安の域を出ないかたちで理解されがちであることから、これまでのやり方以外で治安を維持する方法論が必要だとは、一般的にはおそらくみなされていないのであろう。

一方で、坂東氏や平島氏の実践経験からは、「再犯防止」や「改善更生」といった、刑事司法が掲げる目的を必ずしもその射程の限界とはしない、より根本的な社会における関係性構築や、人が人と対等に関わる上で重要なことを体感する場として、「対話」というツールが機能していることが窺える。風間会員の報告からは、それが必ずしも会話による言語的表現である必要はなく、また実際に、そうした表現が、従来の犯罪行為や犯罪行為者自身に対するイメージを、ただ一人の人間による表現へとそのフレームを変容させ、刑事施設の中と外の間を繋ぐものとして機能していることも示唆されている。それは、犯罪行為者を一人の人間としてとらえるという、本来は至極当たり前のことであり、犯罪という現象を、より社会の中の文脈に位置付けて対応していくことでもあるように思われる。そのことを、「対話」という手法を通じて、より体感的に理解し、実践するこ

と、それこそが刑事司法にとっての課題、ひいてはその司法制度を擁する社会の課題なのではないだろうか。

社会の中で生きていくうえで、就労や居住といった現実的な生活再建のための要素が不可欠であることに疑いはないが、そのような物理的要素によるのみでは、人が人として生きるための前提に十分にはなりえないことも、対人援助の現場等においては実感されてきたことではないか。「対話」の可能性は、そうした部分でも拓かれているのではないかと考えている。

充実した報告を提供してくれた登壇者と、様々な側面から多くの質問や意見を提起してくれたオーディエンスによって、本企画のコーディネーターとしては、拘禁刑施行後も引き続き、刑事司法のあり方、さらには社会のあり方について、「対話」を通じたコミュニケーションが活発になされていくためのひとつの契機として寄与しうる、そういう企画になったものと自負している。

#### 文献

デヴィッド・ボーム（金井真弓訳）、2007、『ダイアローグー対立から共生へ、議論から対話へ』英治出版株式会社。

# 刑事司法制度の内外におけるグループによる対話の実践と理論について

坂東 希 (大阪公立大学)

本報告では、主に刑務所内の回復共同体プログラムの実践から、聴くこと、話すことの困難と可能性について検討することを目的とした。

## 1 刑務所内「回復共同体」について

治療共同体 (Therapeutic Community: TC) とは、施設という環境全体を治療手段とし居住者の社会的態度の変化を目指すものである。米国の民間団体アミティによる TC では、当事者がサークル (車座) になって自身の被害体験や加害行為、その過程を語る事が重要な位置を占めている。アミティによる TC を国内で 2008 年に初めて刑務所に導入した官民協働刑務所島根あさひ社会復帰促進センターでは治療共同体を「回復共同体 (TC)」と呼び、再入率低下に一定の効果があることも示されている。本プログラムの一端を描いたドキュメンタリー映画『プリズン・サークル』(坂上, 2019) により注目も集め、サークルで訓練生<sup>1</sup>が語り合う姿への驚きが感想として語られ、なかには「なぜあのように語ることができるのか、(最初から)話せる人を集めているのか?」という疑問も何度か耳にした。

## 2 TC プログラムにおける「対話」の土壌

筆者が初めて TC を訪れた 2009 年春、TC ユニットの初期メンバーがサークルになり、筆者が話題提供をし、それに続いて質疑応答や意見交換がなされた。メンバーは私の話をじっくり聴き、いわば「率直な」質問や意見を投げかけてくれたのだが、それが普段あまり聞かれない質問で、私も話したことの無い話をしたことを覚えている。時間にして 90 分くらいだったが、自分の話が丁寧に聴かれ、新しい自分の意見に出会うことができ、加えて、メンバーも自身の体験を語り、一つのテーマがこんなに深まるのかと思えた新鮮な体験であった。つまり、2009 年 2 月に始まった TC プログラムは数ヶ月ですでに「対話」の土壌は育てられつつあった。

その後も不定期に TC ユニットに通ったが、観察していた風景にはこのようなものもあった。TC ユニットの初期メンバーである A さんは、サークルから一歩外側のはみ出したところに座り、自分は積極的に参加しているわけではないと言わんばかりの姿勢を示していた。B さんは、『教育プログラム』や『サークル』なんて生ぬるい。もっとバチバチにぶつか

ったり、やり合ったりすると思ってた」とメンバーが尊重し合おうとする文化に違和感を表した。こうした違和感や抵抗の表明を支援員は歓迎し、今ここで率直に感じていることをグループで話してほしいと応答し、TC での理念やルールの意味を一つ一つ説明すると同時に、メンバーが感じていること改めて話し合うという作業を要所で繰り返していた。

## 3 被害体験を聴き・話すことへの抵抗と葛藤

TC ではアミティのテキストや認知行動療法をもとにしたテキストによって組まれたカリキュラムに沿って様々なテーマを扱うため、グループで語られる内容は多様だが、幼少期の逆境体験が語られることもある。自身の被害体験については、カリキュラムの後半で扱われるが、TC 受講歴の長いメンバーが語るのを聴き、振り返りを進めるなかでポツポツと感じたことを言葉にしなが、徐々に自分のタイミングで話していく訓練生もいる。メンバーの多くが、最初から自己開示ができるわけではないと同様、話を聴くことについても抵抗や反発を含むさまざまな反応が現れる。腕組みや貧乏ゆすりなども見られる。聞いていられなくても立ち上がって出て行けるわけではない。C さんは、親からの被虐待体験が語られるのを聞くと苛立ちを感じ、グループのなかで黙ってられず、メンバーの話を遮り、支援員によく注意されていた。

TC プログラム受講者には一般人口より高い割合でトラウマ症状を有する可能性がこれまでの研究で示唆されており、C さんのように幼少期の逆境体験を有する受講者も多い。自身の被害体験に目を向けることを回避し、記憶に蓋をし、自身の傷つきを「なかったもの」としてきた人にとって、他者の傷つきや被害体験は容易には受け止められず、否認や回避も起きる (聴けない、怒り、嘲笑、非難などの形をとることもある)。C さんはプログラムが進むなかで、自身のトラウマ体験を受け止め、限られた人にだけ自分の体験を話し、ようやく人の話を遮らずに聞けるようになる。

## 4 安全に聴き、話せる環境

自身の体験をグループのなかで振り返ること、語る事、人の体験を聴くことには、さまざまな反応や葛藤が個人内、グループ内で生じることを見てきた。こうした「反応」や「葛藤」を起こさせないようにするよりも、起きるものとして、葛藤や問題を

<sup>1</sup> 本施設では受刑者ではなく訓練生と呼ばれる。

安全に抱えられるコミュニティをいかに作れるか。語っているメンバーを否定・批判するような言動を見過ごさず、反応・抵抗しているメンバーに応答／介入し（指導ではなく）、支援員が率先して安全な場を作ろうとする実践が積み重ねられている。安全な場で、自身の被害と加害に目をむけるのか否か、何が正しいか誤りかという答えが示されず、意見を一旦保留し、揺れながらも自分で選ぶ。被害や加害と向き合う司法・犯罪領域における現場において、「対話」はいかに作用しうるのか。対等や尊重、対話を重視した安全な関係、コミュニティづくりの理論と経験を積み重ねてきた TC の実践から学び続け、対話していければと思う。

## 近年の刑事施設における「対話」導入の試みについて

平島 隆充（富山刑務所）

「対話」は令和5年から刑事施設に導入された矯正処遇の理念、技法であり、処遇部門の刑務官が主体で実施するもの。令和7年6月予定の拘禁刑開始にあたり、刑事施設に「対話」処遇を積極的に導入することになった。これは刑事施設にとって画期的な改革であった。これまで刑事施設には、職員（特に刑務官）が被収容者と対等に話すというカルチャーがなかったからである。職員は「指示をする役割」であり、受刑者は「指示を受ける役割」であり、疑似家族的な人間関係のつながりはあったが「双方向性の関係」ではなかった。また職員と受刑者の役割・立場を明確化する組織風土は、規律秩序の維持重視及び施設の管理運営のため必要である一方、行き過ぎて受刑者の人権を侵す事例があった。

拘禁刑は受刑者個別のニーズに応じて再犯防止、刑務作業、就労・福祉支援等を課し社会復帰を目指した処遇を行う刑のあり方。そのため拘禁刑下では、刑務官に規律秩序の維持管理だけでなく、「対人援助的なスキル・メンタリティ」が求められるようになる。それが「対話」アプローチである。また名古屋刑務所での不適正処遇事案発生背景には職場の人権意識の希薄さ、規律秩序を過度に重視する雰囲気、自由に意見を言えない等、心理的安全性の低い職場環境があった。「対話」アプローチは職員間にも必要である。

「対話」アプローチとは何か。オープンダイアログ対話実践技法（以下「OD対話実践技法」、「OD」、「OD対話」）は、北欧発祥の対話をういた精神療法で、病院、刑事施設で導入の実績がある。対等性、多様性、他者尊重の理念を持ち、対話処遇を行うための有効な方法として推奨されている面接技法である（対話＝ODではない）。導入目的は相手を理解することによる適切な援助と不適正処遇の防止、職場環境の改善である。

ODは基本的に複数で実施する。徹底した対等性という特徴から、多職種連携・チーム処遇と相性がいい。ポリフォニー（多声性）と言われるように、ODでは、参加者が置いていった多様な意見を、話し手が自由に選択できる。説得、押し付け、議論はせず、明確な到達点を定めず、自由に対話を続けること自体を重視する。

最初に、処遇指標dの人が集まる工場（d指標工場：障害等で工場に出られない人が集まる中間的工場）で対話を導入したところ、直属上司をはじめ「なぜ受刑者の話を聴く必要があるのか。」「そもそも対

話は必要なのか。」と抵抗があった。前施設で工場担当刑務官を対象に改善指導の研修を実施した際、「受刑者と話すことで、工場担当として築いたものが崩れるようで不安。」との感想があったのを思い出した。対話処遇には、これまでの刑務官の在り方を揺るがすような印象があるかもしれない。しかし、今までの処遇を全て否定するものではなく新たな処遇アプローチの選択肢であることから、粘り強く理解を広げていく必要があると感じた。諦めず、各課から職員を招き対話技法の普及啓発に努めた。特に所長を筆頭とした幹部職員の協力を受け、しだいに所内での認知が進んだ。d指標工場の受刑者の声にも励まされ、徐々に手ごたえを感じるようになった。

OD対話をいかに矯正処遇に導入したか。①既存の改善指導の単元に取り入れて実施、②処遇指標dの受刑者に対し実施、③被害者心情聴取伝達制度の施行に関連した実施、④多職種連携を志向した実施、⑤対話に係る職員研修、①～⑤を軸に、役割、参加者、人数を変え試行した。この取組で気づいたのは、「自分のことを話したい、話す機会が欲しい」と考える受刑者が思いのほか多く存在するということがあった。

OD対話の場には、オープンに話すことのできる、否定されない、押し付けられない安全な空間、異なる意見を出しても許されるポリフォニックな空間がある。ある日、いつものように皆で対話した。和やかな雰囲気ふと「OD対話は何かに似ている？」と思った。

それは茶の湯だった。茶道には千利休が唱えた「和敬清寂（わけいせいじゃく）」と言う精神がある。和は「相手と仲良くすること」、敬は「互いに敬いあう心で接すること」、清は「素直な心を持つこと」、寂は「落ち着いてゆとりを持つこと」。他者を尊重し、素直な思いを安心できる場所に置いていくOD対話と茶道には共通点が多い。

互いに身分や立場から離れて、ありのままの姿で相手と向き合う。リフレクティングルーム（OD対話を行う部屋）は現代の茶室である。身分、立場を問わず誰とでも同席できる空間である。人と人を穏やかにつなぐ場所でもある。これまで刑事施設において、所長と受刑者と一般職員が同席し、リラックスして話し合う機会はなかった。まさしくOD対話は現代の茶の湯であり、職員と受刑者、職員と職員をつなぐ架け橋となると感じた。

これまでの刑事施設は、施設（受刑者を拘禁し刑

務作業を中心とした一律の処遇を行う場所)、刑務官（保安・秩序の維持、被収容者の管理を重視した処遇を行う）、受刑者（刑務作業を行う）という役割であった。しかし拘禁刑時代の刑事施設の役割は、施設（受刑者を拘禁し社会復帰を目的とした個別的な矯正処遇を行う場所）、刑務官（保安・秩序の維持、管理に加え、改善更生のための処遇を行う）、受刑者（社会復帰に必要な矯正処遇、改善指導を受ける）となると考えられる。その背景には、高齢社会の進展、社会の民主化・個人主義の発達、受刑者の抱える問題の複雑化・多様化、国の財政難（職員の増員がない）がある。そのため、刑事施設には、福祉施設の機能、社会の物差しに合わせた処遇の改善、受刑者の抱える問題に適切に対応し社会復帰させる役割、既存のマンパワーの有効活用が求められる。刑事施設は変わらざるをえない。

対話の概念は刑務官に対人援助職のスキル・メンタリティを付与する。対人援助の基本は、「他者理解と人権尊重」であり、それは個に応じた柔軟な処遇と不適正処遇の防止につながる。また対話の理念は職場環境を改善する。多職種連携・チーム処遇によるマンパワー活用や、職員間ハラスメントの予防等がある。対話は施設の保安を強化する。動的保安（ダイナミック・セキュリティ）の考え方である。

以上のように、対話の導入はあらゆる意味で刑事施設を、新たな時代の要求に応えられる柔軟かつ強靱な組織に変革させる概念である。刑事施設の今後の在り方に「対話」は欠かせない。これからも現場で対話を重ねながら、刑事施設の未来を見つめていきたい。

# 「刑務所アート展」が社会にひらく対話の可能性とは何か

風間 勇助（奈良県立大学）

## 1 はじめに

本報告の目的は、表現やアートを通じた「対話」の可能性について、「刑務所アート展」の実践から振り返り検討を行うものである。

近年、アートマネジメントや文化政策の領域では、文化が教育やまちづくり、福祉などさまざまな領域にもたらす価値とは何か、その評価に関する研究が増加している。代表的な例として英国の政府機関が取り組んだ「文化的価値プロジェクト」の報告書があげられる（Crossick, G., Kaszynska, P., 2018 中村訳 2022）。同報告書では、刑務所や少年院といった施設における芸術活動の価値が調査され、犯罪・非行からの「脱却 desistance」に影響をもたらすことが指摘されている。もちろん芸術活動だけで犯罪から脱却できるわけではない。しかし、脱却につながる「自分自身と他者について考える力」や「自分がとることができる選択肢を見つける力」、「他の人生の状況や他の未来の可能性を想像する力」に対して、芸術活動は大きく関与すると指摘されている。

翻って日本の矯正施設での芸術活動はどうか。法務省では、少年院教育作品ギャラリーが Web サイト上で公開されており、青葉女子学園のオペレッタに代表される通り、少年院では情操教育の一環として表現活動が取り入れられてきた。また、刑務所の受刑者もクラブ活動や余暇活動の中で文芸作品の創作や、矯正管区が主催する文芸作品コンクールに参加する機会がある。矯正展などでは、同コンクールの受賞作品が展示されていることもある。

しかし、日本の矯正施設で取り込まれてきたこうした芸術活動あるいは文化的な活動をどのように捉えることができるだろうか。情操教育など更生につながっていくことを期待するのか、あるいは単なる余暇活動に過ぎないのだろうか。

## 2 刑務所アート展の取り組み

刑務所アート展は、2022年に開始したプロジェクトである。すでに刑務所内では取り組まれている文芸作品等の創作活動が、あまり一般には開かれていないことが当初の問題意識であった。実際、刑務所アート展の応募者（受刑者）から寄せられる意見として多いのも、発表機会が無いことである。創作すること自体は、余暇時間の中で個人のノートに書いたためにはできるが、できあがった作品について誰かと話すことや、誰かに見てもらおうという機会が無いのだという。

なぜ、発表の機会が少ないのか。刑務所の職員に

行ったインタビュー調査の中では、「良かれと思ってクラブ活動などの成果を一般に公開しても、『犯罪者が遊ぶな、被害者の気持ちを考えろ』と、市民からクレームがくる恐れもある」として、「自分たちからは積極的に公開はできないが、外から働きかけてくれる方が公開しやすい」との意見もあった。

ここにおいて、外部から働きかける意義がみえてくる。諸外国においても、刑務所内にアートプログラムを提供する専門機関が刑務所とパートナーシップを組んで取り組まれていることが多い。刑務所として何かに取り組むには、常に矯正教育や「再犯防止」という看板から逃れられないかもしれない。しかし、外部の専門機関が関わることにより、プロジェクトの目的を多元化することが可能になる。

ここから刑務所の中の表現を外にいる私たちがどのように受け取り応答することができるのか、安全な表現の場をどのようにつくっていくことができるのかという問題が浮上してくる。そこで、「刑務所アート展」の活動が特に重視したのが、さまざまな場面での「対話」の機会の創出であった。例えば、作品募集を投げかけるテーマはどのようなものにするのかについて、当事者や支援者、あるいは他の一般の人たちを交えて公開型のミーティングを開催した。別の機会では、刑務所内で創作活動に使うことのできる文具や画材は何かについて、アーティストと当事者が一緒になって話し合う場も設けた。

結果として、2023年2月に開かれた第1回刑務所アート展では、全国23か所の刑務所から52人の受刑者から寄せられた125点の作品が集まった。絵画のほか、詩、短歌、俳句、エッセイ、書などの文芸作品を東京都内のギャラリーにおいて展示した。

また、プロジェクトの過程において出会った原田正治さん（「被害者と加害者との出会いを考える会」設立者）と荒牧浩二さん（「オックス：奥本章寛さんと共に生きる会」事務局）から、長谷川敏彦さんと奥本章寛さんという二人の死刑囚の絵画を借りて展示した。長谷川さんは2001年に死刑が執行され、その絵は20年以上保管されたまま眠っていた。しかし、作品というモノが残っていたことで、再び原田さんと長谷川さんの間にあった関係や対話に思いをめぐらせる機会となった。

奥本さんは、2024年10月現在も収監されており、「色鉛筆訴訟」の原告としても知られている。奥本さんが色鉛筆で絵を描き続けることを支え、被害者遺族への償いや生きることそのものについて一緒に考えて来たのが、支援者の荒牧さんであった。長谷

川さんと原田さん、奥本さんと荒牧さんというそれぞれの関係性のうえに表現があることを伝える展示とした。

受刑者から応募された作品については、審査員が選評を送る他に、来場者も同じように各作品にコメントシートを書ける仕組みとした。書かれたコメントは、展示終了後に作者である受刑者に送付した。届いた作品を孤立させず、コミュニケーションにつなげていくことが表現において最も重要と考えるからである。また、主催者が応募者の創造性を搾取することのないよう、送られてきた作品に応答する(response)ことが最低限の責任(responsibility)であり、可能な限り対等な立場を目指したいと考えているからでもある。

### 3 アートを介した対話の可能性

刑務所アート展はどのような対話の場をもたらすことができたのだろうか。プロジェクトの発足の段階から展示にいたるまで、刑務所にいた経験をもつ当事者たちが積極的に刑務所という場所、あるいはその経験について説明する場面があった。自分にしか語れないこと、自分だからこそ語れることを、この場は語っても大丈夫な場所だと認識してもらえたからこそ、普段はできないような仕方でも自然と自己開示し、作品をきっかけに自身の経験を語るということができたのではない。

応募者(受刑者)のご家族からは、「普段の手紙のやりとりや面会では知ることのできない息子の考えや思いを知ることができた」という感想を得た。外から働きかけることにより、普段の関係性の中では出会わない別の他者(審査員や来場者)へと自らをひらき、自身の新たな側面を発見することにつながったといえる。

さらには、加害者がどのように刑務所で過ごしているのかを知りたくて展示を見に来たという被害者遺族の方もいた。「いろんな思いに接することができて良い機会となった。事件から数年が経って自分も原田さんのように加害者に会って話してみたい」と、加害者との対話を望む原田氏への思いに共感する声も寄せられた。

そして来場者の多くが、「思っていたより鮮やかな絵、やさしい表現が多かった」といった感想を残した。また、原田さんのような加害者と対話を続けたという被害者遺族の存在に驚く声も多くあった。人々が刑務所やそこに生きる人々、あるいは被害者やその遺族にどのようなイメージを持っているのか。展示という「見る/見られる」という関係性をつくり出す装置は、自らの「見る」まなざしが問い返される場でもある。そのイメージの多くはテレビや新聞等のマスコミの報道を介してつくられているものだ

ろう。固定化されたイメージから少しでも変わることが期待される。

作品の中には刑務官を揶揄するような表現、刑務所の不平や不満もあり、それらを含めても一人ひとりが違う表現をもっている。明るい前向きな表現も悲しい過去の思い出も怒りもあるなど、一人ひとりが多様な側面をもった私たちと変わらない同じ人間であること、「受刑者」ではなくることのできないそれぞれに異なる存在があることを、身体的な痕跡(筆跡など)の違いからも感覚的に受け取ることができたのではない。

多様な作品の一つひとつに込められた思いや考えが異なるからこそ、そこから生まれる対話や言葉も広がりをもっていた。犯罪や司法の問題に関心のある層はもちろん、そうではない人々にも、刑務所やそこに生きる人々について考え対話できる機会を創出することができた。専門家には専門家の求められる役割や議論していくべき課題があり、当事者同士で話し合う場も重要である。それに対して、文化がもたらす場は、専門家ではなくても、あるいは当事者ではなくても(いつか当事者になることはあるかもしれない)、関わるができるもう少しゆるやかに広がりをもった関係性といえる。

### 4 結語

表現は誰かに見てもらおうと、自身を他者へとひらく営みである。刑務所という隔絶され閉じられた環境では、関係性も固定化され、受刑者としての自身の姿しか想像できなくなってしまうかもしれない。そうした中で、別な誰かの存在を意識して表現してみると「新しい自分」に気づいたりもする、これが表現に取り組むことの本質のように思われる。その表現と出会った来場者も、コメントを返したり対話の経験を通してものの見方や考え方が変わるかもしれない。このように互いに変容をもたらすようなコミュニケーションはアートにこそできることだと思われる。

また、司法の手続きや時間的スパンの中では寄り添うことが難しい、数年や数十年の単位でゆらぎ変わっていくさまざまな当事者たちの複雑な思いや考えを、複雑なまま受け取り寄り添って対話を続けていくことができるのもまた、文化的な活動の中でこそ可能ではないだろうか。

### 文献

Crossick, G., Kaszynska, P. (2018), *Understanding the value of arts & culture: the AHRC cultural value project*, Arts and Humanities Research Council (中村美亜 訳(2022)『芸術文化の価値とは何か：個人や社会にもたらす変化とその評価』水曜社)

# 刑事施設における「対話」と保安の関係

大谷 彬矩 (信州大学)

## 1 はじめに

近年、刑事施設の保安に「対話」を導入することが注目されている。その手法は、ダイナミック・セキュリティ（動的保安）と呼ばれ、日本の行刑にも導入されることになった。そこで、指定討論者として、「対話」と保安の関係について整理するとともに、そこから生じる疑問を各報告者に投げかけることにした。

## 2 ダイナミック・セキュリティという概念

刑事施設内部の保安は物理的保安、手続的保安、動的保安の3つに分類される。

物理的保安は、行動を規制し、逃走を防ぐためにデザインされている環境のあらゆる要素を含む。手続的保安は、受刑者の確実な統制を目的とした様々な手段から成る。しかし、これらの静的保安は、受刑者が逃走しないことを保障するには不十分であるとし、提唱されているのが、動的保安あるいはダイナミック・セキュリティと呼ばれる概念である。

ダイナミック・セキュリティを構成する要素は多岐に渡るが、不可欠な要素として、職員と受刑者との間で良好な関係を築いていること、刑務所内で何が起きているかを把握していること、公正な処遇を行い、受刑者たちの「ウェルビーイング」の感覚に理解があること、受刑者を生産的で有意義な活動に従事させ続けることが挙げられる。

良好な関係を築くために、職員が受刑者と対話する機会を増やすことが推奨される一方、それによって危惧されるのは、職員が受刑者に籠絡されることである。籠絡されるリスクに対抗するためには、専門的な研修を行うこと、過度に長い期間、特定の受刑者との接触にさらされないように一定の流動性を取り入れることなどが提案されている。

## 3 ダイナミック・セキュリティが求められるようになった背景

では、ダイナミック・セキュリティはなぜ求められるようになったのか。

イギリスで1990年代に行刑局長を務めた人物でもあるIan Dunbarは、70年代および80年代の刑事施設暴動と騒擾が続いていた1985年に、ダイナミック・セキュリティの概念を提唱した。Dunbarによれば、ダイナミック・セキュリティは、個人主義と、受刑者と職員との関係性、有意義な活動が一体となった概念であり、物理的保安が厳重か否かを問わず、

快適で、より規律のある刑事施設をもたらすと考えた。

また、1990年の大規模な刑務所暴動を受けて行われた調査を基に公表され、その後のイギリス行刑に大きな影響を与えたWoolfレポートも、受刑者と刑務所職員の良好な関係を形成することが重要であり、そのためには職員が十分な訓練を受けること、自身の仕事に誇りを持つこと、給与や雇用条件などのリソースが適切に割かれていることが必要だとしている。

つまり、静的保安だけでは保安事故を防ぐことが不十分であることが認識され、概念化されたのがダイナミック・セキュリティであると言える。

## 4 日本におけるダイナミック・セキュリティの導入

名古屋刑務所の暴行・不適正処遇事案を受け、設置された第三者委員会は、提言書を発表し、組織風土の変革として「動的保安の導入」を掲げた。そこには、新しい保安のやり方を取り入れるというよりも、これまでのやり方を維持・発展させるという見方がある。

しかし、これまでの日本の伝統的な行刑のあり方の延長線上にダイナミック・セキュリティがあると位置づけることは危険である。

日本の伝統的な行刑風土として、「日本型行刑」と呼ばれるわが国独自の刑務所運営方式の存在が指摘されてきた。これは、武器を持たない丸腰の刑務官が大勢の受刑者を管理する方法（担当制）である。

しかし、担当制における情緒的信頼関係と、ダイナミック・セキュリティにおける積極的な人間関係とは異なるものである。担当制における情緒的信頼関係とは、「子」である受刑者が「親」である刑務官に対して、敬意をもって接することを一方的に求められるに過ぎない。ダイナミック・セキュリティにおける前提である他者への敬意が構造的に欠けており、その点が両者の最も大きな違いであると思われる。

ゆえに、「保安概念の再構築」も従来の保安概念の維持・強化ではなく、刷新するものという理解のもと、改革に臨むべきであろう。

## 5 各報告者に対する問いの視座

刑務所における生活状態は一般社会における生活状態にできる限り近づけるべきとする、社会との同

一化原則（ノーマライゼーション原則）というものがある。この原則を採用することは、ダイナミック・セキュリティの向上を目指す政策につながるという指摘もある。とはいえ、刑事施設という環境であるがゆえに、一般社会と同様に「対話」を実践するということには大きな困難が伴うことも予想される。

一般社会との対比の視座を持つことは、回復共同体においては、保安職員との協働のあり方や、回復に携わる専門家としてのふるまいを考えることにつながる。また、リフレクティング・ルームを超えて「対話」を波及させるべきか、受刑者の表現活動が施設の都合の良いように利用されないためにはどうすればよいか、といった疑問も生じる。

以上の視座を持ちつつ、刑事施設に「対話」を根付かせることで、変わるべきことと、変わらずに在るべきことをどのように整理するのか、引き続き検討していかなければならない。

#### 文献

United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC), 2015, Handbook on Dynamic Security and Prison Intelligence, United Nations. (=2021, 九州刑事政策研究会（大谷彬矩＝相澤育郎）訳「ダイナミック・セキュリティと刑務所インテリジェンスに関するハンドブック（1）（2・完）」法政研究 87（4）：1286-1231, 88（1）, 84-47.）

Dunbar, Ian, 1985, A Sense of Direction, HM Prison Service.

Smith, P. S., 2022, Dynamic Security or Corruption of Authority? Normalization and Prisoner-Staff Relations in Danish Prisons. In Crewe, B., Goldsmith, A., & Halsey, M. (Eds.), Power and Pain in the Modern Prison, Oxford University Press.

テ ー マ セ ッ シ ョ ン

## 拘禁刑施行に向けて刑務所と刑務官に期待すること

コーディネーター・司会：浜井 浩一（龍谷大学）

話題提供：竹中 樹（法務省矯正局）

古城 いくよ（一般財団法人かがやきホーム）

河井 克行（元法務大臣）

指定討論者：森久 智江（立命館大学）

### 1 企画趣旨

2025年6月懲役刑が廃止され、拘禁刑が導入される。刑務所は懲役刑を執行する場所から社会復帰のための場所へと変わっていかなくてはならない。そのためには、規律と秩序が最優先され、所内のあらゆる場所での行動が決められた手順に従って整然と実施されるような極端に構造化された刑務所内の生活環境を見直す必要がある。受刑者や刑務官の安全・安心を確保しながら、刑務所の中を社会に近づけていくためには何が必要なのか。

その第一歩として、刑務官の人権意識とか、さまざまな再犯防止プログラムを導入する前に、「懲役」とか「やつら」という視点で受刑者を見ている刑務官の意識が変わらなければならない。それが変わらなければ、受刑者と刑務官との関係性が変わらず、結果として対話プログラムなども効果を発揮し得ない。では、刑務官の意識はどうすれば変えられるのか。

刑務官の意識を変えていくためには、「保安の原則」によって刑務官の中に植え付けられた受刑者を危険な存在としてとらえる受刑者観を変えていかなくてはならない。受刑者を自分たちと同じ成長（改善更生）することのできる人間としてとらえることができなければ、受刑者との間に信頼関係は生まれず、どのような働きかけも効果を持ち得ない。そして、刑務官の受刑者観を変えていくためには、刑務官が受刑者の変化を日々の業務の中で実感できるような機会を増やしていくことが必要となる。最近導入された受刑者への「さん」付けや軍隊式行進の廃止などの様々な刑務所改革が受刑者にとってだけでなく、刑務官の業務にもプラスに作用することを実感し、刑務官が改革による変化をポジティブなものとしてとらえられるようにならなければ改革は成功しない。刑務官の意識が変わり、受刑者との関係性が変わることで、受刑者の行動が良い方向に変わっていくことを経験し、それによって刑務官が日々の業務にやりがいを感じる事ができれば、刑務所は生まれ変わることができるはずである。

同様の改革を20年前に実行したミラノにあるボ

ッラーテ刑務所の元所長ルチア・カステラーノは、刑務所改革において重要なことは改革が刑務官の日々の業務にとってポジティブな変化を生み出すことが重要であり、刑務所の住人である刑務官と受刑者の双方をエンカレッジし、双方にとって刑務所が居心地の良いものにならなくてはならないと指摘している。

本テーマセッションについても単なる現状批判ではなく、何をどのように変えていくのか、その際に刑務官に意識をどのような変えていけばよいのかといったポジティブな意見交換ができることを期待している。受刑者にとっても刑務官にとっても生きがいを感じられる刑務所改革のあり方について考えたい。

本テーマセッションでは、3人のパネリストの話題提供ののちに、指定討論者によるコメントと指定討論者とパネリストの間の質疑を行い、その後、フロア（聴衆）との間で質疑を行うこととした。3人のパネリストの話題提供の内容については、それぞれの報告を読んでいただきたいが、行刑施設での施設長や管区長経験のある法務省矯正局の竹中樹さんには矯正管理者の立場から、一般財団法人かがやきホームの相談員の古城いくよさんには、社会内における更生支援の立場から、そして、元法務大臣の河井克行さんには、矯正行政の総責任者でもある法務大臣と受刑者という両極を経験した立場から、それぞれ拘禁刑施行後に刑務所と刑務官がどのように変わるべきなのかについて、その期待するところを話していただくように依頼した。それらの話題提供を受けて、刑事政策の研究者である立命館大学教授の森久智江さんに論点整理をお願いした。

以下は、各パネリストの報告と指定討論、フロアとの質疑の報告である。

### 文献

Lucia Castellano（翻訳：小谷眞男），2018，「ボッラーテ刑務所の奇跡」No. 7，10-20.

## 2 矯正風土と動的保安(ダイナミック・セキュリティ)

竹中 樹 (法務省矯正局)

### 拘禁刑下における刑事施設

懲役刑下においては、刑務作業は苦役としての一面があると捉えられていたが、拘禁刑下においては、刑務作業は懲らしめのためのものではなく、改善更生を図るためのものであることが刑法上も明確になった。これに伴い刑事施設自体も矯正施設として社会復帰にふさわしい場所へと変わることが求められている。今までも、刑事収容施設法上、懲役受刑者に矯正処遇として作業を行わせており、さすがに受刑者を懲らしめの対象とみることはなかったが、受刑者を管理の対象と見る向きはあったところ、それがどうしても厳しい規律秩序の維持につながっていたところがある。今後は、受刑者を一人の人間として、改善更生などの支援の対象として見る事が求められる。

一方、刑事施設は受刑者と刑務官の安全を確保しながら、施設の中を受刑者の社会復帰にふさわしい場所にすることが求められている。これにどう対応するのか？

それには施設の保安の在り方を大きく変える必要がある。現状では動作規制などの手続的保安が強すぎ、これが施設の矯正風土の醸成を妨げているので、手続的保安のウェイトを低くし、動的保安の比重を高める必要がある。動的保安を重視していくことが、なぜ刑事施設が社会復帰にふさわしい場所へと変わっていくことになるのか、拘禁刑下における新しい矯正処遇の一部を紹介しつつ、刑務官と受刑者の関係、受刑者処遇がどのように変わっていくのか、説明する。

### 拘禁刑下における矯正処遇

懲役刑下では、懲役受刑者は刑務作業が義務づけられていたので、作業の実施を前提とした上で、改善指導、教科指導をそれぞれ実施していた。

拘禁刑下においては、作業も**受刑者の必要性に応じて実施**することとなり、作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇を行うことになった。これは**各受刑者の特性に応じ**、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとするものである。また、矯正処遇を効果的に実施するため、**作業を含む受刑生活への動機付けの強化**が考えられている。

### 拘禁刑の創設に向けた具体的取組

改善更生・社会復帰への**動機付け等**を図るために実施するものとして、一般改善指導の種類として「対話」を新設している。

これは、受刑者にとって安心・安全な環境を構築した上で、受刑者が自身のことを語ることをもって、自身の状況を認識するとともに、様々な課題を克服するための援助が得られることを実感させることにより、更生への動機付けを高めるほか、職員が受刑者のことを深く理解することを目的としている。一方、受刑者の話を職員がよく聞くことで、受刑者も職員に話を聞いてもらったということで職員に対する見方もよい方へ変わることが期待されている。

実施方法としてはオープンダイアログの手法や考え方を取り入れている。実施職員は、処遇部門の刑務官を中心として、法務教官や、心理技官などが入ることとしている。

オープンダイアログの実施によって、刑務官が受刑者のことを深く理解し、受刑者と良好な人間関係を結び、動的保安に資することも期待されている。

### 3つの保安

**動的保安**とは、強制力に頼らない保安である。

**職員と被収容者の良好な人間関係**や被収容者処遇の充実により保安事故を起こさせないようにする。言わば職員の人間性・処遇力による保安であり、施設の矯正風土を醸成しつつ保安を維持できる。

保安には、他にも高い外堀、鉄格子などの**物理的保安**、動作規制、懲罰などの**手続的保安**がある。日本の刑事施設の場合、今まで力による保安である手続的保安が強く、軍隊的行進を始めとする厳しい動作規制を行ったり、所内生活におけるきまりをこと細かに定めてきたため、施設内の生活が一般社会とかけ離れることとなっていた。

しかし、拘禁刑下においては、**被収容者を管理の対象から支援の対象**と見るから、職員と被収容者の良好な人間関係や被収容者処遇の充実を基礎とする動的保安の比重を高めることが求められる。被収容者を管理の対象と見るとどうしても規律秩序優先になる。

### 動的保安へのシフト

動的保安とは、担当職員が行っている処遇力による保安である。担当職員とは、日本の場合、作業をしている受刑者はどこかの工場に所属しており、工場ごとに担当する職員がいて、学校でいう担任の先生の役割を果たして、工場担当職員と呼ばれている。この職員が担当する被収容者の日頃の生活をよく見て、悩み事を抱えているようであれば相談に乗り、相手の性格、心情、状況等をよく把握して、それぞれに応じて、適切な対応を取り、被収容者をうまく納得させて処遇し、保安事故を予防する。動的保安は、日本では警備を担当する刑務官が被収容者の処遇に関与するので、今までも実施してきたも

のである。

目的ある有意義な被收容者処遇の充実、規律違反を考える怠惰な時間を作らないことにより、保安事故を予防しようとするものであるが、被收容者処遇の充実により刑務官と被收容者が接する機会を増やすことによりその人間関係を良好にすることも図る。

### 動的保安のポイント 職員と被收容者相互の敬意

動的保安の基礎は職員と被收容者の良好な人間関係であり、職員と被收容者相互の敬意、相互の理解、職員と被收容者の適正な距離がポイントになる。まず相互の敬意であるが、実はこの部分が従来日本の刑事施設で欠けていたところであり、それが、被收容者への不当な処遇につながる原因の一つになっていたのではない。

被收容者も人格を持った人間であり、その人格を尊重することが必要で、同じ人間であることを忘れないことが大事である。それゆえ、職員も被收容者も礼儀正しく、適切な言葉使いをすることが大事で、職員が被收容者を「さん」付けで呼ぶことも同趣旨である。

### 被收容者のことを理解

被收容者の理解については、被收容者を一人の人間として見ることが求められる。

スイスの動的保安のハンドブックでは、動的保安の実施には受刑者を単純に悪人として見るのではなく、すべての個人の人生の経過や生活環境が異なるように、世界は複雑であり、その複雑さの中で人には様々な苦しみがあることを理解し、人を「善」か「悪」に分類することは困難であると知ることが大事であると解説している。

この被收容者一般についての理解に加えて、動的保安を実施するには、相手の個々の被收容者を理解していないといけない。籠絡を防止するためにも、職員が被收容者のことをよく知っておくことが大前提となる。

日本の刑事施設の課題として、夜勤職員の対象被收容者が多すぎ、相手のことを知ることが難しいこと、そもそも施設規模が大きすぎることがある。被收容者の数が500人を超えたら、個々の職員にとって全く知らない被收容者が出てくる。個々の被收容者のことを知らないと、どうしても被收容者の支援より管理を重視することになりがちである。

### 適正な距離

適正な距離とは、フレンドリーに接してもフレンドになってはいけないということである。近すぎる関係は他の被收容者から処遇の平等、公正性を疑われることになる。

そして、動的保安の実施においては、従前に比べ

れば職員と被收容者の距離が縮まるので、対話で失敗したときに報告できる職場の雰囲気が必要である。報告できないと、深みにはまって籠絡の危険がある。間違いを建設的に処理する文化を創造する必要がある。

### まとめ

現在、実務ではオープンダイアログ等対話的な業務を試行しているところであり、動作規制では、集団移動も並足で、歩調を唱えることもなくなった。

動的保安は職員と被收容者の良好な人間関係を基にするものだけに、その実施は職員の勤務のあり方を方向付け、施設の矯正風土の醸成に前向きな影響がある。お互いに敬意を持った人間関係の構築の必要性は、被收容者との関係だけでなく、職員間の関係にも当てはまり、パワハラなどのない良好な職場環境の形成にも資する。また、動的保安は被收容者の社会復帰にも貢献する。動的保安は、言わば、2項対立するものとみられてきた保安と矯正処遇を止揚して、新しい調和の下で発展的に統一するものである。

動的保安を重視することにより、今後の刑事施設での生活が一般社会に近づき、刑事施設が職員と被收容者ともに生きがいの感じられる施設になってくれればと思う。

### 文献

Ahmed Ajil, 2021, *Handbook on Dynamic Security in Penal Settings*, Swiss Centre of Expertise in Prison and Probation

[https://www.researchgate.net/publication/349117461\\_Handbook\\_on\\_Dynamic\\_Security\\_in\\_Penal\\_Settings](https://www.researchgate.net/publication/349117461_Handbook_on_Dynamic_Security_in_Penal_Settings) 最終アクセス 2023.12.19

### 3 一般財団法人「かがやきホーム」における取組を通して～出所者の更生を社会内で支援する立場から～

一般財団法人かがやきホーム 相談員 古城いくよ

#### (1) はじめに

一般財団法人かがやきホームは、「奈良県更生支援の推進に関する条例」に基づき、奈良県の全額出資により設立した団体である。かがやきホームでは、刑務所出所者などの罪を犯した者等を「研修員」として雇用し、就労の場の提供、住居の貸与、社会的な教育、相談支援等を行っている。

この報告では、かがやきホームの相談員として更生支援に携わっている立場から感じたことや、研修員に行ったアンケート結果等を紹介する。

## (2) 元刑務所長OBから見た更生支援

(本節は、かがやきホーム相談員(元刑務所長)岡西正克さんによる報告である。テーマセッション当日は、録画動画によって報告が行われた。)

元矯正職員が更生支援に携わり、社会復帰後の出所者を感じたこと等について発表する。

釈放後の生活を全く知る由もなかった私は「頑張れよ」などと声掛けしていたが、今振り返れば、私の声は彼らには届いていなかったものと痛感している。出所前後は更生意欲等も強いが、立ち直りにはサポートが必要であること、当時の声掛けは無責任な激励であったと実感している。

今後、身柄確保だけに重点をおき、受刑者の資質で行動制限を緩和し個別処遇を取り入れるべきである。

刑務所独特の特殊性の排除、社会常識で判断できる職務内容が重要となり、多種多様な知見等を有する職員等の人材確保や体制拡充が必要となる。

## (3) かがやきホームにおける支援

かがやきホームでは、相談員をはじめ職員の誰かが1日1回は必ず研修員とのつながりを持っている。具体的には、研修員が社会的教育などで事務所に来訪して直接顔を合わせる時のほか、報告者と岡西相談員が電話連絡を行い、心身の健康面を含めその日の状況や困りごとの有無などを確認している。

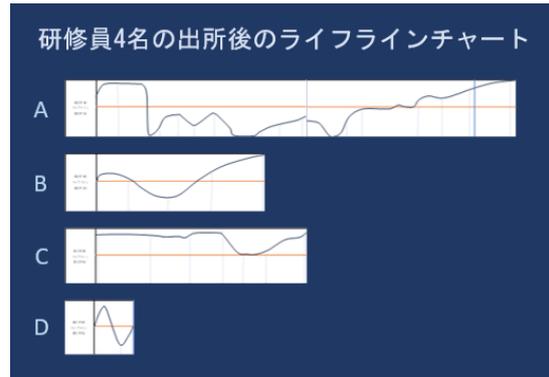
研修員からは、かがやきホームは「こころの拠り所」、「自立に向けてサポートしてくれ、気軽に相談できる場所」、「誰ひとり見捨てないチーム」、「どんな時も近くで見守り、時には厳しい助言などもしてくれる」という評価をもらっている。

## (4) 研修員の刑務所出所後のライフラインチャート

現在かがやきホームに在籍している4名の研修員に、ライフラインチャートを作成してもらった。

このライフラインチャートでは、かがやきホーム入社後(刑務所出所後)から現在までの各研修員が感じる満足度の高低を曲線で表している。高低の変化と当時の出来事を重ね合わせることで、その人の価値観の一部を知ることができ、研修員個々の特性を踏まえた相談支援に役立っている。なお、末端は各自の区切りの良いところとなっているため、ばらつきがある。

図：研修員4名の出所後のライフラインチャート



チャートには各個人の特徴が表れているが、満足度に影響がある共通の要素もうかがえる。

満足度が高くなる共通の要には、周囲のサポート、様々な人との交流、人からの感謝など、他者との良好な人間関係での出来事が見てとれる。反対に満足度が低い時は、仕事でのケガ、体調不良、人間関係が上手くいっていない時、研修員自身が失敗と感じる出来事があったときなどが挙げられる。

全体的にみると、かがやきホームに来て間もない研修員を除き、現在の満足度が高い傾向にある理由として、自己肯定感が高くなっている様子がうかがえる。

所属している場所が長期的な居場所となり人も環境も好きになれていること、本人がその環境で感謝されて必要とされている実感があること、目的に向けて一緒に取組み、以前の自分に比べて“できなかったことができる”が増えたことが感じられた。このことから、居場所があること、本人の選択やチカラを踏まえた未来を信じてもらえている声かけや、感謝される交流が自己肯定感に繋がり、自立更生に繋がっていく要素のひとつと感じている。

## (5) 刑務所内と出所後の生活に関するアンケート結果

研修員に対して、刑務所内と出所後の生活についてアンケートを行った結果の概要を紹介する。

Q:刑務所の職員の言動で励まされたことはあるか。  
A:「刑が確定し、ものすごく落ち込んでいた時の声かけで、罪を犯した自分のことを思ってくれたことに喜びを感じた」「自分のことを評価して工場の係を任せ、『お前しかいないし、信用できる』と言われた時は嬉しかった」

Q:服役中の心配事、悩み事はどのようなことがあったか。

A:受刑者同士の人間関係、出所後の生活

Q:刑務所内の人間関係での悩んだことは。

A:(対職員)「偉そうな物言いをされて嫌な思いをした」

(対受刑者)「生活態度の悪い人が周囲にいる時、年齢差のある年上の人に何か教える時」「マウントをとってくる人、陰で悪く言う人」

Q：それらの人間関係の解決方法

A：「担当の職員に相談したり、他の受刑者に運動中に話をする」「関わらないようにした」「その人と直接話してみたり、距離を置くなどした」

Q：刑務所での資格取得や改善指導で役に立ったもの

A：「人間関係についての改善指導が相手を知るという面で役立った」、「罪種別の改善指導で同じ事件を起こした人との意見交換が良かった」

Q：社会復帰・再犯防止に向けて、学んだ方がいいと思うことは。

A：金銭管理、人との距離感と接し方、IT関係等の資格

Q：出所後の社会生活で困ったことと解決方法

A：(困ったこと)「社会状況が変わっていて分からなかった」「住居やお金、仕事、その他税金等の手続きや借金について」

(解決方法) かがやきホーム、更生保護女性会などからの支援で解決できる

Q：刑務所を出てから必要なことは。

A：我慢する心、優しい心、健康的な心身、関わりを持った人を裏切らない強い気持ち、家計簿の取組

Q：公共の支援機関等の情報の活用有無

A：活用できていない(していない)

Q：困った時・悩んだ時の相談相手はいる(いた)か。

A：(刑務所内)「刑務所ではない」「刑務所内では1～2人、自分と似たタイプの人に話していた」

(現在)「かがやきホームに関係する人」「上司や同僚」

Q：犯罪に至った原因

A：人間関係、自暴自棄、金銭的余裕が無いこと、相談相手がいないこと

Q：今、事件を起こした時と全く同じ環境や心情になったときに、犯罪に至らない自信があるか。

A：ある。

(理由)「自分を思ってくれる人がいて自分もその人を思っている」、「周囲に相談できる環境や支援がある」、「周りの人とうまくコミュニケーションをとって生活している」

Q：当時犯罪に至った理由に違和感を感じるか

A：「当時は犯罪理由がSNSで見ただけと軽く流していたのが、数年の内省もあり、お金だけじゃない自分の考え方や見え方の歪みに気づいた、そのきっかけは受刑中の作業で相方に指摘されたこと」

Q：受刑者の更生を促進するために刑務所において見直すべきと思うこと

A：(処遇について)「その人の考えだけで人の優劣を決めたり、日ごとに言うことが急激に変わるのとは良くないことだと思われる。」「受刑生活が長い短いに関わらず、平等に接するべきだと思う。」

(刑務作業について)「刑務作業のバリエーションを増やして、就職のためのスキルを磨くことができれば良いかなと思うし、作業報奨金をあげるなどして、弁済にまわせられれば良いと思う。」

(出所時の支援について)「出所時に全員に職を用意した方が良い。」

## (6) おわりに

かがやきホームに来て、研修員の言動に戸惑いを感じる時もあるが、報告者自身は、「研修員の良い変化を見逃さず、気付いた時に声をかける」「協力的な姿勢で問いかける」ことにより、指導・注意だけでなく、寄り添うような声かけと問いかけを行うことを心がけている。

また、かがやきホームでの生活を通して、研修員が「変わりたい、変わろうという想い」を持つという変化が感じられるようになったが、この変化は、研修員自身の意志による大きな変化であると思う。支援をする上で、本人のこのような想いや姿勢を尊重し、人と環境の中で孤立させないことが重要であると考えている。

## 4 「大声で怒鳴るだけでは人は更生しない～刑務所は“再犯生産工場”なのか?～」

元法務大臣 河井克行

☆法務大臣・法務副大臣と受刑者を経験した唯一無二の者

小菅の東京拘置所で383日(未決259日+控訴後124日)、喜連川社会復帰促進センターで753日、証人尋問出廷のため名古屋拘置所で2日+広島刑務所で22日、合計1160日間を「塙の中」で過ごした。

2007年、第一次安倍改造内閣で法務副大臣に就任。司法制度改革の見直しと出所者の就労支援に注力。2002年名古屋刑務所死傷事件を受けた監獄法の全面改正を巡る国会審議にも臨んだ。退任後は、保護司の処遇改善や出所者の社会復帰支援を推進する「更生保護を考える議員の会」を設立、幹事長に就く。全国に先駆け地元広島で、経済団体や地方自治体を入れた就労支援促進の協議会も立ち上げた。2019年、第四次安倍第二次改造内閣で法務大臣を拝命。

出所者が受刑中の体験を語っても、「あいつらは犯罪者だから刑務所で辛い思いをするのは当然だ」と法務省も世間も見做しがち。妻が面会で「あなたは

刑務所にいても社会のために貢献して欲しいの」と言ったの聞き、刑務所の実情をしっかりと見て再犯の無い社会作りに尽力する責務があると、受刑を前向きに捉えることにした。時あたかも懲役刑を廃止して拘禁刑を創設する刑事政策のコペルニクスの大転換の時期。受刑の様子を認めた月刊『Hanada』連載を基に、『獄中日記』（飛鳥新社）を今夏刊行した。

#### ☆聞くと見るとでは大違い

法務副大臣の時分に誰よりも多く刑事施設を視察して回った。恐らく歴代で最多の訪問箇所数だった。どこでも強調されたのは、「犯罪者の更生に大きく貢献しています」という説明。でも実際に中に入ると、社会で役立つような職業訓練や内観・内省を促す更生プログラムが乏しいことに愕然。ある受刑者が「刑務所は“再犯生産工場”や」と呟いたことが忘れられない。

#### ☆“囚人のパラドックス [矛盾]”

大多数の受刑者が毎日規則を守って真面目に生活するのは、一日も早く仮出所を認めてもらいたから。でもそうやって塙の中の生活に適応しようと頑張れば頑張るほど、社会ではなく、刑務所の中の方が現実に思えてくる。本当の人生は「塙の外」にあるのに、自分の人生は「塙の中」にあると錯覚してしまう“受刑者脳”になる。そして、復帰後の生活不安は高まる一方なので、ここの生活だけを考えようと思いついてしまう。加えて、社会と刑務所の間にある「壁」が、日本は諸外国と比べて格段に厚いことが“受刑者脳”に拍車をかける。

拘禁された人間の心理をよく表している日記を紹介。「一日も早く自由の身となることは誰しも念願するところなれども、住めば都といふかこの監禁の世界にも馴れるとまた一種棄て難き味あり」、「此の厭わしき生活に終止符をつけることに心残りを感ぜしむる」。これは岸信介首相が巣鴨プリズンで認めたもの。戦後日本を代表する大政治家ですら、拘禁生活が期限付きで終わるという事実を失念してしまう。

#### ☆人生を破壊された受刑者

犯罪は被害者の人生を傷つけ破壊するだけでなく、加害者の人生も台無しにすることを知った。実刑判決を受けると、職を失い、収入を失い、財産を失い、友人・知人を失い、かけがいのない家族親族をも失う。外で支えてくれる人たちがいない状態で何年も社会から隔絶され、「すべてゼロ」になった人生が、より「マイナス」になって出所の日を迎える。私が刑務所にいても頑張れたのは、外で待っている人たちがいたから。「刑法犯再犯率49%」が、一度破壊

された人生を建て直すことの難しさを語っている。

もちろん、「そうなったのはお前が罪を犯した自業自得だ」との指摘は正しい。でも受刑者がいつかは社会に出て来ることを国民は忘れてはならない。ずっと塙の中に押し込められない。今日皆さんが地下鉄で乗り合わせた人、アパートやマンションの隣人は元受刑者かもしれない。再犯を防ぐことは、国民が将来被害者になることを防ぐことである。

ここからは私が経験した塙の中の実情を述べる。

#### ☆心情把握の機会なし

本来受刑の目的は、反省・悔悟を深く行ない、社会復帰への具体的な準備をすることだが、受刑者がどのような心情を抱いているか、心の変遷はどうであるかを把握する姿勢が皆無。職員との面談は入所直後の一度きり。工場の担当刑務官は煩瑣な業務に追われ、一人ひとりに寄り添う余裕など到底ない。本当に反省しているのか分からないまま社会に帰って行く受刑者もいるのではないのか。

#### ☆精神性涵養の欠片も無し

「自分は誰からも相手にされない価値のない存在だ」と人生に絶望する受刑者を励まし、社会で通用する資格・学力・職業能力を身につける意欲を掻き立てる、受刑者の心を動かすプログラムが求められる。「努力をすれば良いことがある」人生経験が彼らには無かったのではないのか。私が心を保つことができたのは、妻や仲間の国会議員、地元の支持者など外で待ってくれる人たちがいたこと。それに、努力すれば良い結果が生まれることを経験で知っていたから。だから、八百七十冊の書籍を読んだり、三、四千の英単語を学んだり、外部の懸賞論文に応募して入選したりして努力をつづけることができた。

大声で怒鳴り散らすだけでは、受刑者の心は絶対に変わらない。高い精神性に基づく善導（太陽）が必要なのに、現場にあったのは言葉の暴力性（北風）だ。

#### ☆威張り過ぎる刑務官

小菅では心優しい刑務官たちに囲まれ、厳しい公判環境で心情の安定に繋がった。喜連川に移った途端、職員による侮蔑的な言葉遣い、見下した態度に遭う。人生経験が浅い若い刑務官は、「先生」と呼ばれ、絶対服従する受刑者の群れに日々接し、大きな勘違いをしていた。幾たびか職員から暴言を吐かれた経験から一例を挙げる。

喜連川に入所直後、高齢の非常勤眼科医に受診した時の出来事。点眼薬の副作用で睫毛が異常に伸びて眼球に当たり、涙は溢れ、夜も痛くて眠れなくなるため、かかりつけ医や拘置所の医師に毎月ハサミ

で切ってもらっていた。ところが喜連川では、知識に欠ける医師がそれを拒んだ。外部の診断書も見せ、いくら懇願しても聞いてくれない。すると突然、側に立っていた二十歳代くらいの若い刑務官が大声で「おい、河井！職員への反復要求になるぞ。規則違反で調査・懲罰にかけるぞ！」と怒鳴ってきた。医療上の相談をただけなのにこんな言動をするなんて、びっくりすると同時に「あ〜いつもこの調子でやってるんだなあ」と思った。

#### ☆用便往復に十八回の許可

工場で作業中、僅か数メートル先のお手洗いに行くだけで合計十八回も刑務官に挙手をして許可を得ないといけない。刑務作業と居室生活には百を超える決まりごとがある。こうした過剰な管理が受刑者たちを「指示待ち人間」に改造し、何もかも刑務官の許しを得ないと生活できない習慣が、出所後の自発的な生き方を阻害する。

#### ☆社会復帰に役立たない職業訓練

喜連川には調理師、クリーニング師のほか、農業、電気工事、ハウスクリーニング、C D 技術、情報処理技術、在宅ワーカー育成、窯業、木工と9つの職業訓練工場があったが、不人気で再募集を繰り返すコースが幾つもあった。取れる資格に魅力がないし、中には資格が取れないコースもある。「社会ですぐに使えるのは介護福祉士くらいじゃないの」と受刑者からは冷めた声だ。

#### ☆形ばかりの矯正指導日

矯正指導日が他の施設の倍、月四回あるのが喜連川の“ウリ”だった。でもいろいろなプログラム——視聴覚教材を二時間視聴、ワークブックや読書感想文や過去を振り返る文などを書く——はやりっぱなし。課題を提出しても職員の指導は付かなかった。実態は「作業に出なくていい休みの日」と化している。内観・内政を強力に促す取り組みが必要だ。

#### ☆寝るだけの自由時間

土日祝日は点検・食事を除きまるまる自由時間だが、多くの受刑者は布団を敷いて寝る。工場での作業時間よりも週末の自由時間と矯正指導日の自主学习時間を合わせた方が長いのに、良き教育機会の絶望的な少なさによって、受刑期間を無為に過ごさせている。

#### ☆古過ぎ、少な過ぎる官本

差し入れもなく自費で本を買う余裕も乏しい多くの受刑者にとり、学習する頼みの綱は各工場に四百冊ずつ置かれている官本なのだが、いかんせん古い。

主流は15～30年前の書籍で、辞典の大半は数十年前の刊行。

#### ☆果てしなく遠い資格取得試験

受験できるのは簿記のみ。「英検、漢検、TOEICなどを受けたいのに」と不満渦巻く。しかも、約1,400人収監されているのに、簿記の参考書・問題集は古いものが一冊ずつあるだけ。図書係として請求されるたびに「貸し出し中」と答えざるを得ない苦悩を味わった。

#### ☆偏る求人情報

工場備え付けの出所者専用求人ファイルの9割以上、専用求人情報誌『Chance』の75%以上が建設業関連。増える割合の中高年にはきつい仕事だ。

#### ☆遅きに失する仮釈放前講習

仮釈放の二週間前になって、「出てから何をすればいいのでしょうか」と刑務官に尋ねる受刑者もいるとか。講習ビデオをもっと早くから見せ、日頃から常に塀の外の生活を意識させることが“受刑者脳”を予防する道である。

また、刑務所の改善点をこの時点で書かせる意味が見出せない。出所して身体の拘束が解けた後でないと本心を吐露するはずがないのに。さらに、講習での“ウリ”は人工呼吸の訓練をすることだが、その前にまずは収監中に激変した社会環境に適應する訓練の方を急ぐべきでは。マイナンバーカードの取得方法やデジタル決済のやり方など分からない浦島太郎のままだ。

#### ☆自分の庭先しか見ない、考えない、検察庁・裁判所・刑務所

「(刑務所を)出て来た後になって、反省が足りないとか生活再建とか言われてもねえ。中にいる間にちゃんと済ませておいてほしい」。保護司の呟きが法務省内の矯正局と保護局の連携不足を突く。担当した受刑者が再犯を起したか、真面目にやっているか、果たして刑務官は知っているのだろうか。社会に戻った後の姿を想像して受刑者に接しているのだろうか。

検事も判事も同じ。自分が起訴した人間が、自分が判決文を書いた人間が、その後どう日々を送っているか知らない。刑事施設の実情を知るため、法曹三者が一定期間体験入所する取り組みは非常に興味深い。

#### ☆刑務所は国民に対する「サービス産業」

再犯が減ることによって便益を得られるのは、将来被害者にならなくて済む国民だ。いまの刑務所は

施設を管理するという発想で運営されているが、サービス産業だと考えれば、受刑者の意識を変え、真っ当に人生を生き抜く力をつけさせることを一番大事にするようになるはず。出所後の人生を、刑務所に入った瞬間から考えさせる環境を整えなければ。国民の注文は「二度と罪を犯さない人間に変えて欲しい」に尽きる。「役所のための刑務所」ではなく、「国民のための刑務所」に変革しないと。

刑務所にヒト・モノ・カネを投じることへの拒否反応が国民にあることに留意したうえで、それらは回り回って国民一人ひとりの利益になるのだと、説得力ある説明を本学会が発信されることを強く期待する。

#### ☆改革に向けた提言

- ① 全国約4万3400人の受刑者の“声なき声”を徹底的に聴き取る。特に教育と就労支援のあり方についての意見を。保護観察中や刑期を終えた人たち、現場の職員にも協力を要請する。
- ② 既存職員の意識改革と新たな態勢作り。刑務官に教育・指導を兼ねさせるのは業務量からも能力からも無理。心理学を修めたり、心理カウンセリングを経験したりした人材を大量に採用して、「教務官」として各工場に配置する。併せて、各種相談を気軽に行える窓口の設置が急務。
- ③ 受刑者の心を動かし、必要とされる情報提供を行う。現場の職員が受刑者一人ひとりに寄り添える余裕を与える。質量ともに面談等を充実し、受刑者が欲していることを掴み、更生に役立つ情報を積極的に提供する。

再犯の無い社会づくりのため、私でお役に立てられることがあれば、何でもお手伝いするつもりです。日本犯罪社会学会が果たす役割は極めて大きいと確信。

## 5 指定討論

### 森久智江（立命館大学）

本TS（テーマセッション）の中で、刑務官・刑務所が、従来の刑務所において規律秩序の維持に尽力することで社会の治安を守っているという意識を有していたなか、被収容者を「さん」づけで呼ぶことや、オープンダイアログの実施等、拘禁刑導入にともなう様々な施策の実施にあたり、「一般市民がこんなことを許すのか」という「危惧」を有しているとの指摘があった。一般市民の声を借りて表明される刑務官や（組織としての）刑務所のかような意識からは、今次の一連の現場の改革が、法改正や名古屋刑務所事件への対応という「外圧」によるものである

ことを改めて窺わせるところもある。

しかし実際のところ、刑務官や刑務所が「変わる」ことを強いらられるのみならず、自ら「変わろう」という契機は皆無なのであろうか。こうしたモチベーションに繋がらぬ、「内圧」としてのニーズやそれに基づく自ら感じる課題の解決を企図できる、そういう可能性を拓くには、まずそうしたニーズや課題に気づくためのレンズや仕組みが必要なのではないか。

ただ一方で、刑務官・刑務所にこのような変容を求めていくにあたっては、刑事司法と連携する支援者、一般市民にも変容は求められているのではないかと思われる。なぜなら、「刑務所は社会を映す鏡」と言われるように、刑事司法は社会の中に存在するシステムの一部でしかなく、刑務所のあり方は社会の縮図に他ならないからである。このことは高齢化等の被収容者の属性に現れるのみならず、そのシステムの担い手のあり方も社会を反映して規定されるものであろう。先述の刑務官・刑務所の「危惧」の表明は、まさにそのような構造を示すものといえる。その意味で、刑事司法の直接の担い手ではないわれわれも、犯罪という現象に対して、持続可能なかたちで、また誰かの「生きる」ことを社会的に抑圧することのないかたちで対応していくにはどうあるべきなのか、その中で刑務所がどのような役割を果たすべきであるのかを問われているものといえよう。

かような視点に立って、各登壇者に対して以下のような質問を行った。

竹中会員に対して、①「人間力」・「処遇力」の基礎にもなりうるものとして、職場等で「話を聴いてもらう」経験が職員自身にも確保されているのか、②被収容者を「管理の対象」から「支援の対象」としてとらえる場合、「処遇」という用語を従来と同様のものとして理解するべきなのか。また、処遇の義務付けは「支援の対象」に対して行われるものとして適切なのか、③そもそも刑務官は「有意義な被収容者処遇」に参加したいというモチベーションを有しているのか、また仮に現状有していないとすれば、どのように刑務官に対する「動機づけ」を行なっていくべきなのか、④夜勤職員のみならず工場担当職員についても、個々の被収容者のことを「管理のため」に知ってはいても、「支援のため」に知っていたとは評価できないところがあるのではないかと、またこれまでの担当職員と被収容者の関係性が、拘禁刑のもとではどう変わると考えられるか（チーム制などによる変化に期待できるのか）、⑤「間違いが建設的に処理される文化」の重要性はそのとおりだと思われるが、そのような文化の醸成のために、刑務所内で現在行われていることや今後行われようとして

いることはあるかを尋ねた。

古城氏に対しては、①現在のかがやきホームと、刑務所との連携はどのように行われているのか、かがやきホームへ来るまでに、刑務所内でどのようにホームのことを説明し、どのように研修員となる人が決まるのか、またそこで留意されている点はあるか、②刑務所に対して、かがやきホームの職員として求めることはあるか、③出所者（研修員）は刑務官に対して「話を聴かれた」という意識を持っているか、④研修員の方々の「自己肯定感」が「自立更生」に繋がっているということであったが、研修員自らが「自己肯定感」の向上を実感するための試みは何か行われているのか、⑤かがやきホームの研修員の方々にとっての「楽しみ」や「趣味」を持つこと等に関する取り組みはあるかを尋ねた。

最後に、河井氏に対しては、①自身にとって「自分の経験を話す」ということで、どういう効果を実感しているか、②自身にとって「反省」とは何か、また再犯をしないために「反省」や「贖罪」は必要不可欠だと考えられるか。むしろ人生における見通しや学習性無力感の改善の方が重要ではないか（その先に自分の行為の客観視があるのではないか）、③これまで以上に対人援助職が刑務所の現場に関与していくことは必須であると思われるが、その際、被収容者の視点から、刑務官の役割や専門性として、何が求められると考えられるかを尋ねた。

現状では、どうしても変化・変容の最中にある刑務官・刑務所に対する意識が向けられやすい。しかし、犯罪現象は社会でこそ生じるものであること、また犯罪行為者も刑務官も支援者もわれわれと同じ社会に生きる普通の人間であるという当たり前のことを前提に、今次の改革のその先を見通すことが必要ではないだろうか。

## 6 フロアとの質疑

司会の時間管理が十分ではなかったために質疑の時間はかなり短くなったのだが、下記の点について質疑が行われた。

元国会議員で法務大臣を経験した河井克行さんに対して、刑務所改革を含めた刑事司法改革には国会議員に関心を持ってもらう必要があるが何か良い方法がないかという質問があり、河井さんから刑事司法は国会議員にとって選挙での票につながらないので難しい面はあるがと前置きした上で、自身が所属していた更生保護を考える国会議員の会などの存在を通して働きかけていきたいとの回答があった。

矯正局の竹中樹さんに対して、名古屋刑務所事件や拘禁刑の施行などをきっかけに始まった刑務所改革やそれ以前に行われた少年院改革などの最近の改革は、本省からのトップダウンによるのが中心とな

っているが、中央からのトップダウンによる改革は、画一化を進め、現場の裁量をどんどん小さくしていくことで、それぞれの施設が持っていた良い面もなくなっていく印象を受けている。そもそも最近当局が力を入れている「対話」の導入などはトップダウンによる改革にはなじまないところもあり、もう少しボトムアップによる改革を促すことはできないのかという質問があり、矯正局の竹中さんから、ボトムアップによる改革に望ましい面があることは理解しているが、矯正という組織風土が長年トップダウンで運営されてきた歴史的経緯もあり、短時間でボトムアップによる改革を推進していくことには困難が伴う。ただ、職員間でも「対話」による改革が浸透していけば少しずつボトムアップによる改革の風土も育っていくのではないかと期待しているとの回答があった。

警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究  
——第一波調査の分析——

コーディネーター・司会：宮澤 節生（神戸大学・龍谷大学）

報告者：岡邊 健（京都大学）

佐伯 昌彦（立教大学）

松原 英世（甲南大学）

### 1 このテーマセッションの背景と目的

このテーマセッションは、科研費基盤研究 (B)「警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究」(旧 21H00784・現 23K20649、2021年度～2024年度、研究代表・宮澤節生) の中間報告である。

この調査で、「警察官による市民接触行動」は、接触を受けた一般市民の観点から測定されている。具体的には「あなたはこの1年くらいの間、以下のような状況で、警察官に呼び止められて、質問されたことが、どのくらいありましたか。」という質問で測定されており、接触を受けた状況としては、「自宅の近所（徒歩10分以内くらい）で、歩いたり休んだりしている時（路上だけでなく駅や公園、商業施設なども含みます）」「自宅の近所以外で、歩いたり休んだりしている時（同上）」「自宅の近所（徒歩10分以内くらい）で、自転車に乗っている時」「自宅の近所以外で、自転車に乗っている時」「停車中の自動車の中にいる時（一時停止や信号停止は除く）」という5種の状況が設定されている。

これらの質問で測定された被接触経験のどれが警察官職務執行法2条1項に該当する合法的な職務質問であったか、あるいは違法な職務質問であったかという法的評価は論点ではなく、その法的性格がどのように評価されるかに関わりなく、警察官によって接触されたという経験自体が調査の焦点である。

設定されたりサーチ・クエスチョンは以下のとおりである。

- ①実施地域と対象者の属性は、接触行動の態様および頻度にどのような影響を与えているか。
- ②接触行動の態様および頻度は、接触された市民の認識と評価にどのような影響を与えているか。
- ③接触行動の態様および頻度と、接触された市民の認識と評価は、市民のその後の認識・評価・行動にどのような影響を与えているか。とくに手続的公正、威嚇効果、ラベリング、生活構造などの視点から。

これらの間に取り組むために、同一の市民サンプルに対する二波の縦断的調査を、ウェブ調査で行った。第一波調査は2023年6月で、主として①②に取り組んだが、③に関する予備的検討も行った。第二

波調査は2023年12月で、③が最も中心的なテーマであるが、第一波と第二波の間の警察官からの被接触経験も測定したので、①②も検討された。

このテーマセッションは、第一波調査の知見を報告するものである。

### 2 既出版の研究ノートと統計表

これまでに文献に記載した研究ノート2本と統計表を出版し、本学術大会のGoogle Driveに格納した

### 3 このテーマセッションの構成

このテーマセッションは以下の4本の報告で構成される。内容の概要は、後続の報告要旨に記載されている。

- ①岡邊 健「調査方法」
- ②岡邊 健「警察官による接触の規定要因—地域属性と個人属性—」
- ③佐伯昌彦「警察官による接触が対象市民の認識に与える影響(1)—手続的公正の視点から—」
- ④松原英世「警察官による接触が対象市民の認識に与える影響(2)—威嚇効果・ラベリング・生活構造などの視点から—」

### 文献

佐伯昌彦・岡邊健・松原英世・宮澤節生, 2023, 「警察官との接触経験に関する探索的研究—神奈川県での予備調査の概要—」甲南法学 63: 197-228.  
<https://konan-u.repo.nii.ac.jp/record/4617/files/K04372.pdf>

岡邊健・佐伯昌彦・松原英世・宮澤節生, 2024, 「警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究—第一波調査の基礎的報告(1)—」甲南法学 64: 383-421.  
<https://konan-u.repo.nii.ac.jp/records/2000459>

岡邊健・佐伯昌彦・松原英世・宮澤節生, 2024, 「警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究 第一波第2段階調査 基礎集計表」<https://doi.org/10.14989/289140>

## 研究方法

岡邊 健（京都大学）

### 1 調査対象等

企画趣旨に掲げた研究関心に向き合うため、われわれは、インターネット調査サービスを提供する業者が保有するモニターを対象に、電子調査票を用いた調査を行った。

具体的には次の手順をとった。まず、警察との接触経験や逸脱行動には大きな性差があり、いずれも男性が女性より多いことは明らかであるため、対象は男性に限定した。また、都市部は非都市部に比べて、警察官による職質の頻度が多いと考えられることから、また、非都市部における調査会社の保有モニター数は相対的に少ないため、分析に耐えうる数の「警察との接触経験を持つ者」を見つけ出すのが困難である可能性があることから、調査対象は一定の人口規模を持つ都市部、すなわち (A) 東京 23 区、(B) 政令指定都市 (20 市、以下「政令市」と表記する)、(C) 南関東 1 都 3 県・愛知県・大阪府・兵庫県内にある中核市 (22 市、以下「主要中核市」と表記する) に限定した。70 代以上のモニターは相対的に多くないことから、年齢は 20~60 代に限定した。

すなわち、本調査の対象は、一定規模以上の都市部に居住する 20 代~60 代の男性である。

調査は次に述べるように、第一波調査と第二波調査からなり、いずれも実施済みである。

### 2 第一波調査

第一波調査は、それ自体 2 段階で行われた。

第一波第 1 段階調査の目的は、「この 1 年くらいの間に警察から職質を受けた経験を尋ねることである。具体的には、自宅の近所での職質（自転車乗車中とそうでない場合の 2 項目）、自宅の近所以外での職質（同様に 2 項目）、停車中の自動車内にいるときの職質（場所は問わず 1 項目）について、経験の有無と回数をそれぞれ「なかった」「1 回あった」「2~3 回あった」「4 回以上あった」の 4 択で尋ねた。以下本稿では、これら 5 項目のうち少なくとも 1 項目の職質を受けた経験のことを、「広義の被職質経験」と呼ぶ。「停車中の自動車内にいるとき」以外の 4 項目のうち少なくとも 1 項目の職質を受けた経験のことを、「狭義の被職質経験」と呼ぶ。

第一波第 1 段階調査で尋ねたのは以上の 5 項目のみであったが、このほか業者がモニター構築時に収集した情報も得ることができた。年齢（1 歳刻み）、居住する都道府県、既婚/未婚の別、年収などである。

第一波第 1 段階調査は、2023 年 6 月 7 日に開始し、

同 11 日に回収を終えた。各地区の年齢層（10 歳刻み、以下特記のない限り同様）ごとの業者の保有するモニターの人数等を勘案して、各地区の年齢層ごとに、あらかじめ目標回収数を設定した（業者から、年齢層によりモニター数や回答依頼への応諾率が大きく異なることを示唆する情報を事前に得たが、これをふまえて目標回収数は、各地区、各年齢層で回収できると見込まれる数に基づき設定した。各地区、各年齢層の実際の人口構成を加味することが理想的であったがそれは断念した。後述するサンプルの偏りは、主としてこのことに由来する）。結果的に、この期間中に 77,992 名から有効回答を得た。

第一波第 2 段階調査は、第 1 段階調査の終了後 3 日以内に実施された。2023 年 6 月 10 日に開始し、同 12 日に回収を終えた。

第一波第 2 段階調査の目的は、第 1 段階調査によって発見した「広義の被職質経験」を持つ者のうち一部、そしてそれらの人びとと同数の「広義の被職質経験」を持たない者から、詳細なデータを収集することである。

以下では、第 2 段階調査の回答者のうち、前者を「被職質経験あり群」、後者を「被職質経験なし群」と呼ぶ。

第一波第 2 段階調査に先だって、各地区の年齢層ごとの業者の保有するモニターの人数と、各年齢層で過去 1 年間に「広義の被職質経験」のある者の割合の予想値（佐伯ほか（2023）で報告した予備調査に基づく）とを考慮し、各地区の年齢層ごとに、目標回収数を設定した。第 1 段階調査で有効回答を得た 77,992 名のうち「広義の被職質経験」のあった者は、12,398 名（15.9%）であったが、結果的にこのうち第 2 段階調査に回答したのは、5,483 名であった。これは 12,398 名の 44.2%にあたる。すなわち、第 2 段階調査の回答者数は、「被職質経験あり群」5,483 名、「被職質経験なし群」5,483 名、合計 10,966 名である。

なお、「被職質経験あり群」と「被職質経験なし群」で同数のデータを回収したのは、いわゆるマッチングの考え方による（マッチドペアのケース-コントロールデザイン）。本研究では、年齢層（5 区分）と居住地（東京 23 区/政令市/主要中核市の 3 区分）でマッチングさせる形で、「被職質経験あり群」と「被職質経験なし群」を構成した。これにより、被職質経験の規定要因とその経験がその後の意識・行動に与える影響を検出できると考えたからである。

第 2 段階調査の調査票には、個人属性、地域属性、

監視者認識、生活構造、自己概念等に関する質問項目を盛り込んだ。また、自宅滞在時に警察から接触（いわゆる巡回連絡）を受けた経験の有無と回数、自動車・バイクの運転中に警察官に停止させられて質問された経験（交通違反の取締りを含む）の有無と回数も尋ねた。これらも「この1年くらいの間」というワーディングで、経験を把握した。

なお、第1段階調査と第2段階調査の回答データは紐付けられており、同一の回答者が、第1段階と第2段階でそれぞれどのように回答したかを把握することができる形となっている。

### 3 第二波調査

第一波第2段階調査の回答者を対象に、同調査の実施から約6ヶ月後に調査への回答を依頼した。第一波調査実施時に比べて生活構造、自己概念等がどう変化したか／しなかったかを把握するとともに、第一波調査終了後に軽微な逸脱行動を行ったか否かも尋ねた。さらに、第一波調査の後に職質等を受けた可能性も考慮して、第二波調査においても第一波調査と同じワーディングで、警察から職質を受けた経験、自宅滞在時に警察から接触を受けた経験、自動車・バイクの運転中に警察官に停止させられて質問された経験（交通違反の取締りを含む）に関する情報を得た。軽微な逸脱行動、警察から接触された経験については、いずれも「過去6ヶ月くらいの間で」との限定をかけて尋ねた。

通常、縦断的調査では一定の脱落が生じる。本プロジェクトでは、脱落を少しでも減らしたいという意図からインターバルを6ヶ月間に設定した。

第一波調査の実施を委託した業者との協議を経て、第二波調査の目標回収数は6,000に設定された。脱落率が45%程度にとどまれば、6,000サンプルの回収は可能であると想定した。

第二波調査は2023年12月16日に開始し、同19日に目標回収数に達したため回収を終えた。結果的には、第2段階調査時の「被職質経験あり群」から2,992、「被職質経験なし群」から3,201、合計6,193の有効回答を得ることができた（調査票の分量などの要素も大きいですが、インターバルが6ヶ月間程度であれば、業者保有のモニターに対する縦断的調査であっても脱落率をそう大きく見積る必要はないといえそうであり、このことは調査方法論上の重要な発見であった）。

なお当然ではあるが、同一の回答者が第一波と第二波でそれぞれどのように回答したかを把握することができるよう、第一波調査（第1段階調査・第2段階調査）と第二波調査のデータは紐付けが可能な

表1 第1段階調査で得た被職質経験の概要

	徒歩 (自宅周辺)	徒歩 (自宅周辺 以外)	自転車 (自宅周辺)	自転車 (自宅周辺 以外)	自動車 停車
東京23区_20代 (n=961)	20.6%	18.4%	18.6%	20.3%	15.0%
東京23区_30代 (n=2,048)	15.4%	14.6%	15.4%	15.7%	12.6%
東京23区_40代 (n=3,869)	10.3%	10.3%	10.9%	11.4%	7.9%
東京23区_50代 (n=5,531)	6.4%	6.9%	7.6%	6.8%	5.6%
東京23区_60代 (n=3,391)	3.8%	4.7%	5.2%	4.8%	3.6%
政令市_20代 (n=2,539)	18.0%	16.9%	17.2%	17.4%	14.7%
政令市_30代 (n=6,598)	12.1%	11.0%	12.1%	12.5%	10.9%
政令市_40代 (n=13,199)	7.6%	7.4%	8.2%	8.0%	7.4%
政令市_50代 (n=13,995)	5.1%	5.2%	6.0%	5.7%	5.7%
政令市_60代 (n=9,531)	3.5%	3.7%	4.4%	4.2%	3.6%
主要中核市_20代 (n=826)	19.4%	19.6%	17.6%	20.0%	17.1%
主要中核市_30代 (n=2,200)	11.3%	11.5%	12.3%	12.7%	10.3%
主要中核市_40代 (n=4,500)	7.0%	7.4%	7.6%	7.8%	7.0%
主要中核市_50代 (n=4,604)	4.7%	4.8%	6.1%	5.7%	5.4%
主要中核市_60代 (n=4,200)	3.3%	3.5%	4.7%	4.1%	3.8%

形となっている。

### 4 第一波調査のサンプルの特徴等

第一波第1段階調査のサンプル構成は、(国勢調査のデータを参照すると)実際の人口構成よりも、30代以下(時に20代)が少なくなった。この点、データの分析や解釈において留意が必要となる。

表1は、その第1段階調査で得た被職質経験の概要である(1回でも経験のあった者の割合を示す)。サンプル全体の被職質経験ありの割合は、徒歩(自宅周辺)7.4%、徒歩(自宅周辺以外)7.4%、自転車(自宅周辺)8.1%、自転車(自宅周辺以外)8.0%、自動車停車中7.0%であった。「狭義の被接触経験」を全体の14.3%が、「広義の被接触経験」を全体の15.9%が、それぞれ有していた。

次に、第一波第2段階調査のサンプル構成であるが、こちらも(国勢調査のデータを参照すると)実際の人口構成よりも、30代以下(時に20代)が少なくなった。データ分析の段階において、この点に留意することが不可欠である。

### 付記

「研究方法」を説明した本パートの内容は、刊行済みの岡邊ほか(2024)の一部と重複している。

### 文献

岡邊健・佐伯昌彦・松原英世・宮澤節生, 2024, 「警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究——第一波調査の基礎的報告(1)」『甲南法学』64(3・4): 383-421.

佐伯昌彦・岡邊健・松原英世・宮澤節生, 2023, 「警察との接触経験に関する探索的研究——神奈川県での予備調査の概要」『甲南法学』63(3・4): 197-228.

# 警察官による接触の規定要因 ——地域属性と個人属性——

岡邊 健 (京都大学)

## 1 研究の背景・ねらい

一般市民とその居住地の社会経済的地位（以下「SES」と表記する）の格差が、法執行機関の行動にいかなる影響を与えているかが、本研究プロジェクトの最初のリサーチクエスチョンである。SES が人種間格差と重複的にあらわれるアメリカにおいては、このような関心に基づく多くの実証研究があるが、日本での先行研究は、ほぼ皆無といってよい。ただ、レイシャルプロファイリングが近年日本でも社会問題化しつつあり、こうした研究の社会的意義は高まっているといえよう。

そもそも、法執行機関を対象とする研究そのものが、日本ではきわめて少ない。宮澤（1985）や村山（1990）に匹敵する研究は、過去 30 年間ないに等しい。また、警察官による市民接触行動の頻度・態様等について、信頼に足る規模で調査を行っている例も、社会安全研究財団（2007）など数えるほどしかない。

これらの状況を受けて、本パートでは、第 1 報告で述べた研究デザインによって行われた第 1 波第 1 段階調査と同第 2 段階調査のデータから、地域属性と個人属性が警察行動をどの程度規定しているかを、探索的に検討する。

## 2 第 1 段階調査のデータによる分析

【方法】従属変数は職質を受けた経験であるが、ここでは「狭義の被職質経験」（の有無）とする。ただ、第 1 報告でも言及したようにサンプルに含まれる 20 代・30 代（特に 20 代）は母集団（全人口）の割合よりもかなり少ないため、全世代をまとめて分析すると 20～30 代の状況が十分に反映されない（ゆがんだ）結果となってしまう。そこで、本節の分析においては、基本は 20 代、30 代、40～60 代にサンプルを分割して、サブサンプルごとに分析することとする。

分析の戦略としては、まず二変数の関係をみて、つぎに二項ロジスティック回帰分析を行った。

独立変数・統制変数は、調査会社への登録時等にモニターが申告しているいくつかの属性変数のうち、未婚/既婚の別（回帰分析では未婚 dm）、個人年収（4 カテゴリー）（回帰分析では 3 つの dm 変数（ref:600 万円以上）を用いる。加えて、実施したエリア（東京 23 区/政令市/主要中核市の 3 区分）の情報も使用する（回帰分析では、2 つの dm 変数（ref:23 区）。「40～60 代」の回帰分析においては、年齢層の 2 つ

の dm 変数（ref:60 代）も投入する。

【結果】未婚/既婚の別との 2 変数の関係をみると、20 代・30 代では n. s. で、40～60 代では既婚者より未婚者で「あり」が多かった（ $p < 0.001$ ,  $Cramer's I = 0.051$ ）。年収との 2 変数の関係とみると、20 代・30 代では年収が少ない者に比べて多い方で「あり」が多い傾向にあった（20 代： $p < 0.001$ ,  $Cramer's I = 0.084$ 、30 代： $p = 0.002$ ,  $Cramer's I = 0.039$ ）。一方 40～60 代では逆に、年収が少ないほうが「あり」が多かった（ $p < 0.001$ ,  $Cramer's I = 0.021$ ）。

「狭義の被職質経験」を従属変数にしたロジスティック回帰分析の結果、5%水準有意となった独立変数は、次の通りだった（値は Exp(B)）。20 代：年収（dm 変数いずれもが有意で 0.620～0.631）、30 代：実施エリア（政令市 dm が 0.742、主要中核市 dm が 0.772）、年収（400～600 万円 dm と 200～400 万円 dm が有意でそれぞれ 0.846、0.849）、40～60 代：実施エリア（政令市 dm が 0.746、主要中核市 dm が 0.712）、年収（200～400 万円 dm と 200 万円未満 dm が有意でそれぞれ 1.120、1.84）、未婚 dm（1.213）、年齢層（40 代 dm が 1.818、50 代 dm が 1.329）

以上より、他の変数を統制しても、(1)年齢が若いほど、被職質経験は多い、(2)東京 23 区は、政令市・主要中核市よりも被職質経験ありの者が多い、(3)年収との関係性は、年齢層によって異なっており、20～30 代では年収が高い層のほうが被職質経験ありの者が多いが、逆に 40～60 代では、年収が低い層のほうが被職質経験ありの者が多い、(4)40～60 代では、未婚者のほうが被職質経験ありの者が多い、などのことが明らかとなった。

なお、年収や婚姻状態は、警察官にとって通常可視的ではない。したがって、以上のような被職質経験の差異は、見せかけの関係である可能性がある。より妥当性の高い結果の解釈を行うためにも、外出頻度などの別の変数を用いた分析を行うことが、今後求められよう。

## 3 第 2 段階調査のデータによる分析

【方法】従属変数は調査デザインから「広義の被職質経験」となる。

二項ロジスティック回帰分析を用いて、従属変数の規定要因を（探索的に）導出した。ケース-コントロールデザインは一方の群と他方の群で「対応のあるデータ」であるため、通常のロジスティック回帰分析では検出力が低くなる（統計的に有意になり

くくなる)が、分析上不都合はないと判断した。

なお、年齢層(5区分)と居住地(東京23区/政令市/主要中核市の3区分)でマッチングさせる形で、「被職質経験あり群」と「被職質経験なし群」を構成したので、独立変数にはこれらを用いることができない。投入した独立変数・統制変数は、地域に関するものと、個人に関するものに大別できる。

前者は、居住地域の四年制大学(大学院を含む)卒業者の割合を用いた。自宅の郵便番号の回答をもとに、国勢調査の小地域集計と付き合わせて得た変数である。

後者は、居住年数、個人年収、「(「答えたくない」は欠損扱い)、学歴(以下「卒」と表記するが、回答には在学中や中退も含む)、婚姻状態、持ち家/非持ち家の別、暮らし向き(大変苦しい~大変ゆとりの5択のうち、ややゆとり+大変ゆとりを統合)を投入した。独立変数・統制変数の分布や記述統計量は、表1のとおりである。

【結果】表2に示した( $n=8862$ 、5%水準有意の変数には赤色の下線を付した)。次のことがわかった。

- (1)地域属性の変数は、まったく効いていない
- (2)居住年数「5年未満」に比べて「20年以上」は、被接触経験が少ない
- (3)生活にゆとりがない層で、被接触経験が少ない
- (4)既婚者に比べて「離死別者」で被接触経験が多い
- (5)収入がもっとも少ない層は被接触経験が多い

表1 独立・統制変数の度数分布(単位:%)・記述統計量

	min	max	M	SD	n
居住年数 (n=5483)	5年未満(ref)		27.8		
	10年未満		19.6		
	20年未満		23.2		
	20年以上		29.4		
	計		100.0		
年収 (n=5483)	250万円未満		25.3		
	450万円未満		21.8		
	600万円未満		15.6		
	600万円以上(ref)		26.9		
	答えたくない(欠損扱い)		10.3		
	計		100.0		
学歴 (n=5440)	高校以下(ref)		24.9		
	専門学校		11.4		
	高専・短大・大学以上		63.8		
	計		100.0		
婚姻状態 (n=5483)	既婚(ref)		52.7		
	離死別		7.3		
	未婚		40.0		
	計		100.0		
暮らし向き (n=5483)	ゆとりがある(ref)		25.9		
	ふつう		41.4		
	やや苦しい		20.0		
	大変苦しい		12.7		
	計		100.0		
地域の大卒割合 (%)	0.0	79.4	27.4	9.86	4945
持ち家dm	0.0	1.0	0.578	0.4939	5413

表2 ロジスティック回帰分析の結果

	偏回帰係数(B)	標準誤差	Exp(B)	
(定数)	0.361	0.105		***
地域の大卒割合	-0.003	0.002	0.997	
居住年数[Q2] (基準カテゴリ: 5年以下)				
5~10年dm	0.055	0.065	1.057	
10~20年dm	-0.106	0.063	0.899	
20年以上dm	-0.199	0.064	0.819	**
年収[Q56] (基準カテゴリ: 600万円以上)				
250万円未満dm	0.190	0.068	1.210	**
250~450万円dm	-0.060	0.062	0.941	
450~600万円dm	-0.113	0.065	0.893	
学歴[Q51] (基準カテゴリ: 高卒以下)				
専門学校dm	-0.023	0.079	0.977	
高専・短大・大卒以上dm	-0.134	0.055	0.875	*
婚姻状態[Q4] (基準カテゴリ: 既婚)				
未婚dm	0.037	0.051	1.038	
離死別dm	0.350	0.092	1.420	***
持ち家dm[Q1]	-0.023	0.051	0.977	
暮らし向き[Q45] (基準カテゴリ: ゆとり)				
大変苦しいdm	-0.288	0.079	0.749	***
苦しいdm	-0.337	0.066	0.714	***
ふつうdm	-0.180	0.055	0.835	**

\*  $p < .05$ , \*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$

(6)もっとも高学歴な層では被接触経験が少ない

(2)・(3)は、外出機会の頻度で説明できる可能性がある。(4)の解釈は困難である。(5)・(6)はいずれも「低SESほど被接触経験が多くなる」を支持する結果であるが、(3)とは矛盾している。

Cox & Snell  $R^2=0.011$ 、Nagelkerke  $R^2=0.015$ であり、このモデルの説明力は大きいとはいえない。

(2)~(6)がなぜ生じているのかについては、複数の解釈がありうる。いずれも警察官にとって通常可視的ではない要素である。投入できていない別の変数による見せかけの関係の可能性もある。あるいはSESが身なりや態度に反映しているという解釈もありうる。今後さらなる精緻な分析が必要である。

付記

表2には調査票の質問番号を付記した。設問のワーディングは岡邊ほか(2024)を参照されたい。

文献

岡邊健ほか, 2024, 「警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究 第一波第2段階調査 基礎集計表」(2024年10月11日取得, <https://doi.org/10.14989/289140>).

宮澤節生, 1985, 『犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動——組織内統制への認識と反応』成文堂。

村山真維, 1990, 『警邏警察の研究』成文堂。

社会安全研究財団, 2007, 『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』(2024年10月11日取得, <https://www.syaanken.or.jp/?p=951>).

# 警察官による接触が対象市民の認識に与える影響（1）

——手続的公正の視点から——

佐伯 昌彦（立教大学）

## 1 目的

このテーマセッションでは、警察官による市民への接触行動がどのような要因によって規定されるのか、そしてその接触行動が市民にどのような影響をもたらすのかという点を明らかにするために行われた2時点での調査のうち、第一波調査のデータを分析した結果が紹介された。そのなかで、本報告は、警察官による市民への接触行動が市民に及ぼす影響について、手続的公正の観点から行ったデータ分析の結果を報告した。

警察官と市民との間の接触という文脈において、手続的公正の理論は、概ね次のような主張を展開してきた。すなわち、警察官に対して手続的公正感を抱く、あるいは信頼感を抱くと、警察が行使する権限に対する正統性評価が高まる。この正統性の知覚は、サンクションによって道具的に行動を調整するメカニズムとは独立して、法令を遵守したり、警察官に協力したりする行動を促進する。

日本においても、このような意味での手続的公正効果がみられるかどうかを検証した研究が存在する。とりわけ本報告において報告した調査では、Tsushima & Hamai (2015) を直接的な先行研究と位置づけ、この研究の分析枠組みを参考にした分析が可能となるようにデータを収集した。ただし、以下の2点で、本調査は先行研究と大きく異なる。第1に、先行研究は、必ずしも警察官と接触した経験がある者に限定した調査ではないので、警察に対する手続的公正の評価などは抽象的なものである可能性があったが、本調査では警察官と接触した経験がある者をとくに「被職質経験あり群」として比較的大きなサイズの標本を用意している。したがって、この群についていえば、具体的な接触経験の際に警察官に対して抱いた印象を基点として手続的公正モデルの検証を行うことができる。第2に、先行研究はヨーロッパにおける調査を下敷きにしたものであったこともあり、法令遵守に関する適切な変数を用意することができなかったが、本調査では、法令遵守の程度を測定していると考えられる変数を2つ用意して調査を実施した。

以上のように、先行研究と必ずしも同一の枠組みでデータを集めたものではないが、今回の調査で得られたデータをもとに、先行研究での分析枠組みも参考にしつつ手続的公正の理論が日本でも妥当しているかどうかを検証することが本報告の主たる目的である。ただし、前述したように今回の調査は2時

点で行われたものであり、市民接触の影響については第一波調査だけでなく第二波調査のデータもあわせて分析することで検証することが最終的には目標とされている。しかし、本報告では、研究全体のスケジュールの関係から第一波調査のデータに限定して分析を行った結果を報告しており、そのため本報告の分析はあくまで暫定的なものに留まっている。

## 2 方法

本報告では、このテーマセッションにおいて共通して扱っているデータを分析している。すなわち、警察官の接触行動の規定要因とその影響について検証するために行われた二波にわたる調査のうち、第一波調査で得られたデータが分析の対象となっている。

分析の前提を確認するためにいくつかの分析を行ったが、最終的には、Tsushima & Hamai (2015) の枠組みに即して手続的公正モデルの検証を行うためにパス解析を行った。以下の「3 結果」にて分析結果の概要を記すが、紙幅の関係で具体的な数値の多くを省略している。

## 3 結果

「被職質経験あり群」における調査対象者には、被職質時の経験の内容や、警察官に対して抱いた印象等が尋ねられている。警察官との接触態様は様々であるが、さしあたり警察官に対して抱いた印象につき6項目により尋ねている。このうち5項目については1つの尺度にすることが許容できたので（クロンバックの $\alpha$ は0.820）、この5項目の平均値により具体的な接触時の警察官に対する印象を示す変数を用意した（以下、「警察の対応」と呼ぶ）。分析の前提として、この「警察の対応」が、職質の態様等とどのように関連しているかを2変数間の関連に基づき検討した（平均値比較や分散分析）。分析の結果、「警察の対応」は、職質の態様等と緩やかながら想定可能なかたちで関連していることが示されたため、これを具体的な接触時の印象を要約的に表現した変数として用いることが適当であると判断した。

また、手続的公正モデルをパス解析によって検証する前提として、手続的公正モデルの基点となる、警察官に対する手続的公正の印象（3項目の平均値により尺度化。クロンバックの $\alpha$ は0.883。以下「手続的公正」と呼ぶ）、および、それと対置される道具的な法遵守行動の基点となる、犯罪をした場合に処

罰が実現し得る確率についての主観的な認識（6項目の平均値により尺度化。クロンバックの $\alpha$ は0.947。以下「サンクション感知」と呼ぶ）がどのような要因によって規定されているかを探るために、これら2変数を従属変数とした重回帰分析を行った。結果として、「手続的公正」も「サンクション感知」も、属性変数の影響は、全くないわけではないが、小さいものであることが確認された。また、「被職質経験あり群」については「警察の対応」を独立変数に加えたモデルによる分析も行ったが、それによれば、「手続的公正」に対する「警察の対応」の係数が統計的に有意であり、かつ相対的に大きいことが確認された。したがって、「被職質経験あり群」における「手続的公正」は、具体的な接触時の警察官に対する印象によって強く規定されているものであることが示唆された。

以上を踏まえて、法令遵守行動と警察への協力行動を最終的な従属変数としたパス解析を行った。なお、ここで法令遵守行動については、「行為の悪質性評価」（12項目の平均値により尺度化。クロンバックの $\alpha$ は0.952）と「軽微な逸脱行動の頻度」（6項目の平均値により尺度化。クロンバックの $\alpha$ は0.740）の2変数を用意した。「警察への協力意図」は、3項目の平均値により尺度化している（クロンバックの $\alpha$ は0.852）。

「被職質経験あり群」では、「警察への対応」が、「手続的公正」を規定し、これが警察に対する正統性を規定し、この正統性が法令遵守行動や警察への協力行動を引き出すという関係を主として想定したモデルを構築し、パス解析を行った（本分析により因果関係まで特定できるものではないが、ここでは記述の便宜上、因果的な関連を想定した表現となっている）。なお、警察に対する正統性は、警察に対して従うべきであるという義務感（3項目の平均値により尺度化。クロンバックの $\alpha$ は0.915。以下「義務感」と呼ぶ）と、警察が自分たちと道徳的価値観を共有している程度に関する評価（3項目の平均値により尺度化。クロンバックの $\alpha$ は0.854。以下「道徳的価値観の一致」と呼ぶ）の2つの要素によって構成されている。

このパス解析の大よその結果を示すと次の通りである。まず、モデルの適合度は許容範囲内のものがあった。そのうえで、手続的公正モデルにおいて想定される主要なパスは統計的に有意であった。すなわち、「警察の対応」が「手続的公正」に正の影響を与え、「手続的公正」が「義務感」および「道徳的価値観の一致」に正の影響を与えていた。さらに、「義務感」から法令遵守行動や警察への協力行動に及ぼす影響は十分にみられず、また弱いながら想定とは逆の関連を示すものもあったが、「道徳的価値観の一

致」は法令遵守行動や警察への協力行動を促進する方向で「行為の悪質性評価」「軽微な逸脱行動」「協力」に影響を与えていた。

以上に加え、「警察の対応」を除くことで、「被職質経験あり群」と「被職質経験なし群」について同様のモデルによりパス解析を行い、さらに両群でパス係数の大きさに差がないかどうかを多母集団同時解析の方法で検証した。ここでも、モデルの適合度は許容できる範囲であった。また、「被職質経験あり群」だけでなく「被職質経験なし群」においても、先ほどの「被職質経験あり群」に限定した分析と同様に、手続的公正モデルが想定する基本的な変数間の関連は確認された。ただ、「被職質経験あり群」の方が、具体的な接触経験により「手続的公正」の評価が明確化した結果、より強い手続的公正効果が確認できると予想したが、手続的公正モデルに関わる部分についていえば、両群においてパス係数の大きさに統計的に有意な差はみられなかった。

#### 4 考察

以上の分析から、日本においても、欧米で指摘されている手続的公正モデルが妥当することが示された。日本における先行研究(Tsushima & Hamai (2015)等)では、手続的公正から警察への正統性の知覚までのつながりは確認されていたが、正統性の知覚から法令遵守や警察への協力行動へのつながりは確認されていなかった。しかし、先行研究に比べて、本研究は標本サイズが大きいという点には留意が必要である。本報告における分析でも、手続的公正から警察への正統性の知覚（とりわけ「道徳的価値観の一致」）へのつながりは強かったが、正統性の知覚が法令遵守や警察への協力行動に及ぼす影響は、相対的に小さかった。小さい効果であるために先行研究では検出できなかったものが、本報告が分析した大規模なデータでは検出できたということであるとすると、本報告の分析結果と先行研究とは矛盾するものではない。また、統計的に有意な関連がみられたとしても、その効果の小ささからすれば、手続的公正効果の実践的価値については慎重に吟味する必要があるだろう。あわせて、正統性を構成する概念のうち「義務感」の妥当性の問題や、「サンクション感知」と法令遵守行動等の関連が「被職質経験あり群」と「被職質経験なし群」とで異なっている点についても報告した。

#### 文献

Tsushima, M. and Hamai K., 2015, "Public Cooperation with the Police in Japan: Testing the Legitimacy Model," *Journal of Contemporary Criminal Justice* 31(2): 212-228.

# 警察官による接触が対象市民の認識に与える影響（2） ——威嚇効果・ラベリング・生活構造などの視点から——

松原 英世（甲南大学）

## 1 目的

被職質経験については、それを規定する要因とそれが規定するであろうその後の影響という2方向への関心をもちうる。ラベリング論に準拠していえば、前者は選択的法的執行の問題であり、後者は二次的逸脱の問題である。また、後者については、抑止理論が示唆するような犯罪の抑止効果をもたらすかもしれない。本報告では、後者について現段階でいいうることをわれわれのデータに基づいて整理してみたい（前者については岡邊報告が担当する）。

本報告のリサーチクエスションは、「警察官による市民との接触が市民のその後の行動等にどのような影響を及ぼすか？」であり、それは、「法執行機関との接触がその後の生活や行動に対して与えるインパクトに着目する犯罪社会学的」関心によるものである（岡邊ほか 2024：295-297）。

## 2 理論的枠組み／分析上の問題点

ここで、理論的な観点（ラベリング論）から、本報告の分析上の問題点について述べておきたい。

二次的逸脱において、決定的な要因は「逮捕されて、公然と逸脱者のラベルを貼られる経験」である。そして、そのことが対象者の「社会参加と自己像にとって重大な影響をもたらす」。すなわち、そうした過程が対象者をして常習的な「逸脱者」とするのである（Becker 1973=2011:28）。

こうした過程は次のようにまとめることができる。「ひとたび逸脱を犯した人に対しては、他者はその人がまた逸脱するのではないかと恐れてその人を排除する。排除された人はまっとうな生活を送る機会が閉ざされて、再び逸脱する。他者はそれを見て自分たちの予想が正しかったことを確信し、逸脱者への排除を強める。その結果、逸脱者はますます逸脱者として生きていくしかないと考え、逸脱的アイデンティティを形成してく」（宝月 2004：96-97）。

すなわち、二次的逸脱（警察官による市民との接触が市民のその後の行動等にどのような影響を及ぼすか？）の過程は時間的に長期にわたるものであり、また、そこには多くの変数（独立変数）が想定される。それゆえ、近年では、ラベリング論と統制理論を統合した Life Course Perspective からの分析がなされている。

これに対して、本報告では、きわめて限られた変数で分析すること（とくに留意すべきは、ラベリン

グとして用いる変数は、逮捕ではなく被職質経験である）、また、その追跡期間が（きわめて）短いことを断っておきたい。すなわち、そのモデルを単純化しすぎており、追跡期間も不十分だということである。なお、本報告では、第一波調査の結果のみを用いていること、それゆえ、その知見は暫定的なものであり、第二波調査の結果とあわせてこそより意味をもつものであることにも注意されたい。

## 3 結果

まず、関係しそうな質問項目について、「被職質経験あり」群と「被職質経験なし」群で、クロス集計を行い、独立性の検定を行った。そのうちのいくつかの質問項目と結果を以下に示す（いずれも 0.1% 水準で有意である）。

### Q44 前半：監視者の認識【抑止理論】

→ 被職質経験あり・高い

### Q44 後半：低い自己認識【ラベリング論】

→ 被職質経験あり・低い

### Q50：逸脱行動の経験【ラベリング論】【抑止理論】

→ 被職質経験あり・高い

なお、上の質問項目について、(尺度化した得点の)平均の差の検定を行ったが（上と同様の結果となった）、これについては省略する。

次に、監視者の認識（Q44 前）、低い自己認識（Q44 後）、逸脱行動の経験（Q50）をそれぞれ従属変数とする重回帰分析を行った。いずれも2つの重回帰モデルを求めている。モデル1は、学歴、年収のみを投入したモデルである。モデル2は、これらに加えて、職質（接触）経験を投入したモデルである。

結果は以下のとおりである。

### ① 従属変数：監視者の認識（Q44 前）

従属変数：監視者の認識（Q44前）								
	モデル1				モデル2			
	B	SE	$\beta$	有意確率	B	SE	$\beta$	有意確率
定数	9.030	0.095		0.000	8.434	0.100		0.000
学歴（基準カテゴリー：高卒以下）								
専門学校	-0.261	0.123	-0.025	0.034	-0.251	0.121	-0.024	0.038
高専・短大・大卒以上	-0.035	0.083	-0.005	0.673	0.002	0.082	0.000	0.980
年収（基準カテゴリー：600万円以上）								
250万円未満	0.775	0.093	0.103	0.000	0.734	0.091	0.097	0.000
250～450万円	0.250	0.091	0.033	0.006	0.278	0.090	0.037	0.002
450～600万円	0.136	0.099	0.016	0.169	0.168	0.098	0.020	0.085
職質経験（あり）					1.123	0.066	0.170	0.000
調整済みR <sup>2</sup>				0.008				0.037

- ・ 高卒以下と比べて、専門学校では監視者の認識が低い。
- ・ 600万円以上と比べて、450万円以下では（年収が低いほど）監視者の認識が高い。
- ・ 社会経済的地位をコントロールしても、職質経験あり群のほうが監視者を意識する程度が高い。

② 従属変数：低い自己認識（Q44後）

	従属変数：低い自己認識 (Q44後)				従属変数：低い自己認識 (Q44後)			
	モデル1		モデル2		モデル1		モデル2	
	B	SE	$\beta$	有意確率	B	SE	$\beta$	有意確率
定数	11.420	0.123		0.000	10.778	0.130		0.000
学歴 (基準カテゴリー：高卒以下)								
専門学校	-0.281	0.160	-0.020	0.079	-0.270	0.158	-0.019	0.087
高専・短大・大卒以上	-0.495	0.108	-0.054	0.000	-0.455	0.107	-0.050	0.000
年収 (基準カテゴリー：600万円以上)								
250万円未満	1.832	0.120	0.185	0.000	1.788	0.119	0.180	0.000
250~450万円	0.799	0.119	0.080	0.000	0.828	0.118	0.083	0.000
450~600万円	0.494	0.129	0.044	0.000	0.529	0.128	0.047	0.000
職質経験 (あり)					1.210	0.086	0.139	0.000
調整済みR <sup>2</sup>	0.031				0.051			

- ・ 高卒以下と比べて、高専・短大・大卒以上では自己認識が高い。
- ・ 年収が低いほど自己認識が低い。
- ・ 社会経済的地位をコントロールしても、職質経験あり群のほうが自己認識が低い。

③ 従属変数：逸脱行動の経験（Q50）

	従属変数：逸脱行動の経験 (Q50)				従属変数：逸脱行動の経験 (Q50)			
	モデル1		モデル2		モデル1		モデル2	
	B	SE	$\beta$	有意確率	B	SE	$\beta$	有意確率
定数	2.190	0.087		0.000	1.466	0.091		0.000
学歴 (基準カテゴリー：高卒以下)								
専門学校	-0.271	0.113	-0.028	0.017	-0.259	0.110	-0.027	0.019
高専・短大・大卒以上	-0.479	0.077	-0.075	0.000	-0.434	0.075	-0.068	0.000
年収 (基準カテゴリー：600万円以上)								
250万円未満	0.041	0.085	0.006	0.632	-0.009	0.083	-0.001	0.911
250~450万円	-0.130	0.084	-0.019	0.121	-0.097	0.082	-0.014	0.236
450~600万円	-0.114	0.091	-0.015	0.212	-0.075	0.089	-0.010	0.399
職質経験 (あり)					1.364	0.060	0.226	0.000
調整済みR <sup>2</sup>	0.004				0.055			

- ・ 学歴が低いほど逸脱行動の頻度が高い。
- ・ 年収については有意な影響はみられなかった。
- ・ 社会経済的地位をコントロールしても、職質経験あり群のほうが逸脱行動の頻度が高い。

社会経済的地位をコントロールしても、被職質経験あり群のほうが有意に高い/低いことから、接触の影響（因果の方向）が推測できる。ただし、前述のとおり、その断定は第二波調査の結果を待たなければならない。

4. 検討

最後に、「いずれの理論(ラベリング論/抑止理論)が支持されるか？」との問いに簡単に答えたい。

先の重回帰分析の結果について、①では抑止理論が支持され、②ではラベリング論が支持されるが、③からは（抑止理論ではなく）ラベリング論が支持される。

今後の課題としては、統制理論に関する変数を組

み込んだ分析を行いたい。たとえばそれは、Q52（現在の職業）、Q53（勤め先の組織規模）、Q47（生活面での満足度：住んでいる地域、余暇の過ごし方、家庭生活、現在の家計の状態、友人関係、健康状態、配偶者（夫や妻）との関係）である。ラベリングは、すべての社会的下位集団で同じように機能するわけではないからである。

文献

Becker, Howard S., 1973, *Outsiders*, Free Press.  
 (=2011, 村上直之訳『完訳 アウトサイダーズ』現代人文社.)

Farrington, David P. and Joseph Murray eds., *Labeling Theory: Empirical Tests*, Routledge, Routledge.

宝月誠, 1996, 「逸脱理論における「実証主義」支配」北川隆吉・宮島喬編『20世紀社会学理論の検証』有信堂高文社.

宝月誠, 2004, 『逸脱とコントロールの社会学：社会病理学を超えて』有斐閣.

岡邊健・佐伯昌彦・松原英世・宮澤節生, 2024, 「警察官による市民接触行動の規定要因とインパクトに関する縦断的研究：第一波調査の基礎的報告（1）」『甲南法学』64(3=4): 295-333.

Sampson, Robert J. and John H. Laub, 1993, *Crime in the Making: Pathways and Turning Points through Life*, Harvard University Press.

Sampson, Robert J. and John H. Laub, 1997, "A life-course Theory of Cumulative Disadvantage and the Stability of Delinquency," Thornberry, Terence P. eds., *Developmental Theories of Crime and Delinquency*, Transaction, Chapter 4 (pp. 133-161).

Smith, Douglas A. and Raymond Paternoster, 1990, "Formal Processing and Future Delinquency: Deviance Amplification as Selection Artifact," *Law & Society Review* 24(5): 1109-1132.

Thomas, Charles W. and Donna M. Bishop, 1984, "The Effect of Formal and Informal Sanctions on Delinquency: A Longitudinal Comparison of Labeling and Deterrence Theories," *Journal of Criminal Law and Criminology* 75(4): 1222-1245.

## 性非行少年の立ち直りに向けて 社会内での取組みを中心に

コーディネーター・司会・話題提供：岡田 行雄（熊本大学）  
話題提供：定本 ゆきこ（京都少年鑑別所）  
話題提供：早川 順子（大阪保護観察所）  
話題提供：角林 大地（大阪保護観察所）  
話題提供：大島 由香（大阪保護観察所）  
話題提供：玉村 あき子（性障害専門医療センター）

### 1 企画趣旨

本セッションでは、次のような前提と問題意識から、企画が組まれた。現在、性犯罪者の再犯防止に向けた様々な施策が導入されて20年近くが経過した。これに歩みを合わせる形で、性非行少年の同種再非行を防止する取組みもなされているが、性非行少年の立ち直りに向けて、少年院仮退院後などの社会内においてどのような取組みがなされるべきかについては必ずしも研究が進んでいないように見受けられる。そこで、性非行少年の立ち直りに向けて社会内でどのような取組みがなされるべきかを考えるために、その素材となる話題を提供してもらい、参加者と忌憚のない議論を行うこととした。

### 2 少年鑑別所から見える性非行少年の特徴

定本ゆきこ（京都少年鑑別所）

概ね14歳以上20歳未満の非行少年は、発達の思春期真っただ中にいる人々である。思春期とは性ホルモンの活発な分泌が始まり心身が性的に変化してゆく時期に当たるので、実は少年達と性的問題は切っても切れない。男子は性的欲求から性衝動が高まるが、女子は心理的な依存性が高まり、それが性的欲求に繋がる。女子非行少年は、殆どが性の被害者であり性的搾取を受けている。男子は性加害者として我々の前に現れるが、実は背景に性被害が隠されているケースも散見されている。

性非行少年の事例から見えてくる共通の傾向として以下のようなものがある。①性加害行為への過小評価②自らの性的動機を否認③被害者の心身の被害や苦痛に対する想像力の欠如④自身も孤立やいじめを受けた経験を有している⑤SNSの影響を受けている⑥正しい性知識、性情報に接してこなかった。

また、筆者らが行った調査研究では、以下のような結果が出ている。すなわち、性加害少年は一般の非行少年に比べて、IQが高く学歴が高く、不登校歴が少ない。ただいじめに遭ったことが多い。両親が揃っていることが多い。保護観察歴がなく薬物使用歴がなく、万引きや暴走、文身などの各種非行歴もない。要するに、性加害少年とは、一般の非行少年

と違って、学校に適応している一見ごく普通の生徒であることが多いのである。これは、成人の性犯罪者において、他の犯罪と異なり教師、医師、検察官等々、高学歴・高収入の男性が多く見られることと軌を一にしている。

性加害があるということは性被害者がいるということである。性被害がどれほど長期にわたり深刻な後遺症を負うかを鑑みれば、国レベルで性加害を予防するための教育をし、十代で発覚した者については早期介入し再非行を防止することの必要度は高い。性加害少年の多くが学校に適応している者であれば、学校で包括的性教育を行うことは至極合理的であり効果的である。

### 文献

定本ゆきこ＝山田正樹, 2023, 「性加害少年の特徴と背景について：少年鑑別所に措置された性加害少年と一般非行少年との比較による検討」『児童青年精神医学とその近接領域』64(2):180-192.

### 3 保護観察所における性非行少年処遇プログラムの実情—現場からの報告

早川 順子（大阪保護観察所）  
角林 大地（大阪保護観察所）  
大島 由香（大阪保護観察所）

保護観察所においては、性加害をして刑事処分を受けた人に対する専門的処遇プログラム（性犯罪再犯防止プログラム 以下プログラムとする）を平成18年から実施していたところであるが、令和4年の少年法の一部改正に伴い、その適用範囲を、保護処分を受けた人にも拡大した。ただし、18歳、19歳の保護処分を受けた特定少年のうち、再非行のおそれが高い場合に限り特別遵守事項として受講を義務づける運用とされており、実際にプログラムを行ったのは1割程度に留まる。

大阪保護観察所には全国で4庁の保護観察所のみ設置される特別処遇実施班が存在し、全5課程のプログラムのうちB～Eの4課程をグループワーク形式で行っている。その手法は認知行動療法をベー

スとしており、受講者自身の性加害の犯行サイクルに向き合わせることで、性加害に結びつく認知の偏りや自己統制力の不足等について理解させることを目的として行う。その過程で受講者は自身の加害の背景にある辛い日常や過去の被害体験にも向き合うことになり、それが受講者の精神的負担になる場合がある。グループはその際に擬似的な社会としての役割を果たし、グループ内で語ったことをメンバーに受け止めてもらう経験等を通じ、受講者にとって治療的な効果が生じることが期待される。紹介した事例においては、母子関係の傷つきを抱えた19歳の受講者がグループを通じて防衛的な態度を解き、母親への思いを吐露したり、受講に前向きになったりといった変化が生じた。

そのようなメリットがあるグループワークであるが、大阪保護観察所においては、諸般の事情により受講者を選別できない状態でグループ編成を行うため、プログラムの処遇効果がグループ毎に異なってしまうことが現状の課題として挙げられる。また、受講者の再犯防止のために家族を巻き込んでいくことも、今後の検討課題である。

#### 文献

ティモシー・J・カーン（藤岡淳子監訳）、2009、『回復への道のりーバスウェイズー性問題行動・性犯罪の治療教育2』誠信書房

藤岡淳子、2014、『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用ー治療教育の実践』誠信書房

#### 4 思春期の性犯罪治療の現状と課題について

玉村あき子（性障害専門医療センター）

性犯罪防止治療を行う性障害専門医療センターでは、少年らは殆どが非行発覚後に来所する。大半が大学卒業程度の知能があり、多くが非行当時の親との間の身体的暴力よりも、学校での不適応（いじめや孤立、入学直後の厳しい部活や進学校進学で成績不振等の挫折体験等）を報告する傾向にあると思われる。少年院経験者はリスク要因発生を過小評価する傾向やより短時間で急速に悪化する傾向にあり、自傷や自殺未遂など気分症状が長期間現れることも少なくない。

集団認知行動療法(CBT)では、家族とのコミュニケーション、感情や性衝動の自覚と管理、恋愛、性的なメディアの管理等に取り組む。新たな環境での友達作り等、特に社会生活段階に応じた友人関係やアルバイト関係など社会的接点の構築が少年にとって重要である。未だ未発達なメタ認知力や低頻度の機会的な性加害行動のため、性加害行動パターンや被害者の気持ちについて取り上げることは成人に比べ少ない。大半が再犯せず最低1年間のCBTを完

了し、中には20代後半になるまで継続する者もいる。SOMECを一旦終了後、数年経過後再犯して再来所するケースは、周囲の環境変化に適応できていないあるいは鬱を再燃していることが多いと思われる。

家族支援セミナーでは、性の話し合い方や再犯リスクの考え方等の心理教育を保護者に提供している。同セミナーへの少年院経験者の保護者の参加率は低い。再犯を恐れた家族が少年を孤独・孤立させ、逆に再犯リスクを高める事が多く、家族自身が何らかのトラウマを有していることも少なくない。

参考データとして、19歳以上で接触犯罪を行ったことのある者と無い者を比較した統計分析では、いじめ被害歴との有意な関連性が示され、親からの虐待被害歴との関連性は示されなかった。各種心理尺度の成績は接触犯罪経験者の方が悪かった。

少年の性非行防止には非行発生前の学校環境適応への支援が特に重要である。再非行防止治療は少年の社会発達段階に合わせて長期的に行うことが必要である。

#### 5 性非行少年に積み重ねられた被害への社会内での埋め合わせに向けて

岡田 行雄（熊本大学）

単独で性非行に至った少年については、それ以前に虐待やいじめの被害が積み重ねられていたケースが散見される。こうした被害の積み重ねによって、自己も他者も信用できなくなってしまうと、性非行少年の向けの処遇プログラムの中核をなす認知行動療法におけるグループワークに参加できないことで、さらに自尊感情が傷つけられる危険性がある。

そこで、こうした性非行少年に積み重ねられた被害にどのように対処すべきかが検討されねばならない。ハンセン病家族訴訟熊本地裁判決に学ば、子どもの権利条約や障がい者の権利条約で求められる少年の成長発達権保障や発達障がい等を有する少年への合理的配慮提供義務に反する国の不作為を前提に、国には、性非行少年に積み重ねられた被害を除去する義務が帰結される。そこから、こうした被害の埋め合わせが国に求められる。

性非行少年に積み重ねられた被害の埋め合わせとしては、まず、その被害の傾聴が挙げられる。具体的には、家裁における社会調査、鑑別、付添人との面接等だけでなく、保護処分、さらには、社会内におけるプログラム参加時等の場面で、少年が様々な被害について語りだしたときに、それにしっかりと耳を傾けることが求められる。次いで、このような被害の傾聴を積み重ね、少年が置かれた状況に合わせた様々な支援が提供されることを通して、性非行少年による他者への信頼を回復し、増強していくこ

とが挙げられる。もっとも、被害が積み重ねられた期間が長ければ長いほど、他者への信頼を回復・増強するための支援もまた長期的になされる必要がある。

今後の課題としては、長期的な支援が短期間で終わる少年司法の枠組みを超えてどう続けられるべきか、そして、性非行少年への薬物治療が本人の同意や任意性に基づくだけで正当化されるべきなのかを検討することが挙げられる。

## 文献

岡田行雄,2024 予定,「性非行少年に対する処遇プログラムについての一考察—認知行動療法の検討を手がかりに」熊本法学,162

## 6 議論

40名ほどの参加者からは、様々な質問や意見が出された。主なものを以下に挙げる。

少年に性非行に反省を求めることをどう考えるかという質問に対しては、少年の場合、認知が育っていないので、認知を育てることが先決であって、それが整って、ようやく被害者の苦痛などが認識できるようになる。そもそも自らが虐待の被害者だということをおぼえていないことさえあり、反省の前提を整えることが重要との回答がなされた。

包括的性教育は必要なのか、必要だとして、どのように実施されるべきかという質問に対しては、被害者が No と言えないことを、少年たちは誤解して、同意があったと思込み事件に至ることを防ぐためにも必要であって、これを実施するため国際セクシュアリティ教育ガイダンスという、国際的な性教育の指針を参照することが参考になるとの回答がなされた。

性非行少年への試験観察において医療機関などで治療を受けることを遵守事項等に設定することは妥当かという質問に対しては、治療機関側としては、来所が裁判所によって強制されるのではなく、来所で本人の保護要因が楽しく増えて行き来所が継続することが望ましいとの回答がなされた。また、試験観察での遵守事項等に治療を位置付けると事実上の強制となるとの回答もなされた。

性非行へのプログラムを受けた者に対して、日本版 DBS が適用されることをどう評価するかという質問に対しては、基本的には肯定的な回答がなされた。しかし、日本版 DBS の効果を疑問視する回答もあり、フロアからは日本版 DBS が機能するはずがないとの意見も出された。

被害をいつでも言える状況をどのようにして作れるのかという質問に対しては、少年から話を引き出せるように、「それで」と促し続けることと、決して、

被害を話したことを「言い訳だ」などと断言しないことが必要との回答がなされた。これに関連して、被害を受けた加害当事者の声をもっと傾聴することが必要であって、被害を言えるようになるにも途方もない時間がかかるし、仲間の存在があつてこそ被害を言えるのだとの意見もあつた。

## 批判的犯罪学の広がり 領域横断的な連帯の可能性を考える

コーディネーター，司会：吉間 慎一郎  
（『更生支援における「協働モデル」の実現に向けた試論』著者）  
司会：山本 奈生（佛敎大学）

### 1 企画趣旨

私たちは、過去の本学会大会において、批判的犯罪学の視角を定式化し、主流派犯罪学の理論と経験的研究を問い直すことで、犯罪諸科学と司法制度が依拠する枠組みに対する問題提起を行ってきた。今大会では、犯罪学内外の登壇者と議論を行うことで、批判的犯罪学とそれ以外の分野との領域横断的な連帯の可能性を考える機会としたいとの意図で、本テーマセッションを企画した。

### 2 葛藤パラダイムに基づく犯罪と司法の問い直し

吉間 慎一郎

（『更生支援における「協働モデル」  
の実現に向けた試論』著者）

#### (1) はじめに

本報告の目的は、近年の我が国における刑事政策をポストコロナリズムの観点から捉え直すことで、その加害性を明らかにし、加害的な刑事司法を革新する戦略を探ることである。その戦略は、R. ローティのプラグマティズム、C. ムフによる闘技民主主義、ポルトコロシアリズム、そして我が国において蓄積された犯罪からの立ち直りに関する議論が参照され、抵抗と異議申立てとしての生活実践が目指されることとなる。

#### (2) カナダの事例から

Dobchuk-land(2017)は、カナダのマニトバ州ウィニペグにおける警察と先住民コミュニティとの「対話(dialogue)」の事例を報告している。そこでは、犯罪は、外部による関与を必要とする『傷を負った』貧困層や先住民コミュニティに端を発する問題である」と考える政府・警察と、警察は若者の生命や精神を危険にさらす暴力の源とみなす先住民コミュニティとの対立が存在した。こうした状況の中で、警察が、先住民コミュニティの若者と信頼関係を築くために「対話」を行おうとしたのである。しかし、そこで行われたのは、西洋の警察活動を理解していない先住民の若者たちに警察活動の正当性を理解させようとするものだった。その背景には、先住民コミュニティの人々は、彼らにとって最も良い選択が何かを理解していないため、外部からの介入が必要であるという、植民地主義的論理であった。

こうした論理は、再犯防止推進計画の中にも見出されるなど、刑事司法内部及びその周辺で頻繁に用いられている。近年「対話」が注目されるようになってきているが、本来対話とは、そこに参加した者が発する語彙やその者の認識を変容させながら織りなされるものであるはずである。したがって、対話とは、そこに参加する者の語彙や認識が問い直される批判的な営みである。しかし、矯正の現場で導入されようとしている対話には、こうした批判性はあるのだろうか。その対話によって矯正自体が問い直される可能性はあるのだろうか。

#### (3) Rortyの法への適用

Rorty 流の人間存在の在り方の正しさは歴史的な環境によって相対的であるとするプラグマティズムに照らせば(Rorty, 1989=2000)、法や司法制度は、歴史的偶然性によって現在に存在しているにすぎず、新たに事象によって異議申立てを受け、問い直され続ける。

しかし、Rorty は、リベラリズムに対する合意を拡張することによって理想的な社会を形成していこうとするのであるが、そこには、政治が対立や分裂を決して克服することができないことへの想像力を欠いている(Mouffe, 1996=2002)。こうした議論は、犯罪からの離脱において、悪から善への移行という合意パラダイムに基づいてきたことを批判し、葛藤パラダイムに立った道徳秩序ないし合意からの離脱と複数の小社会（協同団体）によって構成された社会を志向する津富 2022 の議論と軌を一にしている。とはいえ、複数の小社会を構成したとしても、小社会の境界における新たな合意形成をめぐる政治から逃れることはできない。私的な自己創造は、時として公共空間における対立と抗争を生むのであり、悪というラベルを生み出す刑事司法に対抗して自己創造を行うためには、公共空間で作用する刑事司法への異議申立ても不可避となる。

また、Rorty は、残酷な行為の犠牲者には言語によって語り得るものはほとんどないのだから、他者が彼らの苦痛を言語に表現する作業を行う必要があるとする(Rorty, 1989=2000)。しかし、そこには、これまでポストコロナリズムが問題としてきた西欧帝国主義による植民地理解の問題と同型の問題が存

在している。西欧帝国主義は、自らの視点で植民地の人々を観察し、その語りを聞くため、真の植民地の人々の意識や声を知ることはないのである (Spivak, 1988=1998)。そこで Spivak は、知識人として身に着けてきた特権を忘れ去ってみようとする (ibid.)。刑事司法をめぐる特権といえ、それは、ほとんどの人は違法行為に手を染めたことがあるのに、捜査機関による捜査の対象となったり服役したりするなど、刑事司法から目を付けられたことがない (unmarked) ということである (Woodall, 2018)。したがって、刑事司法から目を付けられたか否かによってラベリングされる犯罪者というアイデンティティは、何ら本質的なものではなく、せいぜい、刑事司法から隠れて違法行為を行うのが上手だということの意味するにすぎない。しかし、その差異は、違法行為を他者からも自らも忘れ去られ、あたかもその人が違法行為を行っていないかのように認識されることを可能にしている。こうした Unmarked という特権をわざと「忘れ去ってみる」ならば、犯罪者とラベリングした者だけに更生や立ち直りを求めることの欺瞞やこれまでホームアプローチが明らかにしてきたように、Unmarked によって生じているホームの方が大きいのではないかという問題に目を向けることができるようになるだろう。

そしてこうした観点からの刑事司法に対する異議申立ては、フランス革命による旧体制との断絶による言語的諸条件の提供によって、それまでの諸種の異なる形態の不平等を非正統的で反自然的なものとして提示し、それらを抑圧形態として等価なものとしてみなすことを可能にしたように (Laclau, Mouffe, 2001=2012)、刑事司法に対する異議申立ては、刑事司法の諸種の抑圧性を非本質的で正当性のないものであるとみなし、刑事司法の暴力性を減らす道筋を示すことになるだろう。

文献

Dobchuk-Land, Bronwyn, 2017, “Resisting ‘progressive’ carceral expansion: lessons for abolitionists from anti-colonial resistance”, *Contemporary Justice Review*, VOL.20, NO.4.

Laclau, Ernesto & Chantal Mouffe, 2001, *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*, Second Edition, London and New York: Verso. (=2012, 西永亮, 千葉真訳, 『民主主義の革命 ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』, 筑摩書房)

Mouffe, Chantal, 1996, “Deconstruction, Pragmatism and the Politics of Democracy”, Chantal Mouffe eds., *Deconstruction and Pragmatism*, Routledge London and New York.

(=2002, 青木隆嘉訳, 「脱構築およびプラグマティズムと民主政治」, 『脱構築とプラグマティズム 来るべき民主主義』, 平分社)

Rorty, Richard, 1989, *CONTINGENCY, IRONY, SOLIDARITY*, Cambridge University Press. (=2000, 齋藤純一・山岡龍一・大川正彦訳『偶然性・アイロニー・連帯』, 岩波書店.)

Spivak, Gayatri. C, 1988, “Can the Subaltern Speak?”, Cary Nelson & Lawrence Grossberg eds., *Marxism and the Interpretation of Culture*, Urbana, University of Illinois Press. (=1998, 上村忠男訳, 『サルタンは語るができるか』, みすず書房.)

津富宏, 2022, 「『非』適応としての離脱 自発的秩序の形成として」『日本犯罪社会学会第 48 回大会報告要旨集』.

[http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting\\_reports/index.html](http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting_reports/index.html) (2024 年 10 月 15 日最終閲覧)

Woodall, Denise, 2018, “We Are All Criminals: The Abolitionist Potential of Remembering”, *Social Justice* Vol. 45, No. 4.

## 2 立場や視座を動かせる／動かせない当事者の運動, 政治化

要 友紀子 (SWASH メンバー/APNSW 運営委員)

(1) 私たちが「良き市民」であろうとすることは潰される

1.1 「良き市民」であろうとしてはいけない性産業の人々—コロナ禍であったこと—

差別されないように良き市民になろうとすると、諦めさせられる、何かを良くして改善していこうとすることすら止めさせられる。これがまさに差別の真骨頂である。

セックスワーカーたちは自分と関わった人や、自分に良くしてくれた人がどんな目に遭うかよくわかっている。だから、自分たちがシチズンシップを持つことを誰かに手助けしてほしいとはなかなか思わないし、何か力を貸してほしいと誰かに頼まれても、市民的意識が低いから協力しないのではなく、セックスワーカーとして良き市民であることはできないのである。

1.2 労働者協同組合法の活用すら消極的態度  
労働組合や労働運動の人々は、職業的、労働者階級的な同質性から繋がっていることが多い。

一方でワーカーズコープは、搾取をなくし社会や人々に貢献する仕事であることが理想とされているため、セックスワークはどうなのかという観点からのジャッジが入ることになる。

1.3 市民社会に踏み絵と分断を持ち込んだ PEPFER 以上のような市民社会の性産業に対する村八分の公権力版が、宗教保守が勢力を持ったブッシュ政権下の 2004 年から始まったアメリカ大統領エイズ救済緊急計画 (PEPFAR) にみる反売春誓約書問題。

アメリカ政府から HIV 予防活動等の資金援助を受ける団体や機関、国は、セックスワークに反対するという誓約書にサインしなければいけないというものだ。

国内外にかかわらず、同じ市民社会、同じキーオピュレーションであっても、困窮者・女性支援業界と HIV/AIDS 業界では、セックスワーカーに対する態度がだいぶ違う。前者はエビデンスよりも反売春イデオロギーに根ざしていることが多いが、後者はエビデンス、HIV 予防やプログラムの効果評価に根ざしている。

## (2) 根強い買春／買春客アレルギー

エビデンスより反売春イデオロギーが重視されやすい困窮者・女性支援業界の一部の人々や、売春防止法制定の実績がある左派政党などにはマルクス主義フェミニズムへの傾倒がある [要 2018:]。一方、セックスワーカーのハームリダクションという観点からは、イデオロギーよりもエビデンスが重視される。

しかし、様々な社会問題における一般論としていうと、ハームリダクションやエビデンス重視がイデオロギー全般の上に一概にあるわけではない。何がハームなのか／何をハームとするのかという定義づけや目標設定もエビデンス自体もまた、社会的政治的な闘いやせめぎ合いの中に存在し、イデオロギーとは緊張関係または相互に補完的で改良主義的な関係にあると思う。それは、エビデンス、イデオロギー、そのどちらもが、新自由主義的な結果をもたらすことを回避するためであると筆者は考える。そのため、セックスワーカー運動もエビデンスとともに運動がベースとするイデオロギーも提示する。

(買春処罰化の問題については、現在 SWASH で「STOP! 買春処罰法キャンペーン」が行なわれているので、ぜひそちらのサイトの活動報告タブにて、買春処罰法の何が問題かをみてほしい。

<https://syncable.biz/campaign/6808>)

(3) セックスワーカーをめぐる運動の課題解決・当事者主体・イデオロギーからみたグラデーション  
インターセクショナルリティやポリコレが重要視されるほど、当事者運動は、アイデンティティの危機に対抗し地位向上を目指す自らの立場 (の固定化) について見つめ直さなければならない。政治的な正しさ、コミュニティ内の加害性・犯罪性が問われるよ

うになる一方で、当事者の中の当事者性の違い、個としての正しさ、生活や心身の安全と矛盾させない努力も求められる。当事者運動 (当事者の政治化) はどのような戦略でやっていくべきか。

性産業コミュニティの人々と一緒に、性産業内部が抱える矛盾や様々な問題をどう解消していけるのか。そのために必要な、私たちの社会のベースとしての資本主義や新自由主義自体を問う力というのは、どうしたら性産業コミュニティで培われるのか。

現在、この実践と実績が積み重ねられていっていると共に、そうした動きと反比例してコミュニティの分断が進むとすれば、まさに私たちの社会のベースとしての資本主義や新自由主義が生み出している問題による社会の分断と無関係ではないはずだ。

## 文献

2009, 「札幌防犯健全協力会 全国唯一スキノヘルス組合が本格始動」, 『財界さっぽろ』 (財界さっぽろ) 2009 年 1 月号。

要友紀子, 2018, 「セックスワーカーの人権を考える——「女からの解放」か「女としての解放」か」, 『福音と世界』2018 年 6 月号。

伊藤みどり, 2018, 「私の女性労働運動史 1970 年代～2020 年 新連載・第 1 回」, 『賃金と社会保障』 No. 1763 10 月上旬号

## 3 貧困 (者) の犯罪化

堅田 香織里 (法政大学)

「貧困 (者) の犯罪化」は、社会福祉研究の題材であるとともに、犯罪化の可否を問う批判的 犯罪学にとっても関連するテーマである。本報告は、とりわけ公的扶助の利用における貧困の犯罪化に焦点化する。そして福祉と関連する貧困の犯罪化を言説レベルで検討し、福祉政策に内在する貧困の犯罪化を制度レベルで分析する。

※ 報告要旨の掲載が叶わなかったため、大会プログラムに掲載した報告概要を掲載した。

## 4 「社会モデル」の批判的犯罪学への展開可能性に関する一考察

星加 良司 (東京大学)

西倉 実季 (東京理科大学)

### (1) はじめに

近年、犯罪研究において、障害学 (disability studies) の「障害の社会モデル (social model of disability)」 (以下、社会モデル) の視点を援用した議論が展開されている (平井 2016; 山口 2021)。

障害学と批判的犯罪学における「社会モデル」の異同に関する検討はいまだなされていないが、両者の共闘可能性を見出すうえで重要な理論的課題であ

る。本報告は、障害学と批判的犯罪学における社会モデル理解の異同を検討することを通じて、社会モデルの批判的犯罪学への展開可能性を探究することを目的とする。

## (2) 障害の社会モデルと批判的犯罪学

社会モデルとは、障害問題を障害者が経験する社会的不利（ディスアビリティ）と捉え、その原因を社会的障壁に求める見方である（Oliver 1990=2006）。従来主流であった「障害の個人モデル（individual model of disability）」（以下、個人モデル）においては、ディスアビリティの原因は身体的・知的・精神的機能制約（インペアメント）であるとされてきた。これに対して社会モデルの貢献は、障害の概念をインペアメントとディスアビリティに分け、障害問題の焦点を前者から後者へと移行させたことと、ディスアビリティの原因の帰属先を個人の心身から社会の側へと変更したことである（星加 2007）。

平井（2020）は、批判的犯罪学に共通する志向の特徴を、①価値へのコミットメント（研究者が持っている様々な価値観を自覚し、明示すること）、②「現在性」への批判（当該時点の社会構造と犯罪現象との関係性を批判的に捉えること）、③犯罪現象の個人化の拒否（犯罪現象の個人化を拒否し、社会構造改革を支持するという価値を共有していること）の3つに整理している。これらは、「犯罪」を「障害」に置換すれば、社会モデルにもおおむね当てはまる。

ただし、山口（2021）によれば、犯罪研究には「十全な社会モデルを展開しにくい事情」がある。「『個人は悪くない・社会が悪い』とする視座の徹底的な展開」を伴っていない従来の犯罪研究のみならず、ハーム概念を導入した批判的犯罪学においても、ハームをもたらす刑法犯に対して「『問題あるもの』とする価値判断」は不可避だからである（山口 2021: 267-268）。山口はこのように、刑法犯に対する負の価値付けが避けがたいことを「限界」と捉え、その点に障害領域と犯罪領域との質的な差異を見出している。

## (3) 「社会モデル」の射程に関する批判的再検討

それでは、山口が想定するように、障害の社会モデルは本当にラディカルな社会批判の視座を有していると言えるのだろうか。この点を検討するにあたって、「ディスアビリティの問題系」と「ディスオーダーの問題系」を区別したうえで、それぞれの問題の構造を「当事者側のニーズ」と「社会システム側のニーズ」に分節化することによって、より解像度の高い理解が可能になる。なお、ここでの「ディスアビリティ」とは基本的に、生産能力の欠如を意味している。

まず、ディスアビリティに関して、当事者側のニーズとしては、

- a: 能力を発揮できる状態になること
- b: 能力を発揮できなくても生活が脅かされないこと
- c: 能力発揮の規範から解放されること

があり、また社会システム側のニーズとしては、  
d: 社会の維持・発展に必要な能力を調達すること  
がある。このとき、能力発揮に対して前向きな当事者側のニーズ a と、能力調達を求める社会システム側のニーズ d は調和的な関係にある一方、能力発揮の磁場からの解放を求めるニーズ c は、ニーズ d との間で鋭い緊張関係にある。また、ニーズ b に関しては、基本的にはニーズ d との間に緊張関係があるのだが、保障対象の限定と保障水準のコントロールを通じてニーズ d に抵触しない範囲にニーズ b を抑制できると考えられる場合には、双方のニーズが両立可能なものとして位置づけられることになる。つまり、少なくとも当事者側のニーズ a・b に関する社会変革の要求は、社会システム側の反作用を惹起することなく貫徹しうるものなのである。

他方、秩序の維持／攪乱をめぐるディスオーダーの問題系においては、当事者側には、

- a' : 秩序から逸脱しないようになること
- b' : 秩序から逸脱しても自由が侵害されないこと
- c' : 秩序維持の規範から解放されること

というニーズがあり、社会システム側には、  
d' : 秩序を脅かすリスク要因を除去すること  
というニーズがある。ここでも、社会システム側のニーズ d' を満たすために、当事者側のニーズ a' を推奨し、ニーズ b' を条件付で部分的に許容し、ニーズ c' を否定する、という構図はディスアビリティの問題系と共通である。しかし、1) ディスアビリティの問題系において、当事者側のニーズ a・b に基づく要求が支配的な戦略たりえたのに対して、ディスオーダーの問題系においてはそれらが有効な運動戦略として機能しない、2) ディスオーダーにおいて主要な焦点となるニーズ c' は、ディスアビリティにおけるニーズ c よりも強力な形で社会システム側の反作用を惹起する、という2点が決定的に異なっている。こうした社会システム側の要求水準の違いは、ディスアビリティの問題系における理想が「能力」の総量を無限大にすることではなく、必要量を確保することであるのに対し、ディスオーダーの問題系における理想が安全に関する「秩序」の最大限の達成（ゼロリスク）であるという事情と関連していると考えられる。必要量の充足が目標となるディスアビリティの問題系においては、すべての個人に等しく能力発揮を要求する必然性を持たないのに対して、ゼロリスクが目標となるディスオーダーの問題系においては、「秩序」への要求はあらゆる個人を

余すことなく捕捉し全面化するのである。

#### (4) 障害学と批判的犯罪学の共通課題

以上の議論から、「ディスアビリティ（能力問題）の社会モデル」は、社会システム側の要求との両立可能性が高いために、その論理を具現化することが比較的容易であるが、「ディスオーダー（秩序問題）の社会モデル」は、社会システム側の要求と根源的な緊張関係が生じるために、その現実的な展開が困難であると考えられる。ディスオーダーの部分集合と考えられる犯罪に関して、社会モデルの全面的な適用が困難に見えるのも、同様の理由による。

とりわけ、他者からの侵襲に対する脆弱性の高いディスアビリティ当事者の利害に関心を寄せる障害学においては、秩序維持の規範からの解放を許容することは困難である。他者からの侵襲的危険を回避・防御する「能力」の発揮が困難な状態にある障害者の利益は、社会システムによる秩序維持の機能によって担保されるものであり、それを容易に棄却することはできないからである（例：身体障害者に対する傷害・強盗・窃盗、障害女性への性暴力など）。

他方で、ディスオーダー（犯罪）の社会モデルの徹底を困難にするボトルネックが侵襲的な他者危険であるとすれば、それを伴わない犯罪類型については、徹底した問題の社会化が可能であるとも言える。すなわち、ディスオーダーの質的な違いを精緻に分析することを通じて、社会モデルをより拡張的に展開する可能性を探究していくことは可能であり、重要である。このように、他者危険をめぐるポリティクスを含め、社会システムの要求を是認することが自明視されている領域に潜在する恣意性や権力性を批判的に検討していくことは、批判的犯罪学と障害学に共通する課題である。

#### (5) 犯罪研究における社会モデルの展開に向けて

「加害／被害」をめぐるポリティクスは、犯罪研究と同様、障害学においても重要な主題であり続けてきた。障害の個人モデルを前提とする従来のパラダイムにおいて、障害者は、社会システム側のニーズを毀損する「加害者」としての存在（cf. 優生思想、優生政策）であったのに対して、社会モデルへの転換を経て、障害者はむしろ、社会システムによってニーズを毀損されている「被害者」としての存在へと再定義されることになった。このように、少なくともディスアビリティの問題系において、社会モデルは「加害性／被害性」の反転を可能にする認識枠組みとして機能してきた。

この点を踏まえて、批判的犯罪学における社会モデルの受容に関して、いくつかの課題を指摘することができる。第1に、身体犯を含む刑法犯を対象と

して、批判的犯罪学は「加害性／被害性」の完全な反転を主張しうるのか。また、仮にそれが困難なのだとすれば、その際に選択されている規範的立場（価値へのコミットメント）はどのようなものか。

第2に、「ディスアビリティ／ディスオーダー／犯罪／ハーム」の否定性を社会の側に帰属する主張において、障害学が「インペアメント／ディスアビリティ」という二元論的概念枠組みを導入することで、個人要因（インペアメント）を媒介しない原因／責任の社会帰属を明確にする理論構築を行ってきたのに対して、犯罪研究において同様のモチーフは存在するのか。犯罪の社会現象としての側面と、犯罪の個人的行為としての側面を分析的に区別する概念セットは、批判的犯罪学において必要とされないのか。

これらの理論的課題を検討することによって、批判的犯罪学において社会モデルという認識枠組みが有する意義と限界を、より有益な形で探究することが可能になるはずである。

#### 文献

平井秀幸，2016，「犯罪・非行からの「立ち直り」を再考する—「立ち直り」の社会モデルをめざして」『罪と罰』53（3）：70-88。

———，2020，「犯罪学における未完のプロジェクト—批判的犯罪学」岡邊健編『犯罪・非行の社会学—常識をとらえなおす視座〔補訂版〕』有斐閣187-209頁。

星加良司，2007，『障害とは何か—ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院

Oliver, Michael, 1990, *The Politics of Disablement*, Macmillan. (=2006, 三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳『障害の政治—イギリス障害学の原点』明石書店)

山口毅，2021，「犯罪定義の批判的検討—離脱すべき『犯罪』は自明か」岡邊健編『犯罪・非行からの離脱』ちとせプレス 255-274頁。

## 5 批判的犯罪学とマッド・スタディーズ

山口 毅(帝京大学)

### (1) 批判的犯罪学における研究の役割の問い直し

本報告は、批判的犯罪学（critical criminology：以降CCと略記）が、どのように研究の役割を問い直し得るかという課題を扱った。そのために、後述するマッド・スタディーズの主張に学びながら、当事者性をキーワードとする検討を行った。

CCの企画には、研究の役割の問い直しが含まれている。報告者の理解ではそれは、「ほんとうに切実な問題」（見田宗介）に取り組み、実存をかけて切実な問いを追求することに関わる。その点を明らかにす

るために今回の報告では、研究の当事者性という観点に注目することから始め、その探究の過程で研究の役割を再考しようと思う。

(2) 報告者の当事者性とその背景——抑うつおよび対人関係のハームと、現代の資本主義における収奪ハーム（害）の観点からは誰もが何らかの加害／被害の当事者である。ただし、ハーム概念の幅広さを考えるならば、当事者として経験している加害／被害の種類はあまりにも多い。そこで、報告者にとって切実な問題を具体的に絞りたい。2つ挙げる。

ひとつは蔓延する抑うつ状態である。医学的診断の有無に関わらず、しばしば抑うつ状態に取り組みながらの生活を余儀なくされている人は多い。CCのエートスはこの問題を「甘え」や「怠け」、あるいは「精神疾患」として個人化するのでなく、社会に由来するものとして見ることを要請する。ここには、生活を脅かす何らかの圧力が働いている。つまり社会的なハームがある。しかしこれは、どのような加害の産物なのか。

もうひとつは蔓延する対人関係のハームである。対人関係のハームといっても露骨な身体的暴力については、現代社会にはびこっているとは言えない（少なくともその発生に集団的・地域的な偏りがある）。だが「ハラスメント」という語の流通状況に見られるように、様々な加害／被害を織り込みながら対人関係は進行しがちである。これは、どのような状況なのか。

生活を脅かす圧力については、「収奪」概念で説明できる。収奪とは富を継続的・強制的に奪い取る行為であり、搾取と並んで資本主義を支える（フレイザー 2023）。

フレイザーによれば、今日の金融資本主義は「搾取と収奪のハイブリッド型が莫大に膨れ上がった社会」となっているという。先進国において賃金は労働力再生産に必要な費用を下まわり、福祉国家は攻撃され底辺への競争が発生している。かつて搾取されるだけだった労働者は、いまや収奪の対象となっているというのである。この状況は、現在の日本にもあてはまるだろう。

このように見る限り、抑うつ状態の蔓延の背景には収奪がある。そして収奪は、実存の基盤の不安定さをもたらす。「存在論的不安」（ヤング 2007）の土壌となる。ヤングによれば、物質的な不安定が蔓延し、さらに個人主義的傾向が強まる中で、不安に駆られた人々はスケープゴートを見出し、彼らへの非難を強めるという。サムナーは「逸脱」概念の歴史に取材しつつ、現在の社会では逸脱への非難が（特定の対象に取れんするのではなく）多方向に行われ、相克するという。典型として挙げられるのは、「ハラ

スメント」概念の流行である（Sumner 1994）。

要するに、再生産不可能な雇用の蔓延は抑うつの背景となり、存在論的不安はスケープゴートとして他者を非難する欲望を生み出す。それゆえ分断された社会の中では、対人関係のハームへの相互的な非難が散逸する。現代社会の問題状況をそのようにまとめることができる。

(3) マッド・スタディーズとは

2で述べた私の当事者性に即する限り、その内実をテーマに含みながら、少なからぬ側面でCCと共通する姿勢を示す学問領域がある。それは、21世紀に入って勢力をグローバルに拡大してきたマッド・スタディーズ（Mad Studies: 以降MSと略記）である。以下では、MSから研究の役割に対してどのような問い直しを汲み取れるかを考察し、CCとMSの関係を検討する。

これ以降では、『ラウトリッジ国際マッド・スタディーズ・ハンドブック』（Beresford et al eds. 2022）所収の諸論文を参照する。MSは、精神医療のサバイバー運動とラディカルな反精神医学の理論指向とが結びつき、21世紀になって興隆した学問領域である。

ベレスフォードによれば、MSの特徴は3つある。①狂気の生物医学モデルと決別し、障害者運動にならって狂気の社会的な理解を追究すること、②一人称もしくは経験的知識の強調、③精神医療のサバイバーが主導するものの、サバイバーに限られずMSの基本原則を受け入れる全ての人がMSの一部になり得ること、である。

(4) マッド・スタディーズと抑うつ状態

障害学とMSの関係を論じたモーガンの論稿を参照し、MSにおける抑うつ状態の位置づけを検討する。現在の障害学では、障害の社会モデルの擁護と、障害学はすでに「ポスト社会モデル」の時代にあるとする議論とが対峙している。それと関連して、障害の社会モデルによって「狂気（madness）」が適切に考察・説明可能かという議論が生じている。

第1に、「狂気」はインペアメントの一部とみなされ得る。本報告の注目する抑うつ状態もインペアメントによるものとみなすことができる。ただし報告者は、このような理解はインペアメントの原因を個人に見出して（精神医療などによって）個人的に治療する個人／医学モデルを温存することになりかねないと考える。

第2に障害学の中では、インペアメント概念が規範からの逸脱を意味することに注目し、インペアメント概念を拒絶する動向もある。モーガンは直接言及していないが、この点についてMSにも同様の動きがあると考えられる。性的マイノリティの運動に影

響を受けたMSの「マッド・プライド」概念は、狂気とされる状態を問題のない、あるいはプラスの価値を与えるべき差異として認めることを要求する。

しかしながら報告者の考えでは、後者の方向にもまた限界がある。MSの内部でも「マッド・プライド」に対して批判がある。それは「誇っている場合ではなく、この多大な苦しみをなくしてほしいのだ」という理由による。

それではどうするべきだろうか。モーガンは、「狂気の社会モデル」を検討し、障害の社会モデルを心理情動的側面に拡張することを試みている。社会モデルの主張にとって重要なのは、個人的悲劇から抑圧の集合的経験への概念的シフトであるとする。これは、上記2つの方向性が抱える問題をクリアできる指針であると思う。

モーガンの行う社会運動による対処の推奨は、たとえば「収奪」の構造を変えることを求める社会運動的なコミュニティで協働する中で、抑うつを和らげ対処していく方向性を示唆する。

#### (5) マッド・スタディーズと対人関係のハーム

私の当事者性のもう一つは、対人関係のハームである。MSが対象とする狂気は、しばしば対人関係のハームである暴力と結びつけられてきたカテゴリーである。デイリーとヴァン・キャトウィクによる論稿を参照しよう。

彼らによれば必要なのは、加害者―被害者の二項対立に挑むことである。それは、暴力を「狂気の人々(Mad people)」から引き離して政治社会的構造や過程に置き直すことによって可能になるという。つまり暴力を個人化する実践自体を含む暴力的な社会制度を問題にするのである。そしてそのような暴力に対して社会運動によって集合的に抵抗していくことが目指される。

#### (6) 結論——研究の役割に関するマッド・スタディーズと批判的犯罪学のインプリケーション

MSにおいては研究対象を「精神疾患」「精神障害」でなく、「狂気」と記述する。これはCCにおいて、研究対象を「犯罪」「逸脱」ではなく「ハーム」として記述する場合と論理的に同様な意味を有するよう思われる。

それらのカテゴリーは、既存のカテゴリーに替えて、問題を個人化するものから社会化する（すなわち問題の原因・対処責任を社会に求める）ものへと変換するように用いられている。こうしたカテゴリーの取り換え・再配置は、様々な研究領域で行われている。障害学における「障害の個人モデルから社会モデルへ」、フェミニズムにおける「セックスからジェンダーへ」の移行は同型である。このように考

えると、CCは犯罪学内部のみにある研究領域というよりも、似たような方向性を持つ領域横断的なプロジェクトの一翼を担うものと見ることが可能である。

これらの領域横断的なプロジェクトは、研究が帯びる政治性・規範性を否認しない。特定のカテゴリーによって対象を記述することはそれ自体、研究者の価値判断に基づく介入であり、政治的営為である。

本報告では、MSに学びながらCCにおける研究の役割を検討してきた。CCのプロジェクトは、研究の役割の組み換えを含んでいる。単に事実を記述するものではなく、クレーム申し立てを行い、人々を苦しめる言説を共同で変えていく営為として研究が位置づけられる。だから、研究で使用するカテゴリーをめぐる規範的な意見交換が重要なのである。

#### 文献

Beresford, Peter and Jasna Russo eds., 2022, *The Routledge International Handbook of Mad Studies*, Taylor & Francis.

フレイザー, ナンシー, 江口泰子訳 2023, 『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』筑摩書房.

Sumner, Colin, 1994, *The Sociology of Deviance: An Obituary*, The Continuum Publishing Company, ヤング, ジョック, 青木秀男他訳 2007, 『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.

## 6 批判的犯罪学と「チャイルディズム」——これからの少年犯罪研究に向けて——

周 筱 (筑波大学)

### (1) はじめに

本報告は、これまでの主流犯罪学における少年犯罪研究を、歴史的に根付いた成人中心主義的な権力構造に基づくものとして批判的に捉え、その権力構造を批判しながら再構築するための学術的および社会的取り組みである「チャイルディズム」の視点を、今後の少年犯罪研究に取り入れることを目指す。

### (2) 主流犯罪学における少年犯罪研究と限界

主流犯罪学における少年犯罪研究は、保護主義や責任主義のいずれかの文脈で展開する傾向が見られる。前者の保護主義は、18世紀に「子ども期」という概念が誕生し(Aries 1960=1980)、愛情の対象としての「子ども」を保護するための「保護複合体」(Donzelot 1977=1981)が形成されて以来、何世紀にもわたり、今日に至るまで子どもの問題の解釈において支配的であった。保護主義的な考え方に基づく少年犯罪(少年司法)研究は、「パレンス・パトリエ(国親思想)」のもとで子どもの「要保護性」に焦点を当てている。これに対して、後者の責任主義は、

20世紀の1960年代以降、文化としての非行現象の「発見」に伴い、欧米諸国をはじめとする従来の保護主義からの脱却を目指した一連の改革の結果と考えられる(瀬川 1982:8)。責任主義的な考え方に基づく少年犯罪研究は、子どもがもはや実質的には子どもと見なせなくなっていることから、子どももまた大人と同様に責任を負うべきである(佐藤 1998)として、子どもの「責任」に焦点を当てている。

現在の少年司法制度において、例えば少年法の改正に伴う厳罰化は、保護主義から責任主義への移行傾向が見られる。この移行は、保護主義と責任主義の対立を一層強調している。しかし現状では、このように「大人」が「子どものため」とする保護主義的または責任主義的な視点が提供されているにもかかわらず、少年犯罪に関する法や政策の制定といった公的な場では、子どもたち自身がこれらの問題に対しての「クレーム申し立て」がほとんど聞かれない状況にある。子どもの「声」を拾おうとしても、その声は論理的、原理的に見て、しばしば「大人の勝手な思い込み」として処理されてしまう(元森 2020: 28)。その結果、「ヤンキー」、「虞犯」、「援助少女」などの属性カテゴリーが作り出され、それらに対応する「保護」、「厳罰」、「健全育成」といった対策カテゴリーが生まれた。こうした公式言語の創出に伴い、言語に支配される存在としての「子ども」の経験が疎外される危険性が明らかである。

### (3) チャイルディズム

本報告は、この危険性に対処するアプローチとして、少年犯罪研究の分野におけるチャイルディズムと批判的犯罪学の思考様式の可能性を検討する。

「チャイルディズム」とは、John Wallによって考案された研究アプローチで、学術の世界だけでなく社会全体に対して成人中心主義(adultism)を解体し、より広い年齢層を包含する学術的および社会的な想像力を再構築するための批判的視点を提供するものである(Wall 2019: 2)。また、「Child + ism」という用語は、John Wallによれば、フェミニズム、脱植民地主義、ポストヒューマニズムといった批判研究と同様に作られたものである(Wall 2007: 52)。

批判研究との親和性により、チャイルディズムは新しい子ども社会学とフェミニズム研究の枠組みを積極的に取り入れている。新しい子ども社会学(James and Prout 1997: 8)に基づき、チャイルディズムは子ども研究に対して次の4点を重視するよう求めている。第一に、子ども期は自然でも普遍的でもなく、社会的・文化的に構築されるものであること；第二に、階級、ジェンダー、エスニシティなどの変数と交差する子ども期の多様性；第三に、子どもたちは社会生活の構築と決定に積極的に関与し

ていること；第四に、子どもたちの社会関係や文化は、独立した研究対象として価値があるという点である。また、フェミニズム研究、特に第三波フェミニズムからの影響もチャイルディズムに刺激を与えている。第一に、一人の人間の中に異なるアイデンティティが存在することを認めること；第二に、すべての女性が共通の経験を共有しているという普遍的な主張を否定し、個々の女性の経験の背後にある支配的な物語に疑問を投げかけること；第三に、『男／女』の境界線そのものを攪乱し、その線がどこに引かれているのかを明確に定めることができないという事実を、遂行的に示すことである(Butler 1990=2018: 41)。

この影響を受けたチャイルディズムは、子どもに関わるすべての社会、文化、言語、権利、法、関係、物語、規範が強力な成人中心主義に基づいているという問題に対して、一つの解答を提供することを目指している。したがって、チャイルディズムは、子どもを単に大人と同等に扱うだけでなく、子どもの周縁化された経験に対応し、子ども期を単なる研究対象としてではなく、あらゆる研究対象に適用できる社会的レンズを提供することを試みている。

### (4) チャイルディズムの方法論と応用

Leena Alanen (2016)によれば、現在の「子ども期」研究は、「多様性の視点」の限界を明らかにする必要があり、より複雑な方法で子どもたちの生活世界を理解することが求められている。そのため、「交差する権力関係がさまざまな社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのような影響を及ぼすのか」(Collins and Bilge 2020=2021: 315)を主に検討する「インターセクショナルリティ」の方法論が有効とされている(Alanen 2016: 160)。この方法論に基づき、子どもを積極的な社会参加者として捉え、子ども自身の経験が持つ社会的・政治的な意義を深く掘り下げることができるエスノメソドロジ的分析が有用と考えられている(Alison James & Alan Prout 1997: 8)。

これまでの非行サブカルチャーに関する研究、たとえば、佐藤郁哉(1984 [2012])、知念渉(2019)、打越正行(2019)による暴走族やヤンキーに関するエスノグラフィックな研究、また非行と教育に関連する研究、たとえば大江将貴(2019)による当事者の語りを中心とした少年院経験者の進路希望形成研究は、チャイルディズム的な目標と一致する部分が見受けられる。これらの研究は、少年犯罪者や非行少年の主体性を重視し、彼らの経験や視点を深く理解しようとする点で、チャイルディズム的アプローチを採用していると言える。ただし、それらの研究は少年の主体性に焦点を当てている一方で、少年司

法制度における成人中心主義的な構造に対する批判が不十分であると見られる。

#### (5) チャイルディズム犯罪学の構想と目標

チャイルディズムの目標は、学術の世界だけでなく社会全体に対して成人中心主義を解体し、より広い年齢層を包含する学術のおよび社会的な想像力を再構築するための批判的視点を提供することである。この目標は、伝統的な犯罪学研究に挑戦し、多様な犯罪学理論の発展を目指し、特に社会的不平等を生み出す権力構造が犯罪に与える影響を分析し、批判的に考察することに重点を置く批判的犯罪学の目標と一致しているとも言える。そのため、本報告は今後の少年犯罪研究に向けて、チャイルディズムと批判的犯罪学の枠組みを融合させた「チャイルディズム犯罪学」の構想を提案する。

まず、チャイルディズム犯罪学の目標は、次の2段階に分けられる。第一に、少年犯罪問題に関して、当事者である少年たちのナラティブを取り入れるだけでなく、幅広く若者の少年犯罪に関する議題への参加を促進すること。第二に、少年犯罪問題の分析を通じて、成人中心主義的な社会構造が少年に与える被害を明らかにすることである。さらに、上記の目標を達成するために、本研究は今後の少年犯罪研究に向けて、チャイルディズム犯罪学の枠組みを提言する。具体的には、次の四つの点に焦点を当てる。第一に、少年犯罪の当事者の声をより多く犯罪研究に取り入れること；第二に、少年犯罪問題に関する10代の若者の理解を研究に反映させること；第三に、既存の少年犯罪研究を歴史的に分析し、大人による子どもの歴史的な支配がどのように機能してきたのかを子どもの視点から反省的に捉えること。第四に、大人による子どもの歴史的な支配から生じた不平等が、どのように少年犯罪に影響を及ぼしているかを明らかにすること。

#### 文献

- Alanen, L., 2016, 'Intersectionality' and other challenges to theorizing childhood. *Childhood*, 23(2), 157-161.
- Ariès, Philippe, 1960, *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien régime*, Paris: Plon. (杉山光信・杉山恵美子訳, 1980, 『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房.)
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York: Routledge. (竹村和子訳, 2018, 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.)
- 知念渉, 2019, 『〈やんちゃな子ら〉のエスノグラフィー』青弓社.
- Collins, Patricia Hill, and Sirma Bilge, 2020,

- Intersectionality*, Cambridge: Polity Press. (小原理乃・下地ローレンス吉孝訳, 2021, 『インターセクショナリティ』人文書院.)
- 土井隆義, 2002, 「犯罪被害者問題の勃興とパターンナリズム」『法社会学』57: 114-34.
- Donzelot, Jacques, 1977, *La police des familles: Postface de Gilles Deleuze*, Paris: Les Editions de Minuit. (宇波彰訳, 1981, 『家族に介入する社会——近代家族と国家の管理装置』新曜社.)
- James, A., & Prout, A., 1997, *Constructing and reconstructing childhood: Contemporary issues in the sociological study of childhood* (2nd ed.). Falmer Press.
- 元森絵里子, 2020, 「子どもをどう見るか」元森絵里子・南出和余・高橋靖幸編, 『子どもへの視角——新しい子ども社会研究』新曜社, 1-31.
- 佐藤直樹, 1998, 『大人の〈責任〉, 子どもの〈責任〉——刑事責任の現象学 (増補版)』青弓社.
- 佐藤郁哉, 1984 [2012], 『暴走族のエスノグラフィー』新曜社.
- 大江将貴, 2019, 「非行少年の『復学』のプロセス——更生保護施設在籍者へのインタビュー調査をもとにして」『司法福祉学研究』(19): 81-99.
- Wall, J., 2007, Fatherhood, childism, and the creation of society. *Journal of the American Academy of Religion*, 75(1), 52-76.
- , 2019, From childhood studies to childism: Reconstructing the scholarly and social imaginations. *Children's Geographies*. Advance online publication.
- 打越正行, 2019, 『ヤンキーと地元: 解体屋, 風俗経営者, ヤミ業者になった沖縄の若者たち』筑摩書房.

## 日本犯罪社会学会のこれからを考える

コーディネーター・司会：竹中 祐二（摂南大学）

話題提供：Martina Baradel（ECCRN／オックスフォード大学）

武内 謙治（九州大学）

上田 光明（日本大学）

### 1 企画趣旨

第 50 回大会の開催を記念する研究委員会企画テーマセッション「日本犯罪社会学会の創成期を語る」は、偉大なる先達による、本学会 50 年の歩みを振り返る、貴重な場となった。プログラムで示された狙い通りに、参加者は「多くの会員によるたゆまぬ研鑽があってこそ、いまがあるということ」への感謝に思いを強くしたことだろう。またそれゆえ、「日本犯罪社会学会の今後の 50 年を展望する」ことへの責任をも引き受けたのではないだろうか。

そこで今回は、創成期を支えたレジェンドからのメッセージに応答する企画として、テーマセッションを設けることとした。しかしそれは、学会や研究者の枷となるものであってはならない。むしろ、懸けられた期待を糧に、次の 50 年という未来を切り拓いていくための、新たな起点となるべきものである。そこで本企画は、若手研究者を中心に据えつつも、専門性や年代に囚われず自由に語り合うことのできる場となる、ラウンドテーブルとして実施することとした。

改めて言うならば、本セッションには、第 50 回大会テーマセッションを「引き継ぐ」場としての意味合いがあり、また「創成期を支えたレジェンドからのメッセージに応答する」場としての意味合いがある。そのため、「学際性」という「キーワード」への「こだわり」を徹底することとした。確かに、「テーマやトピックの限定」は、確かに、「自由度」を高めていくこととトレードオフの関係にある。他方、「コミュニケーションは二人以上の間で行われる相互行為であり、本来、お互いの関係性や場の文脈に埋め込まれているもの」であるが、「自由放任のコミュニケーションは、コミユカの弱肉強食の世界」となり、そこで「自由に振舞えるのは一握りのコミユカ強者だけ」となる危険性をもたらす逆機能を有している<sup>1</sup>。

そのため、本セッションでは「同一書式」の資料を作成・配付することで「論点」を共有・可視化することから始め、それに基づく「登壇者」間での論点の共有・精緻化、登壇者により形成された論点の「全体

での共有・精緻化、全体で共有・形成された「基盤」の上での自由な議論、という段階的な「進め方」に工夫を凝らすこととした。加えて当日は、その場の応答を精緻かつ柔軟に記録し、共有するための手段として、松川杏寧研究委員（兵庫県立大学）によるグラフィック・レコーディングを採り入れることとした。

### 2 Martina Baradel 会員による話題提供

専門領域について説明すると、社会学・犯罪学ということになる。オックスフォード大学をはじめ、諸外国では犯罪学研究の中心は社会学（部）に置かれることが多い。研究テーマは組織犯罪で、特に日本の「暴力団」について研究を行っている。元々の興味関心の対象は日本であったが、和歌山で偶然に出会う機会があったヤクザ・暴力団に興味を持ったことから、研究手段として犯罪学の世界に足を踏み入れることになった。

共同研究の経験としては、学会の企画に登壇したり、他の研究者の依頼を受けてゲスト・レクチャーを行ったり、その他具体的には、大学の同僚と社会ネットワーク分析（SNA；Social Network Analysis）に取り組むなどしている。

ところで、今回登壇することとなったきっかけ・目的の一つに、ECCRN の存在を紹介・説明することがある。ECCRN（The Early Career Criminology Research Network of Japan；犯罪・非行を研究する若手研究者ネットワーク）とは、David Brewster 会員と相澤育郎会員によって創設された、犯罪や逸脱、犯罪統制を研究している若手研究者のための学際的なネットワークである<sup>2</sup>。具体的には、論文投稿に先立ってフィードバックを得るための検討会を行ったり、また就職支援を行ったり、幅広く研究支援を行うことを目的としている。そのため、小旅行や懇親会を実施してフランクに語り合う機会も大切にしている。参加メンバーは、40 歳以下の者あるいは博士課程（PhD）取得後 5 年以内の者といった基準を満たしていれば参加可能であったが、特に後者については基準をさらに緩

<sup>1</sup> 井上義和・牧野智和編著 2021『ファシリテーションとは何か コミュニケーション幻想を超えて』ナカニシヤ出版

<sup>2</sup> ECCRN のさらなる詳細情報については、こちらのリ

ンクから Web サイトをご確認いただきたい。

(<https://www.hanzaigaku.com/>) (2024 年 10 月 28 日取得)

和したところである。また、日本出身以外の研究者も参加しているほか、メンバーの専門領域は社会学や法学以外にも、心理学、歴史学、政治学等多岐に渡っており、非常に学際的なネットワークを形成することができている。

さて、共同研究において「困った／難しかったこと」として、研究が「副次的」な扱いになっていることが挙げられる。学会大会や各種ミーティングが休日や夜に開催されることが多くなってしまっている。それというも、特に若手研究者に十分な研究時間がないことが一因となっており、就職活動にも時間がかかるし、複数の低賃金のパートタイム職で収入を得なければならぬ現状がある。そのため、新たな研究テーマを考える時間も十分にとることができない。

また、「言語の壁」という問題があるため、日本人は、犯罪学研究において「プロデューサー」ではなく「コンシューマー」となってしまう現状を指摘することができる。日本の状況について興味・関心があり、研究したいと思う海外の研究者は一定数存在すると思われるが、英語で学術雑誌に発信される成果はほぼ存在しない。また、海外の研究者が日本語を学び、研究するという壁も同じように高くなっている。

それに加えて、「犯罪」それ自体を研究する研究者や研究の場がないようにも思われる。日本における犯罪学は、予防や統制に重きが置かれたり、刑務所をはじめとする施設の実態について焦点が置かれていたりしている。しかし、現象それ自体について顧みられることがほとんどなく、例えば「ヤクザ」について、歴史的に見て非常に長く存在しているにもかかわらず、その実態や内実を深く掘り下げようとする研究者がほとんどいないことに驚きを隠さない。イタリアではヤクザと同様にマフィアが存在しており、それへの研究も多数ある。

さらに、犯罪学という世界自体が非常に小さく、同じような取り組みをしている研究者と繋がるのが非常に難しい。ここから広がりを持たせていくためには、例えば科研費等のプロジェクトにおいて、それなりのキャリアを積んだ代表者の下につくだけではなく、若手を中心とするプロジェクトの展開をはじめとする積極的な支援が必要であろう。また、「国際化」を展開していくためには、例えば機関誌で特集を組んだり、大会でそうした企画を組んだりする必要があるだろう。今ミラノから知り合いの研究者が数名来日している。せっかくの機会であるため大会に参加してもらったり紹介したりしたかったが、まさに「言語の壁」があって非常に難しい。そこで、英語セッションを1つ用意するだけでも、状況は大きく変わってくるだろう。それから、犯罪・非行に関する「データ」の「得にくさ」も大きな問題だと考える。海外であれば比較的容易に取得できるようなデータでも、日本の警察

(をはじめとする公的機関)に依頼しても、組織として対応が難しいと断られることがある。

以上のような状況を踏まえて、「日本犯罪社会学会」は「学際的」な場になっているかと考えたとき、ある程度は「学際的」になっていると言えるだろう。やや法学の研究者の方が多いのではないかという印象があるが、社会学と法学の研究者が共に会員として存在している。

しかしまだ不十分であるから、既に述べた現状・課題を克服するためのアイデアであり、また既に内容についても一部述べているが、これからさらに「日本犯罪社会学会」に求めるもの／期待するものについて、最後に意見しておきたい。まずは、安定した雇用経路の支援にもっと力を注ぐ必要があると考える。もっとも、この状況は海外でも同様であるが、その意味でも期待したいところである。続いて、労働条件を改善することが大切である。今既に時間や収入を捻出することが大変な状況の中で、プライベートの時間も十分に確保したいなどのことを、上の世代の方々に要望をあげることは憚られるというのが正直なところである。しかし、手本を示して指導するような意味合いでも、若手のために、労働環境や働き方というものを改めていっていただきたいと思っている。最後に、やはり国際化にもっと力を注ぐことが必要であると考え。日本の研究者が留学することも、外国の研究者を受け入れることも、どちらも支援していくことが大切である。後者の点で言えば、先に述べた学会企画はぜひ実施していただきたいと考えている。

### 3 武内 謙治会員による話題提供「刑事政策研究者からみた共同研究の課題」

はじめに、自分自身の立ち位置について言えば、前年度にお話のあったような創成期のご苦労の上に研究活動をさせてもらいながら、Baradel 会員の問題提起に対して応えきれていないという申し訳なさを感じる世代であるように思われる。しかし、所属機関の運営にも携わる立場となってきた中で、まさにその問題提起に応えることは避けて通れない重要課題であるという認識を強くするようにもなっている。

改めて、専門領域について説明すると、法学系の中でも刑事政策に軸足を置き、特に少年法を研究テーマ・キーワードとしつつ、施設内処遇、社会内処遇といった問題についても考えている。自らの教育歴としても、一貫して法学領域に身を置いている。

さて、共同研究歴については、国際的な取り組みに自ら企画・立案しているといった経験は、正直なところあまりない。最近では Covid-19 に関わる国際比較に携わっているが、学生の頃から一緒に研究してきた若手研究者に声をかけてもらってのものである。自らの外国語能力が壁になっているという実感がありな

がら、一方では日本の制度のことについても、そもそも十分に理解できていなかったのではないかという思いもある。30代でドイツに2年間留学した際に、否応なくこのことを痛感させられた。

共同研究において「困った／難しかったこと」として、続いて国内における共同研究と関わって言えば、「刑事政策」の専門性が一体どこにあるのか、という問題に直面してきた。何らかの専門性があるのだとして、対象における専門性なのか、方法論における専門性なのか、明確なことを言えない。刑事政策を専門にしているといっても、法学的な発想に軸足を置くのか、福祉的な発想に軸足を置くのか、また事実学としての犯罪学との重なり合いをどのように捉えるのか。そういったことを、時代の流れの中で痛感させられるようになってきている。

その反面、共同研究を通して「それまでは得られなかった成果」はあって、それは日本のことや自分の専門を「外」からみる機会を得たこと、それにより、日本のことや自分の専門のことを十分に理解していなかったことへの気づきが挙げられる。先にも述べた留学時の思いがそれに当たる。バスケットボールという競技には、片足を軸足として固定し、もう片方の足を自由に動かす「ピボット」というステップがある。それになぞらえて自分の研究を振り返ってみると、自分の軸足は何なのか、軸足たり得ているのは一体なぜなのか、といったことに対する視点を得ることができるという意味で、共同研究は貴重な機会となっていると考える。

これらを踏まえて、「日本犯罪社会学会」は「学際的」な場になっているかと問われれば、法学・刑事政策学から見れば、間違いなく「学際的」な場になっており、刺激を得ることのできる稀有な場となっている。しかし、他の専門領域から見て、法学・刑事政策学との交流が「学際的」なものになっているかどうかと逆に問われれば、自信を持って答えることは難しい。そのため、他の方々からのご意見を是非伺いたいと思っている。

「学際性」という論点から派生して、キャリアの異なる研究者と交流することができるこの学会は、非常に魅力的であると言える。自分自身は大学院生の頃に本学会に入会したが、他学会では遠くに仰ぎ見ることしかできなかった先生方と、懇親会等の機会を含めて親しく交流させていただくことができたのは、本学会の大きな特長であると言えるだろう。

最後に、これからの「日本犯罪社会学会」に求めるもの／期待するものについて述べると、抽象的な表現になるが、暖流と寒流がぶつかる「潮目」として「日本犯罪社会学会」があるという、元々の強みを大切にしたいということになる。専門領域としては社会学・心理学・法学等、職種としては研究者と実務家、

キャリアとしてはベテラン・中堅・若手という、多様な会員が存在しているという点が本学会の魅力である。加えて、Baradel 会員の話題提供にもあったように、さらに外国との交流を図る取り組みがあっても良いだろう。それと同時に、個々人の専門領域で問題を引き受けることも必要であろう。潮目が好漁場になりえているのは、暖流が暖流たりえ寒流が寒流でたりえているがゆえのことである。これから学際性がより一層求められる、より一層高まると共に、それぞれがそれぞれの専門性に向き合うことを求められるのだとも言える。とりわけ若手研究者を中心に、科研費申請等でも「学際性」が求められているからこそ、自らの「軸足」を大切にすることが同時に求められている。「長所基盤モデル」を念頭に、学際性を保ちながら自らの専門性へ向き合うための場となれば、本学会の果たす役割はますます大きなものとなっていくだろう。

#### 4 上田光明会員による話題提供

初めに教育歴について述べると、元は法学部を卒業し、法学研究科修士課程を修了した、法学畑の出身である。修士課程で犯罪学に出会ったことで、自分のやりたかったことが実は法学ではなく社会学だったのだと気付いたことから、博士後期課程から社会学に転向した。そのため、専門領域を「社会学寄りの犯罪学」と説明している。

さて、自分が関心を持って、一貫して研究を続けているのが、トラヴィス・ハーシが提唱したコントロール理論である。これを追いつけていることから、犯罪原因論を研究テーマとして挙げており、その流れの中で、合わせて国際比較も研究テーマの1つとなっている。

ここからは、本セッションの主題でもある、共同研究歴について説明する。まず挙げられるのが、津富宏会員らとの共同研究である。既述の通り、法学領域の出自ということもあって、いつか実証研究もできるようにならねばならないという思いがあった。そこで、データはこちらで用意するので一緒に研究してほしいとお願いする形で教えを請い、その成果は「犯罪社会学研究」に掲載されている。ここからさらに研究が広がっていき、津富会員からのご紹介もあって、ケンブリッジ大学のデイビッド・ファーリントンやローラ・ブイとの共同研究を行う機会を得た。直近では、ISR D (International Self Report Delinquency Study; 国際自己申告非行調査) にも関わっており、日本チームの取りまとめのみならず、全体の運営委員会の下に立ち上がったばかりの、Conceptual Innovation Committee という、調査票・調査項目の内容を考える部会の委員を務めてほしいと声がかかったところである。

これらの共同研究において「困った／難しかったこ

と」として挙げられるのは、まず、他分野の研究者との研究関心や研究文化のズレである。例えば、上述のケンブリッジ大学との共同研究において、相当数の調査項目を組み込む、複数著者間での著者順（へのこだわり）等、社会学と心理学における違いに大いに戸惑った。また、上記プロジェクトや ISRD 等の大規模調査プロジェクトにおいて、全体としての合意形成に至る困難さを経験してきた。

一方で、共同研究において「それまでは得られなかった成果」もあり、まずは研究スキルの向上が挙げられる。今でこそ量的研究者との評価を頂けているが、それは共同研究の機会があってこそのものである。また、海外の研究者とのネットワークづくりという果実も大きなものである。まるで友達に会いにいくかの如く、海外学会に参加することへの心理的障壁はかなり低くなったと実感している。

それでは、「日本犯罪社会学会」は「学際的」な場になっているのか、という点について述べると、会員の専門分野という面では「Yes」ということになるだろう。一方、研究の面では「No」ということになると思われる。例えば、私見では法学者の報告や論文が少ない、異分野間でのコラボレーションが少ないように思われる。Baradel 会員の言葉を借りるならば、法学者はプロデューサーではなくコンシューマーに留まってしまっている現状があるように思われる。しかしこれは、まだポテンシャルがあるはずだという、自分自身の出自が法学であるからこそ感じるものである。

最後に、これからの「日本犯罪社会学会」に求めるもの／期待するものについて述べると、Baradel 会員の発言とオーバーラップするが、まず学会のグローバル化が必要だと考える。研究内容を考えても、日本の犯罪学がガラパゴス化していることを危惧している。英語での自由報告部会の設置は、海外学会に参加するための練習台ともなるから、ぜひ実施させたいところである。また、異分野の研究者間の対話も欠かせないだろう。そして最後に、再び話題が戻るが、海外の研究者との交流をより深める必要がある。海外学会に参加しても、いまだに近況を尋ねられるのは、昨年度ご登壇いただいた横山實会員や、浜井浩一会長のことばかりである。こうした先達の築かれたネットワークを、我々や次の世代はしっかりと受け継いでいかねばならない。

#### 5 話題提供者間での意見交換

3名からの話題提供の後、松川会員より、グラフィック・レコーディングの内容を説明していただき、ここまで述べられた内容をフロアと共有した。その上で、まず話題提供者間で意見交換を行った。以下、その内容を簡単に紹介する。

#### 法学研究者の学的貢献について

・社会学系の研究報告においても、前提となる調査対

象は法制度と不可分なものである。

- ・その意味で、法学研究者の貢献・寄与が0であるといったことは決してないはずである。
- ・適切な分析・解釈という形で学会の活性化に対して大いなる貢献を果たしているという自負が法学研究者としてあるが、論文といったまとめ方との相性が悪いのかもしれない。

#### 海外との共同研究について

- ・法学領域においては、制度の違いから、海外との共同研究は難しいようにも思われる。
  - ・機会としては、特にコロナ禍以降の各種オンライン化と相まって、決して珍しくはなくなっている。
  - ・例えば刑法の解釈論等でも、海外との協働の成果を目にする機会は少なくない。
  - ・制度上の違いがあるということ踏まえたとき、どちらかの制度に軸足を置かなければ議論にならないかもしれないが、日本の研究者が諸外国の制度について理解を深めることがある一方、諸外国の研究者が日本の制度について十分に理解をしているということは、言語の問題とも相まって、ほぼないと思われる。
  - ・既述の ISRD に関して言えば、共通の物差しがあるためやり易い、ということは言えそうであるが、目立った（比較研究の）成果があるかどうかは判断が難しい。
  - ・言い換えれば、文化面での違いが大き過ぎて、(良い)比較にならない。
  - ・例えば薬物使用について、そもそも日本の中学生では件数が極めて限られる。
  - ・また、調査票の翻訳に際しても、一対一の対応関係にある訳語がないという難しさがある。
  - ・このように、比較しやすい道具があったとしても、どうしても海外との共同研究というものは難しくなってくる。
  - ・コロナ禍で各国の刑事施設がどういった対応をしていたのかを比較するという研究プロジェクトを例にとると、海外では面会の機会をいかに保障するか、電話やビデオ通話、場合によっては釈放も視野に入れた取り組みがなされていた一方で、日本では、法的根拠を定めることも難しい状況で、お願いベースで面会を遮断する、といった大きな違いがあった。
  - ・そのことから、比較しやすい道具・物差しがあっても、それをうまく当てはめることができない理由・背景について検討することにも意味はあるだろう。
  - ・英語の調査項目を日本語に訳して実施したという経験・比較研究の中で、イギリスとは異なり、日本の警察では、公務員だから自分の意見として答えられないという理由で断られる、という難しさを経験した。
- #### 日本の犯罪学の「コンシューマー」問題について
- ・日本社会は、超少子高齢化社会という、これまでの世界が経験したことのないフェーズに突入している。

・同時に、犯罪・非行が大幅に減少している状況があるが、こうした現状を研究することに大きな意味がある、という趣旨の石塚伸一会員による研究上の主張がある。

・例えばこの論点のように、あるいはそれ以外にも、日本の犯罪学がプロデューサーになり得るための領域や戦略といったものはどこにあるのだろうか。

・やはり、「データ」や「発信」が大切になってくるだろう。

・まずは、「英語で発信する」というスタートが大切である。

・また、大学教員・研究者であってもデータ収集が困難である、という状況もネックであるように思われる。

・例えば、イタリアでは詳細な裁判資料を得ることができるが、日本ではそれが難しい。

・海外でできる研究が日本でできない、というのが大きな問題だと考えられる。

・日本では、少年事件記録を最高裁判所が勝手に破棄していたという事件がある。

・本来ならば、少年が 26 歳になるまで保存した後に廃棄し、特別なものは保存する、という運用であるはずが、それが守られていなかった。

・少年事件記録が適切に保管され、かつきちんと使えるものであったならば、縦断的な研究成果を生み出せる良質のデータであったはずなのに、そうした使われ方はなされなかったし、いまでもまだなされていない。

・この件での報告書において、研究目的で使い得るといふ含みを持たせていたので、可能性はあるだろう。

・また、こういった調査報告書作成時に法学系研究者がコミットする余地が大いにあり、この点でも法学者の寄与はやはり小さくないと言えるだろう。

### 本学会の国際化に向けて

・韓国でも本学会と同様の学会がある。

・その学会が、アメリカの学会と、若手研究者を無料で参加させるという MOU (Memorandum of understanding ; 基本合意書) を締結した。

・同じアジア圏、そして隣国でありながら、韓国の犯罪学はアメリカ (やヨーロッパ) に目を向けており、日本は眼中にない、ということに焦りを感じている。

・上述の通り、あまりに文化の違いが大き過ぎると比較することに意味がなくなるのだから、日本に近い文化や制度を有している国と比較する方が、より意味のある違いが見えてくるはずである。

・その点で、韓国・中国・台湾との共同研究／比較研究から始め、それを足掛かりに国際化を推進していくのが良いと考えられるところ、一気に置いて行かれてしまったという状況になった。

・韓国 (・中国・台湾) では、アメリカに留学していた研究者が自国に戻って研究の活性化に貢献してい

ることから、現状のままでは、日本のガラパゴス化がさらに進んでしまうことが危惧される。

### 研究会活動・研究環境について

・大学院生・若手研究者が、研究会活動に関わってきたという歴史はある。

・大学院生・若手研究者が研究会の内容をまとめる役割を引き受けることになるが、それ自体が非常に勉強になってきた。

・また、大学院生・若手研究者が毎回・継続的に参加して、多くの研究者との繋がりを持つことができた。

・このように、研究会という場は、大学院生・若手研究者に自信や刺激を与える貴重な機会になる、という大切な価値を持っている。

### 6 全体討議

最後に、参加者と話題提供者との、またすべての参加者間での意見交換を行った。以下、その内容を簡単に紹介する。

#### 法学者の役割について

・法学者として何を成し得るか、という研究者アイデンティティの揺らぎを経験している。

・特に日本で、法学者間だけでの議論の息詰まりを覚えることもあるが、はたして法学者に対するプロデューサーとしての期待は本当にあるのか。

・この点について、社会学の立場から大いに期待するところである。

・土井政和会員との対話の中で、昨今は研究の理念や方向性について考える研究が減っているのではないかという問題提起があった。

・かつては、この学会が、また研究者が、20 年後、30 年後どこに向かうのか、という視点を持ち、議論を重ねてこられたが、はたして今はどうなのか。

・この視点・基盤を築くことができるのは法学領域の強みであろう。

・他方、法学領域における刑事政策の立ち位置も影響しているように思われる。

・すなわち、法学領域において刑事政策は専門性が弱い、と見られがちであろうという問題がある。

・しかし、欧州で見られるように、グローバルスタンダードの少年・刑事司法運営の法的ルールを作る際に、モニタリングの規定を盛り込むことで実証研究も発展させる例もある。

・翻って、日本では、例として大麻使用のように、グローバルスタンダードを見ていない、むしろ逆行するかの様な学会・研究領域もある。

・日本の例で言えば、「説明書」のような教科書が市中に出回っているという不満がある。

・だからこそ、長期的な方向性を定めるための、法学系のプロデューサー役割はやはり大切である。

・法定刑の変更や新たな法制度の整備といったところ

では法学領域の関わりがあるが、その影響をどう見ているのか、何を期待した変更・整備なのか、という点に疑問がある。

- ・エビデンスに基づく政策形成は意識されているが、決して十分ではない。
- ・規範学の研究者と事実学の研究者の共同作業は必要不可欠であろう。
- ・法学領域の貢献が少ないのではないかと、という議論を展開してきたが、飽くまで、「犯罪社会学研究」への自由投稿論文の動向を意識したに過ぎない点をお断りしておく。
- ・なお、実際の状況から判断して、計量研究でなければ掲載されないのではないかとの声もあるが、実際問題として、法学者にもデータリテラシーは必要だと考える。

### 学際的な共同研究について

- ・例えばカルチュラル・スタディーズという専門領域は、「学際性」をこそアイデンティティとするような特徴があり、だからこそその難しさがあるとも言える。
- ・「地域研究」として呼ばれることもあるが、日本に関する研究成果を英語で発信する、ということになる。
- ・このとき、言語の問題もさることながら、「文化」の問題がより大きなネックとなっており、日本のこと、日本文化のことを十分に知られておらず、かなり解像度の低い査読コメントを返されるという経験もしてきた。
- ・一般に、共同研究を進めることは、積み上げ式の議論を行うということである。
- ・しかし、文化や専門性の異なる研究者間で成果をまとめていく場合には、どこかで何かを手放さなければならぬ。
- ・したがって、学際的研究においては、最終的に目指されるべき、共通のゴールを定めることが肝要である。
- ・専門領域の違いは、文化の違いとなっても現れる。
- ・例えば論文における著者順についての話題があったが、そもそも「共著」という概念・文化のない領域では、本当に想像も付かない。
- ・軸足の話題、共通のリテラシーについての話題もあったが、自らの専門性を意識した上で、他領域との用語・概念・発想を共有できる学びを深めていくことが大切である。
- ・大学院生・若手研究者にとって、例えば大学院研究科の共同研究室で過ごすことなどはじめ、他の研究者と繋がっていくことで、次の研究展開のヒントが得られることも大切であろう。
- ・その上で、誰が引き受けるのか、と言えど誰でも良いのだが、誰かが世界に向けて発信することは必要不可欠だと言える。

### 日本の研究環境について

- ・本セッションは、例えば労働条件や女性に対する排

他的な環境のことなど、なかなか口に出せない話題に触れる、意見交換ができる、非常に貴重な機会となった。

- ・若手研究者は、複数の非常勤講師を引き受けながら、学位の取得とアカデミックキャリアの獲得を目指して、日々必死に過ごしている。
- ・それにも拘らず、雇用契約のことをはじめ、相談する場がまず見当たらない。
- ・非常勤講師のための労働組合もあるが、それにも会費コストが発生するので、そうでなくとも収入面で大変な若手研究者にとっては、加入を断念せざるを得ないという現状がある。
- ・つまり、自分の身を自分で守るしかない、という、非常に辛い現状がある。
- ・自助グループのように安心して相談・発言できる場や、学会としてのフォーマルな相談窓口等の存在が必要ではないだろうか。
- ・「日本犯罪社会学会のこれからを考える」ことを掲げたこの場において、プレデューサー／コンシューマーといった現状認識も大切ではあるが、抽象的・理念的な議論に終始するのではなく、「これから」を支える若手研究者が、安全・安心に活動できるような「具体的」な基盤が、またそのような基盤をいかに確保するかという「具体的」な検討こそが大切なのではないか。
- 先が
  - ・その点で、労働条件や働き方、ワーク・ライフ・バランス等にしっかりと向き合わねばならない。
  - ・決して日本犯罪社会学会や犯罪学領域に限定される問題ではないが、例えば学会大会を週末に開催するようでは、海外であれば研究者の参加は見込めないだろう。
  - ・また、各種ミーティングも、海外では基本的には17時までには終了させることが前提であり、自分自身のための研究時間、将来のことを考える時間、そしてプライベートの時間を確保することが図られている。
  - ・日本では、学会大会を週末に開催することの一因として、大学内でも研究・学会活動を校務＝仕事として捉えられていないという問題があり得る。
  - ・いずれにせよ、日本では、ワーク・ライフ・バランスやジェンダーへの配慮が圧倒的に欠けている。
  - ・将来のことを考えるならば、将来を支える若手研究者の困り事をまず「解消」することから始めていかねばならない。

(文責：竹中 祐二)

# 自由報告

# 刑務官文化に関する試論 —コミュニティとしての「武道」の機能—

○仲野 由佳理（日本大学）

## 1 問題関心

本報告は、組織としての刑務所に対する理解を深めるため、刑務官文化に着目するものだ。従来、刑務所研究の多くは「受刑者」を対象とするものが多く、刑務官が注目されることは少ない。研究的な蓄積の少なさは、欧米の刑務官研究でも指摘される問題点だが、拘禁刑導入を間近に控えた今、刑務官のあり方（価値・規範、態度）や、刑務官の処遇技術（経験知）、刑務官文化（同僚文化・組織性）に関する研究的な蓄積が必要だ。

特に、日本の刑務所処遇は「日本形行刑」と呼ばれる独自のものとして発展し、刑務官を武装させず「丸腰」の状態を受刑者と相対させる点に特徴がある。「武力」という圧倒的なパワーを用いずに大規模な暴動や逃走事故を防ぐという難題を成り立たせてきたのは、「工場担当制」と、それによって生じる特殊な信頼関係を基盤とした<刑務官—受刑者>関係にある。これらの特徴が受刑者の立ち直りに及ぼす影響力について、欧米では、その謎を明らかにする研究が進むが、特に「刑務官コード」(Liebling et al., 2010) が興味深い。

- 規範1：窮地に陥った仲間はずり助けに行く
- 規範2：薬物を持ち込まない
- 規範3：裏切らない
- 規範4：収容者の前で同僚を悪者にしない
- 規範5：収容者との間のトラブルでは同僚を支援する
- 規範6：収容者に対するサンクション（制裁）を支援する
- 規範7：「ホワイトハット」にならない  
(収容者に過度にシンパシーを抱いて「裁量」を乱用する存在にならない)
- 規範8：すべての外部集団に対して職員の間接的連帯を維持する
- 規範9：同僚に積極的な配慮を示す。

図1：刑務官の9つの規範 (Liebling et al., 2010) より抜粋

これらの規範は「籠絡」などの緊張関係を前提とする。刑務官同士の強い連帯性は「籠絡」の罟を仕掛けられた同僚を救い、受刑者への過剰なシンパシーから規則を逸脱する危険性を軽減する。一見すれば極端にも見える「連帯性への意識」は収容者を援助するために最善を尽くすという目的に方向づけられる。刑務官文化における「仲間（同僚の刑務官）への意識」の存在と、職員間の強固な連帯性を前提とする職場文化への関心が反映されたものだが、この連帯性がどのような機会・過程を経て構築されていくのか明らかにされていない。

そこで、本報告は、刑務官文化の一端を明らかにするべく、「武道」を契機として形成されるコミュニティ（以下、「武道コミュニティ」）の機能について

インタビュー調査から明らかにする。

## 2 調査の概要

本研究は「矯正施設からの社会復帰に関する研究会」（代表：駒澤大学伊藤茂樹）による「刑務官の育成に関する制度的・政策的変遷に関する質的調査」の一環としてインタビュー調査を実施した。調査協力者は刑事施設に勤務経験のある元刑務官3名（A、B、C）である。3名とも採用区分は「武道」ではないが、B氏とC氏はいずれも小学生から武道を始めている。武道経験者の採用は、一般的な「刑務官採用試験」のほか、過去には「選考採用試験」が実施されており、平成24年度から「武道区分」が新たに設けられた。彼らの履歴から、「武道コミュニティ」の範囲は採用区分と必ずしもイコールではない可能性が浮かび上がるため、本報告では以下の図2のように「武道コミュニティ」を定義することとした。

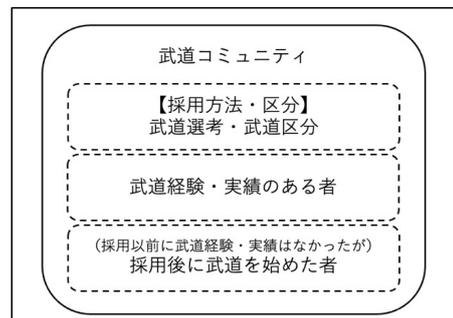


図2：「武道コミュニティ」の範囲

## 3 分析—「武道コミュニティ」の機能—

まず、「武道コミュニティ」の第一の機能として「刑務官らしさの獲得」が挙げられる。刑務官は採用に伴い各施設に配置され、その後矯正研修所で初頭研修を受け、配属された施設に戻り必要に応じて研修（自庁研修）を受けて、刑務官らしさを学ぶ。こうした現場に慣れるための指導を、A氏は「型にはめる」という表現で具体化する。この「型」は行動の指針となる法的・制度的知識に熟知し、それを実際の場面を関連づけて理解するものであり、その準拠枠を「型」するならば、刑務官らしさの獲得の第一歩は「型」を理解し、その「型」にはまることになる。そこには武道（道場での時間）を通して育まれる関係が、「アイコンタクトが現場でできる」(C氏)などの非言語的なコミュニケーションの成立を支援することなども含まれる。

次に、第二の機能として、刑務所における危機場面への対応が挙げられる。武器を携帯しない日本の刑務所では、暴れる受刑者を安全に取り押さえると同時に、自分や周囲の職員が安全に現場を沈静化させる必要がある。逃げ場のない集団生活のストレスは「対刑務官暴力」だけではなく「対受刑者暴力」を誘引する。理性を失って全力で抵抗するものを安全に取り押さえるには、人体の構造や制圧に関する知識と技術が必要である。加えて、「柔道」と「剣道」の特性を活かした状況別の対応ができること、一人の人間が「刑務官」として恐怖感を克服し、時には武器を持って暴れる受刑者に対して冷静に対処できる精神を身につけることも求められる。すべての危機場面で許される方法は「武道の技術」のみであり、その点で「武道コミュニティ」が中心となってきたものと考えられる。

そして、第三の機能として、「籠絡」を回避するという点が挙げられる。「籠絡」とは「思い通りに人を操ること」を意味する。刑務所における＜受刑者－刑務官＞関係を根底から揺るがし、秩序を崩壊させる恐れがあるという点で最も回避しなければならない事態である。この籠絡に至る経緯に関して、B氏は「武道コミュニティ」を通して見える、刑務官の様子の変化に着目する（「あんまり稽古に来てない」など）。また、「ボツンとしている職員」（C氏）の存在への気づきも重要である。刑務官は収容者の個人情報保護の観点からも、職場での悩みを他者に相談することは難しい。悩みを抱え込めがより大きなトラブルを引き寄せる可能性も生じるが、「武道コミュニティ」の存在や、（練習の場所である）「道場」が相談の空間になっている可能性がある。

こうした同僚への配慮は、刑務官集団として「籠絡を防ぐ」ために有効な手段であると考えられる。「受刑者集団は孤立している職員を見抜くのは、ものすごい得意です」（B氏）という語りは、受刑者のまなざしの現実を切り取ったものである。刑務官の悩んでいる様子や孤立している様子が受刑者側から見える状態になる、そこに「籠絡」のリスクが潜んでいると考えられ、業務後の「道場」という別の空間で築かれる関係性が、籠絡のリスク軽減に一役買っている可能性がある。

これら3つの機能を有する「武道コミュニティ」は、そのすべてが組織文化に前向きに作用するわけではない。「武道コミュニティ」が「柔道」「剣道」という下位グループに割れた場合何らかの対立が生じる可能性があるうえ、コミュニティの凝集力が高まればポジティブな機運だけではなく、ネガティブな機運が共有されることもあるはずだからだ。加えて、刑務官らしさを獲得する過程で評価された「型にはまる」「高い組織力」は、支配的な価値への同調

力が高いとも言い換えられるため、型にはまらないものを「はじいてしまう時もある」（C氏）。

こうした逆機能の可能性について3名の元刑務官が語ったのは、「幹部職員の指導力の重要性」である。「武道コミュニティ」が有する逆機能は、刑務所において「武道コミュニティ」の機能が重要であればあるほど避け難く生じる問題でもあるので、その影響力を客観的に理解し、ポジティブなものとして機能し続けることができるように組織化する必要がある。その重要性は「『武道（場）』の様子を見るっていうことが必要だよ、とよく言われます」（A氏）の言葉に現れている。

#### 4 同僚性をめぐる議論の必要性

上記3つの機能は「刑務官」という職務の特殊性に関連するものと考えられる。刑務官らしさの獲得に身近なコミュニティが大きな役割を果たしていることは、刑務官の保安・処遇技術の伝承はテキスト化された知識・知見にとどまらず、口伝による伝承が重要な位置を占めている可能性をうかがわせる。つまり「武道コミュニティ」が、保安・処遇技術に関する情報のプラットフォームとして役割を果たしている可能性である。

同時に、刑務所における危機場面への対応や籠絡の回避は、刑務官が高度な葛藤状況の中で勤務しており、その綱渡りの日々を過ごすには「心の支え」が必要であることを示唆するものだ。「刑務官コード」における規範7は、収容者への過剰なシンパシーがもたらす問題を指摘したものの、「受刑者の安全や心情安定に注力」しつつも、その「心情や境遇に踏み込みすぎてはならない」という、一見すれば矛盾する考え方に基づく処遇を求める。では、その「適切な処遇の境界線」がどこにあるのか。絶妙なバランス感覚の獲得を援助し、「心の支え」となるのが「武道コミュニティ」といえるだろう。

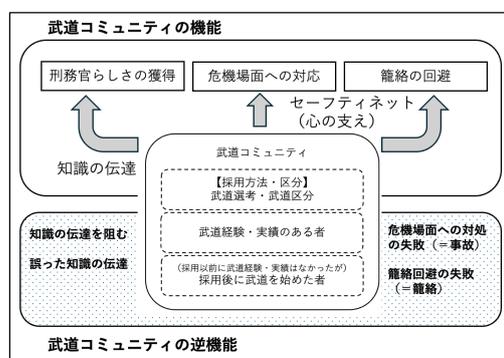


図3：武道コミュニティと刑務官文化の関係

（具体的な語りのデータと今後の課題は当日報告原稿に記載する）

# 長期受刑者の「被害者の視点を取り入れた教育」の発展 —加害者の中の被害体験の理解—

○東本 愛香（千葉大学）  
○梅津 貴樹（千葉刑務所）  
丸山 寿（千葉刑務所）  
小川 孝広（千葉刑務所）  
山下 公一（千葉刑務所）  
平賀 涼（千葉刑務所）  
後藤 弘子（千葉大学）

## 1 はじめに

千葉刑務所は、主に執行刑期 10 年以上の成人男子受刑者を収容しており、その約 7 割が殺人等の生命犯に該当する。この背景を踏まえ、再犯防止と更生を目指すための関わりが重要な役割を担っている。本報告で取り上げる「被害者の視点を取り入れた教育」は、特別改善指導の一環として実施されており、「再犯防止」、「改善更生」、「被害者等の視点」の三つの領域をバランス良く取り入れることを目指している。グループワークを通じて、受講者が自らの行動に向き合い、被害者に対する共感力を育むことが求められる。

## 2 問題と目的

千葉刑務所では、平成 24 年度から千葉大学との共同研究を通じて、内容やアプローチの方向に関する検討を重ね、本プログラムを実施してきている。受講者が対話を通じて自らの責任を理解し、本人にとっても、より建設的な行動を取るためのスキルを身に着けることを目標としている。そのためにも、事件の理解に留まらず、心の健康と行動との関連にも焦点を当て、問題解決能力や対人関係の改善を促進することを目指している。施設を対象とした調査では心の疲労度と問題行動の関連が示唆される結果が得られ、プログラムの実施前後で心の健康度や疲労度が改善し、幸福感や社会的支え、精神的コントロール感が向上することが確認されている（東本ら、2014）。さらに、本プログラムでは共感性について考えるモジュールを提供している。その中で、これまでも自らの被害体験を語る場面を経験してきた。そこで、必要なスキルを獲得し責任を果たすための段階的なアプローチに加え、彼らが自らの被害体験を語り、対話的に向き合う機会を提供するようモジュールの運用を計画した。自身の被害体験を無視したままでは、加害者が被害者の視点で考えるという目標は十分に達成できないのではないかと考えた。

## 2 方法／取り組み

具体的なプログラム内容は図 1 の通りである。

単元 2「事件が起きる原因」では、自身の体験の積み重ねが、事件当時の生活の基盤となっていたこと、そしてその体験には自身の被害経験も含まれることがあるという説明を行った。さらに、以下のポイントを重視した。

- 安心・安全の確保：受講者を「追及」するのではなく、各テーマにおいて彼らが自分自身について語る場を提供すること
- 対話的な姿勢：グループ内の他者の声に耳を傾け、ファシリテーターを含めた対話を促進すること
- 被害体験への向き合い：加害者が自身の過去の被害体験や生活環境に向き合う時間を確保し、自己理解と他者理解を促進すること

指導項目・内容		指導項目・内容	
1	オリエンテーション 実施要領説明・動機付け・指導者との関係作り	7	問題解決法 「安心・安全」な問題解決のプロセスを学び、実践する
2	事件が起きる原因 認知行動モデルを踏まえた犯罪サイクルの理解	8	被害者感情（ゲストスピーカー） ゲストスピーカーを交えて被害者の視点について考える
3	思い込みとトラブル 過去の生活を振り返り、認知や価値観に目を向け、リスクにつながる思い込みについて考える	9	被害者感情の振り返り・アサーション（適切な自己主張） 単元 8 の振り返り、アサーションについて学ぶ
4	共感性について 自分にとって「共感する/共感される」とは何かを振り返り、共感的な視点から事件を俯瞰する	10	アサーション（適切な自己主張） 自他ともに安心・安全な伝え方や工夫について、事例検討を通じて実践していく構えを伸長する
5		11	
6	プログラムの振り返り プログラム前半の振り返りを行う	12	全体の振り返り、なりたい自分 指導全体を振り返り、自己の接近目標を踏まえた今後のなりたい自分を発表する

図 1 「被害者の視点を取り入れた教育」内容

## 3 結果および考察

【グループワーク初期段階】で「どのようなプロセスで事件が起きたのか」という問いを通じて、受講者らは自らの行動を理解すること、それに対して振り返る責任があることを促される。この過程では、彼らが自身の「過去」に向き合い、事件時の状況になるに至った自身にまで丁寧に見つめ直す時間を含んだ。どのような生活環境や人間関係の中で育ち、なぜ加害行為に至るまで自分を追い詰めたのかを再考する機会が与えられ、他の受講者からの「指摘ではない」フィードバックを通じて、加害行為に至るまでの自身の振る舞いや選択、そしてその責任について深く考える場が設けられた。

【共感性に焦点を当てたモジュール】は、大きな変

化を促した。受講者は「なぜ自分は被害者を思いやるができなかったのか」という問いに対し、共感性の欠如の理由を考えるだけでなく、自身が「他者から共感された経験の乏しさ」にも触れていった。その時の感情を言語化するプロセスに挑戦する機会となり、これまで「どうせ」と諦めていたような人間関係や、褒められるといった経験が少なかったことから、期待を持たないようにしてきたこと、抑え込んでいた問い、そして感情、その背景が語られた。これまでは痛みや苦しみに向き合うことを避け、語ることに不安を感じていた内容が、グループワークという協働作業を通じて次第に表に出されていったのではないかと考えられる。この共感の切り口からの「語りの時間」は、彼らにとって転機となり、他者に対して「思いを馳せる」とは何かを考えるきっかけとなった。隣にいる他者の語りに共感的に耳を傾け、自身の痛みにも向き合う場が提供されたことは、彼らが自身の感情と向き合い、未消化だった問題や課題に自然と向き合う力を後押しした。

【プログラムの中盤～後半】は、共感的な関わりから生まれる「安心感」に支えられたフィードバックを通じて、加害行為の振り返りがさらに進み、自分の行動や感情の背景を再考する機会が増えたと言える。彼らは少なくとも当時抱えていた混乱を整理し、混沌とした状況に身を置いていたこと、「その世界から抜け出すことができなかった自分とはどのようなものか」といった視点から、多くの発言がなされた。

【単元 8】では、被害者の視点に立った問いかけゲストスピーカーとともに行われ、ここでは被害者や遺族の思い、失われた未来について真剣に考えることが求められる。ある受刑者は、「遺族がその事実(事件・被害)を知ったとき、どんな感情を抱いたのかを考えること」の重要性を語り、被害者やそのご家族への言葉がそこに置かれるようになったことが印象的であった。そして、自身の家族に対する言葉や「今の思い」も吐露された。

重要なのは、彼らが過去に引き起こした「被害」とその「責任」に真剣に向き合うことであり、グループワークを通じて築かれた安定したコミュニケーションが、健全な生活を支えるセルフケアの基盤となることを確認することでもある。

刑務所内の多くのプログラムに、感情トレーニングや対人スキルの再学習が含まれており、これは共感能力の促進にも寄与することも期待されている。長期受刑者にとって、出所後を見据え、社会生活を維持するためには他者とのつながりを再構築することは鍵の一つにもなるが、受刑中は他者との深い人間関係を築く機会が少なく、他者の感情に対する敏感さが失われ、社会的スキルが劣化することが報告されている(Liebling & Maruna, 2005)。また、Haney

(2003)も、受刑期間が長期化すると感情が抑制され、共感性が失われる傾向があると指摘しており、スキル学習の土台作りへの理解を深めることも重要であろう。

本プログラムは、「被害者の視点を取り入れた教育」として、加害者が自身の過去・被害者と向き合い、他者との共感的な対話を通じて、再犯防止に向けた重要な第一歩を提供していくものであるが、今回、特に共感性そのものへの関心が高まったこと、被害経験のある自身との対話を進めたことにより、被害者に対する理解を深め、具体的な行動変容に向かう姿勢へとつながったと考える。このプロセスは、他者の語りを聴き、再考し、彼らが自身の責任を深く考え、さらに自身の行動を見つめ直すための土壌を育んだと考える。今後も本プログラムを発展させ、より多くの長期受刑者が社会復帰に向けた効果的な支援を受けられるよう、継続的な改善と取り組みを目指していく必要があると考える。

#### 4 さいごに

令和7年度の拘禁刑施行に向けて、各刑事施設では矯正処遇の充実を図るため、さまざまな改革が進められており、「被害者の視点を取り入れた教育」も大きな転換期を迎えている。長期受刑者の中には、殺人などの重大な罪を犯しながらも、数か月のプログラムしか受講しない者もおり、入所からプログラム受講までに数十年が経過する場合もある。これを受け、入所から出所までの期間にわたる継続的な支援を提供し、各段階で彼らの(彼らを取り巻く)状況・状態を把握しながら、次の段階へとつなげる長期的かつ持続的なアプローチの導入が計画されている。本報告の結果を踏まえ、質の確保とともにさらに検討を進めていく。

#### 文献

- ・ Haney, C., 2002, "The Psychological Impact of Incarceration: Implications for Post-Prison Adjustment." NATIONAL POLICY CONFERENCE, From Prison to Home: The Effect of Incarceration and Reentry on Children, Families and Communities. ([https://aspe.hhs.gov/sites/default/files/migrated\\_legacy\\_files/42351/Haney.pdf](https://aspe.hhs.gov/sites/default/files/migrated_legacy_files/42351/Haney.pdf)).
- ・ Liebling, A. & Maruna, S., 2005, "The Effects of Imprisonment." Willan Publishing.
- ・ 東本愛香, 帯施龍一, 豊田一成, 新海浩之, 五十嵐禎人, 2014, 長期受刑施設における被害者の視点を取り入れた教育の進展(2), 日本犯罪者会学会第41回大会報告集.

# 監獄官と各種簿冊の書式からみる明治の監獄

○兒玉 圭司 (大阪成蹊大学)

## 1 目的

本報告は、概ね 1890～1910 年頃の日本の監獄において、西洋法を継受した諸制度が実質的に機能し始めた時期を探る。

具体的には、「受刑者の社会復帰を視野に入れた処遇」が成立した時期を、①監獄行政に関わる官吏の異動（キャリア）や採用する側の問題意識、②被收容者を捕捉するために作成される個票や統計の書式から、いわば被收容者を“見る側”に着目することによって捉えてみたい。

なお、明治 10 年代（-1887）の監獄では「受刑者の社会復帰を視野に入れた処遇」が全国的には成立していない旨、報告者が以前に論じたことがあるため（兒玉 2015）、本報告は考察対象を 1890～1910 年頃に絞ることとする。

## 2 官吏にみる監獄の変化

### (1) 看守層が抱える課題と対応

本節ではまず、刑事施設の運用の担い手である看守層について、当該期にいかなる課題を抱え、いかにして解決を図ったのか、確認したい。

この時期の看守層は常に人員が不足し、その確保が主要な課題であったようである。たとえば、1891 年には警保局長が、看守よりも巡査の待遇が良いことから、「看守ノ如キハ漸次監獄ヲ去リテ警察ノ職ニ従事スル」状況を危惧し、容易に転職を認めぬよう注意喚起を行っている（内務省警保局監獄課 1896:112）。また、1897 年の段階で、北海道を除く刑事施設の看守定員充足率は 91%ほどであり、約 1 割の欠員が出ている（無記名 1897:31）。

こうした事態を受けて、政府は看守の判任官待遇（1891）や巡査との待遇の統一（1893）といった形で待遇改善を進めたほか、兵役満期下士に対して無試験での看守採用を認め（1894, 1895）、あるいは採用可能年齢の上限を 40 歳から 45 歳に引き上げる（1895）など、人材確保のための方策を打ち出している。

さらに、看守の質の確保も課題となっており、この期間に研修制度が具体化した（1890, 1898）ほか、統一的な採用規則を整備するなど（1893, 1899）、監獄業務に携わる人材に対して、専門的な知識を求めるようになった。

### (2) 幹部職員が抱える課題と対応

次に、典獄を中心とした各施設の幹部職員をめぐる当時の状況や課題をみていきたい。

1893 年に典獄を集めた会合で、内務大臣の井上馨が

「行状ノ視察等ヲ配下ノ官吏ニ殆ント委任シタルガ如キ有様…唯下級ノ監獄吏員ノ一通り調べタモノヲ持テ来テ典獄ハ之レニ印判ヲ押シテ済マセル」（矯正図書館, 不明 01:13）と演説しているように、典獄の中には現地で直接受刑者を監督しないなど、内務省からみて十分に責任を果たしていない者があったようである。こうした人材が典獄になってしまう原因は当時の官吏の異動・昇任制度にあり、「昨は普通の事務を執り又た転じて警察事務に従事し一転して郡務に執掌する如き多能の人としては称するに足るも司獄官としては鏹一文の価値だも有せざるなり」（若山 1899:12-）とあるように、府県の地方官・警察官・郡長などと典獄を行き来することが可能で、必ずしも専門的な知見を持つ人材が任に就いていたわけではなかったようである。

したがって、内務省は一つには幹部職員の教育を図ることになる。1890 年に開設された監獄官練習所や 1899 年に開設された警察監獄学校では、典獄・看守長・書記など施設の幹部職員を東京に招き、専門的な知識を教授した（矯正図書館編 1977）。一方で、典獄に任官できる人材にも制限を加えている。典獄に任官できる者について、1890 年の規則では「典獄ハ五箇年以上官務ニ従事シ判任官三等以上ノ現職ニ在ル者」（明治 23 年勅令第 227 号「府県参事官典獄特別任用令」第 1 条）につき、無試験での任用が可能となっていた。これを 1899 年の規則改正で「三年以上監獄事務ニ従事シ」た一定の判任官に限定し（明治 32 年勅令第 35 号「集治監典獄庁府県典獄集治監分監長特別任用令」）、さらに 1903 年には「五年以上監獄ニ関スル事務ニ従事シ判任官三級俸以上ノ現職」（明治 36 年勅令第 49 号「典獄及看守長特別任用令」第 1 条）と変更している。つまり、監獄に関する実務経験が豊富な者しか、典獄に任官できないよう制度を変更したのである。これは内務省の、従来は「其ノ範圍広汎ニ失シ…不適任ノ者ヲ採用」（矯正図書館所蔵, 不明 02）していたとの認識にもとづく措置であった。

こうした制度変更によって、典獄に任官する人物のキャリアや、人事異動の傾向には大きな変化が生じている。1899 年以降、警察・監獄間での人事異動が断ち切られたほか、1903 年以降は、それまで頻繁に行われていた典獄の交代が一気に減少することになる（兒玉 2019）。

以上の考察から、人事面に関しては明治 30 年代（最終的には 1903 年）に、内務省（1900 年からは司法省）の意思が全国に貫徹できる体制が整ったものと評価できる。

### 3 各種帳簿にみる監獄の変化

#### (1) 統計関係

続いて、被収容者を捕捉するために作成される個票や統計の書式についてみてみたい。

まず、中央官庁へ報告するための統計書式については、旧刑法・監獄則が改正された1882年の前後に、一定の成立をみた。それまで、被収容者の人数・刑種・作業や累犯・刑期等の統計にとどまっていたものが、1881年の改正で族籍・宗門・教育等の項目を加え、1883年にはさらに、罹病・身上・職業・行状・改悛など広汎な情報を集めるようになったのである（内閣記録局1980:388-, 435-）。これは、当時の政府が入手していた万国監獄会議での記録などを踏まえたものと考えられる（矯正図書館, 不明03）。その後、1886年に定められた内務報告例の様式を基本に、徐々に改正・追加されている（司法省監獄局1901:1617-など）。

#### (2) 受刑者の個票について

一方で受刑者の個票は、統計書式に比べて成立が遅い。1890年に神奈川県監獄が「身分帳」の書式を作成したことを確認できる（松田1890:49）ものの、当初は全国一律の書式は存在しなかったようである。

当時（明治20年代中盤）は、各地で典獄が集まり、処遇の改善について議論を交わしており、たとえば1891年の「獄事協議会」では、「囚人名籍ノ様本ヲ廃止シ身分帳簿ニ改メ一定ノ様式発令方ヲ其筋ヘ建議」するよう決議されている（矯正図書館, 不明04）。こうした地方（典獄）からの要求が結実したのが1893年の年末で、同年6月に開催された典獄諮問会を経て、詳細な「身分帳」の様式が定められた（内務省警保局監獄課1896:1351-）。

なお、このときに典獄たちが導入を試みた「身分帳簿」様式は、1890年設立の監獄官練習所にてお雇い外国人のゼーバッハが教授した内容に影響を受けたものであった（無記名1893:11）。

ここにみえてきた個票（「身分帳簿」）の成立は、西洋の監獄制度を学んだ各地の典獄たちが主導して試行し、要求し、これを政府（内務省）が受け入れる形で制定された、いうなればボトムアップ型の制度改正であったと評価できよう。

なお、こうして制定された個票の情報を、ただの記録としてではなく処遇に利用するよう、政府・当局者が明示的に発言するようになるのは、明治30年代に入ってからのことである。たとえば1898年の典獄諮問会指示事項中、「身分帳簿ハ囚人ノ個人的関係ヲ詳悉シ之ニ依テ其待遇ヲ殊別施為スヘキ要簿タリ」と言明されるように（矯正図書館所蔵, 不明01:33）、ようやくこの頃から、受刑者個人に適した処遇を行うことが、一律に求められ始めたといえよう。

### 4 小括

本報告では、監獄に携わる官吏および帳簿の書式を通じて、1890～1910年頃の日本の監獄の変化を捉えようと試みた。

考察の結果、①明治30年代（1898-1903頃）に、監獄官が他の部門との人材流動性を失った（専門的な業務として確立した）こと、②受刑者を捉える個票（身分帳簿）は、典獄層に主導されて1896年に様式が統一され、やはり明治30年代に、処遇への利用が一律に求められるようになったことを確認できた。

このことから、日本の監獄は、明治30年代（特に1899-1903頃）に、「受刑者の社会復帰を視野に入れた処遇」を行える体制・環境を整えたとみることができよう。

#### 文献

赤司友徳, 2020, 『監獄の近代』九州大学出版会。

小澤政治, 2014, 『行刑の近代化』日本評論社。

矯正図書館所蔵, 不明01, 『典獄会議演説指示注意事項』

矯正図書館所蔵, 不明02, 『公文編年録 明治三十二年』

所収「(2)典獄任用令改正ノ件發議」

矯正図書館所蔵, 不明03, 『公文編年録 明治十七年』

所収「(20)監獄統計之義ハ西曆千八百十二年龍動府

万国公会ニテ一定シ〜」

矯正図書館所蔵, 不明04, 『明治二十四年ヨリ全廿八年

ニ至ル 典獄会議書類編冊 柄木監獄署』

矯正図書館編, 1977, 『資料・監獄官練習所』矯正協会

児玉圭司, 2015, 「明治前期の監獄における規律の導入と展開」『法制史研究』64:1-57.

児玉圭司, 2020, 「明治中・後期の典獄一異動の傾向・

特徴とその背景一」『法史学研究会会報』23:137-

繁田真爾ほか, 2023, 「特集／「監獄」研究の現在」『歴史評論』876:1-63.

司法省監獄局編, 1901, 『監獄法令類纂 全』東京書院。

ダニエル・V・ボツマン, 2009, 『血塗られた慈悲、笞打つ帝国。』インターシフト。

内閣記録局編, 1980 覆刻, 『法規分類大全 第57巻 治罪門〔2〕(第1編)』原書房。

内務省警保局監獄課, 1896, 『監獄法令類纂』.

姫嶋瑞穂, 2011, 『明治監獄法成立史の研究』成文堂

松田五百吉, 1890, 「囚人身分帳」『大日本監獄協会雑誌』29:49.

無記名, 1893, 「身分帳簿」『大日本監獄協会雑誌』67:11-12.

無記名, 1897, 「看守採用規則の改正」『大日本監獄協会雑誌』109.

安丸良夫, 1999, 『一揆・監獄・コスモロジー』朝日新聞社。

若山茂雄, 1899, 「典獄交迭の頻繁なるを歎ず」『監獄雑誌』10-2:12-15.

## 「行動適正化指導」の活用と実践

岡本融（前橋刑務所）  
東本愛香（千葉大学）  
坂井太一（前橋刑務所）  
宮園久栄（東洋学園大学）

### 1 はじめに

拘禁刑に処せられた者には、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」（刑法12条3項）とされ、その趣旨は、「各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとするもの」である。拘禁刑の運用開始に向け、個々の特性に応じた処遇の充実化が求められるところ、前橋刑務所では、本年これまで自学自習で取り組ませてきた矯正局作成の教材「スタートアップ・プログラム（以下「SUP」という。）」を活用したグループワークの試みを始めた。

本試みは、受講者の個々の課題を同定し、必要と思われる「力」を意識しながら進めているところ、特に累犯であること、高齢であることから「これまでの生活」を変容することへの抵抗や、諦めの気持ちに対しても共感的な対話を軸として向き合っている。その介入の実践について報告する。

### 2 SUPとは

SUPは、2017年3月に矯正局が作成・配布した「行動適正化指導」用教材である。刑務所で行う改善指導は「特定の事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その有する事情の改善更生を図るための特別改善指導とそれ以外の一般改善指導に分けられる」ところ、「行動適正化指導」は一般改善指導に含まれる。一般改善指導は、アルコール依存回復プログラム、ギャンブル等依存症指導のように、全国の刑務所で同じプログラムを使用し、統一的な運用をしているものと、各施設の独自の取組として行っているものとがあるところ、本試みは指導計画・指導案ともに当所が独自に考案したものであり、後者に当たる。

SUPは、「犯罪行動の背景にある反社会的な思考や態度等の改善、各種改善指導を受講するに当たっての素地形成等を目的として、受刑の早い時期に罪種を問わず広く受刑者全般を対象に実施する」ワークブックであり、認知行動療法及びグッドライブズモデルを取り入れた全6単元からなる。当時「刑事施設において改善指導の受講の必要性が認められるにもかかわらず、体系的な改善指導プログラムを受講しないまま、出所を迎える受刑者が一定数存在することが問題となっていたこと」を背景に策定され、自学自習方式、グループワークのどちらでも実施可能なつくりとなっている。前橋刑務所では刑の執行開始時の指導において60分のオリエンテーション（対面式の集団指導）を行った後、同指導期間（2週間）中に自学自習方式で取

り組ませる運用をしてきた。

### 3 自学自習方式の課題

男子受刑者については、SPU受講後に自尊感情、時間的展望体験（過去の受容）及びプログラム理解の有意な上昇が見られたものの、女子受刑者と比べるとその受講効果は限定的であり、その理由の一つとしてレディネスの問題が考えられるところ、特にB指標受刑者のレディネスが低いこと（鈴木, 2018）、問題行動のパターンを変える方法としてMCC法（問題行動に結びつく認知を見付け（Monitor）、その認知を疑い、自問自答し（Challenge）、変容させる（Change）認知的介入）の理解に困難を感じる受講者が多いこと（出原, 2020）が、自学自習方式の課題として指摘されている。

また、刑事施設のリハビリプログラムにおける自記式学習（自己記入形式の学習）とグループワークの役割には、それぞれの特性に応じた適応性があり、それぞれの方法が向いているもの、向かないものが存在するとされる。具体的には、自己評価を目的とした記録や、行動の振り返りは自記式学習に向いており、個人が自分のペースで過去の行動やその効果を分析し、変化のプロセスを自覚するのに効果的である。一方で、感情のコントロールや対人関係スキルは、他者とのやり取りやフィードバックが必要であり、自記式学習には限界があることに加え、動機付けが低い受刑者には適しておらず、外部からのサポートや直接的な働き掛けが求められる。

### 4 方法

#### （1）グループワークで行う目的

グループワークでは、他者の視点や感情を共有する機会が多く、受講者は他者の経験を学び、他者との相互作用を通じて自分の行動を振り返ることができる（Yalom, I. D., 2005）ため、グループワークは特に対人関係スキルや共感能力の向上において効果的である。フィードバックの提供と受容グループ内での他者からのフィードバックを受けることは、自己改善の強力なツールであり、特に自己認識が低い場合、他者からの建設的な意見が行動変容を促進する役割を果たすことに加え、自身が他者へフィードバックを提供することは自己内省を深める。

また、刑事施設内の生活は孤立感を伴うことが多いが、グループ（集団）の一員という意識が芽生えること、集団の一員としてサポートを受けながら取り組むことは、出所後の社会生活における心理的な安心感や、その回復への動機付けを高めていくこともある。

以上のことから、自学自習方式の課題を解消しつつ、受講者の個々の特性に応じた効果的かつ柔軟な処遇を行う方法として、SUP を活用したグループワークを実施することとした。

## (2) 指導の概要

受講者は、①暴力団構成員(元構成員を含む。)を含む累犯であり、②受刑者用一般リスクアセスメントツールの再犯リスクレベルが「高い」以上であり、かつ③特別改善指導「薬物依存離脱指導」の対象者でなく、医療上等の配慮を要さない者から選定した。グループはおおむね6名程度の受講者と2名程度の指導者で編成し、1回100分、全17回のグループワークをおおむね6か月程度の期間に実施することとした。

## 5 結果

### (1) 受講者の感想

「グループで話し合う大切さがよい。色々と意見を出し合っただけで、自分のマイナスなところがよく分かってきた。」「プログラムを受講したことで、先に少しでも望みを持てる生き方をしてみようと思えている。」「ありのままの自分で、社会復帰に向けて更生していきたいと思っている。」「目標に向かって一歩一歩進めていこうと計画を立てることは、ささやかでも明るい未来への第一歩にもなる。」「刑務所への出入と縁を切ろうという決心ができた。」等の感想(一部抜粋)が1グループ目の受講者から寄せられ、受講者がグループワークを通しての「対話」に意味を見出していること、再犯しないことを前提とした生活、社会復帰に向けた向社会的な目標を持ち、そのための取組に動機付けを持っていることがうかがえた。

### (2) 受講者の変化

本試みの効果を検証するため、受講の始期と終了後に心理技官による個別面接を実施した。同所見において、再犯しない「新しい生き方」への期待と高揚感、新しい価値観を取り入れたが故のストレス状態、再犯防止策の具体化、被害者へのしよく罪意識の芽生え、客観的視点の強化とそれに伴う不安・自己嫌悪、健全なコミュニティーを頼ることへの動機付け、自分の強みへの気づき、衝動性の低下といった変化が指摘された。

## 6 考察

### (1) 指導者が大切にしたこと

本試みを進める上で、①受講者ひとりひとりの見立てと、指導を通じての確認、②指導者間の見立てや介入計画の共有と指導終了後の振り返り、③グループにおける指導の見通し(スケジュール)の共有、④グループのことはグループで決めるプロセス及び⑤教材に示された「答え」を教示するのではなく、受講者本人の気づきを促す関わり、を指導者は大切にされた。

これは、指導者のこれまでの勤務経験から、受刑者には自分自身を丁寧に扱っているとは言い難い者も

多く、被害者を含む他者を丁寧に扱う(共感する)には、まず自分自身を丁寧に扱えるようになる必要がある、そのために他者に「丁寧に扱われている」と感じる体験をしてもらうためであったが、特に④は受講者にとって新鮮であり、施設側の決定に一方的に従わされるのではなく、自分たちで決めるというプロセスが動機付けの向上へつながる様子が見られた。

### (2) 今後の課題と展望

今後、同指導を発展・展開させていく上では、まず対象者の選定とマンパワーの確保が課題である。従前の運用では、指導者1名が60分のオリエンテーションを実施するほかは、受講者の自学自習に任せていたところ、本試みでは指導者2名による100分間のグループワークを全17回実施しており、かかるコストは大きく増加した。そのため、持続可能な受講対象者の範囲設定と指導に係るマンパワーの確保が必要となる。

また、本来SUPは受刑の早い時期に実施することを想定した教材であるが、受講者は拘禁刑の導入に向けた前橋刑務所の諸取組の試行対象者でもあったため、既に収容されている受刑者から選定した。そのため、指導に当たっては、指導者が指導内容を工夫して(ある意味で手厚く)実施した事情があるところ、本試みの実践を積み重ねつつ、受刑の早い時期に実施するための指導内容の検討と見直しも必要であろう。

最後に、受講終了者に対するフォローアップ体制の構築も課題である。心理技官による個別面接結果で述べたように、プログラム効果が得られたが故の葛藤が受講終了者に見られたことに加え、SUPは各種改善指導の受講に当たっての素地形成等を目的とするため、それ単体で完結するつくりとなっていない。受講終了者の葛藤の解決を助け、高めた動機付けを維持しつつ、次へつなげられるフォローアップ体制の構築は必須といえる。

### 【文献】

- 鈴木理恵, 2018, 「一般改善指導(行動適正化指導)用教材「スタートアップ・プログラム」の効果検証とその運用について」『刑政』129-11: 44-53
- 出原進一, 2020, 「大阪刑務所における一般改善指導(行動適正化指導)「スタートアップ・プログラム」の効率的な運用について」『刑政』131-6: 96-102
- Yalom, I. D., 2005 「The Theory and Practice of Group Psychotherapy」
- 中島学, 2023, 「矯正施設における「対話モデル」の導入とその課題」『矯正講座』43: 21-37
- 鴨下守孝ほか編, 2019, 『新訂 矯正用語事典』東京法令出版
- 法務省, 2022, 「矯正処遇の在り方に関する検討会」([https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05\\_00143.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00143.html), Last accessed 15 Oct 2024)

1 目的

(1)背景と目的 犯罪をなした人の更生保護や社会復帰支援が成り立つ基盤は、かれらと状況に対する認識である。かれらの社会復帰支援への社会的関心が高まったり専門職の支援が進んだりすると、逆に、「犯罪被害者の支援や被害自体への弁償がより重要」等といった対抗的言説によって肯定的な認識は弱まる。近年進んだ司法と福祉の連携から社会福祉による社会復帰支援が進んだが、加害行為（またはそのおそれ）をなしたこと・影響を受けていること等は、福祉的支援が進んでも、当事者や状況への認識が肯定的でなければ地域社会が犯罪をなした者を包摂する社会環境となり得ない。本報告では、かれらへの支援は行政や地域社会・親族・本人の誰がおこなうべきと考えるという帰責先が対象者の印象でどう変わるかを分析し、社会環境への認識を検討する。

(2)本研究における課題と仮説 犯罪をなした者の社会復帰の前提に、当事者の状況に対する帰責がどう認識されるかがある。従来の犯罪者処遇から考えると、本人、ついで家族・親族へ求める度合いが強ければ更生保護を支持すると考えられ、行政や地域社会へ求める度合いが強ければ社会内処遇を肯定的に捉えていると考えられる。当事者の印象の変化は福祉的支援を要する状況の影響がある場合、後者の傾向があると仮定する。

2 方法

本研究では先行研究を参考に、直接・間接的な触法行為および社会的援護を要する事例に対するRFSE（無作為化要因配置実験）を通した印象の把握を試みた。調査では、まず過去の公表事例等から触法行為を含む社会的援護の必要な状態にある5ケースの架空の事例を作成した。調査は事例を読んでもらい、「事例当事者の状況を改善するために以下の三者にどの程度責任があると考えるか」との問いを設け、個人、本人の家族や親族、行政や地域社会にそれぞれどの程度の責任があるか7件法で回答を得て、この結果を統計的に処理し、検討することとした。調査計画は報告者の所属先の研究倫理審査を受け、承認を受けた。

調査対象は、当初一般市民を含む無作為抽出した対象を計画したが予定通り実施できず、大学生・福祉職対象で実施した結果を用いた。趣旨説明ののち同意を得て実施した。学生の所属内訳は法学部・心理学部・社会学部、福祉職は相談職・児童や高齢・

障害分野の直接ケア職員である。

調査で用いた事例は、高齢者・母子・若年者・障害者などで、触法行為（又はそのおそれ）をなした状況と福祉的支援を要する状況を設定した（表1）。

表1 事例の概要

事例	概要	触法行為	福祉的支援
1 Aさん (男性, 70歳)	無年金, 非正規雇用, 離別した娘は奨学金返済しながら生活	万引き	経済的困窮
2 Bさん (女性, 45歳)	夫が刑務所に服役, 子と生活, 非正規で生計を賄う	(夫)	ひとり親世帯
3 Cさん (男性, 25歳)	学生時代に刑事処分, 大学は退学し家族と交流やめた(家族は事件の影響を受けた)	薬物事件で処分	社会的孤立
4 Dさん (女性, 45歳)	認知症になった母の介護で離職, 介護サービス利用せず。	(虐待通報を受けた)	介護
5 Eさん (男性, 50歳)	刑事処分をきっかけに障害認定, 処分後就職したが解雇され外出しなくなる。親は本人の障害を受け入れず。	性犯罪で処分	ひきこもり, 知的障害

3 結果

(1)回答者属性 回答計268のうち、回収した調査票のうち、回答漏れのあった2件は除外した。学生は203名・福祉職は65名、平均年齢は学生20.7歳・福祉職40.9歳、全体の平均は30.8歳だった。なお回答件数が少なかったため統計検定はおこなわなかった。また、本来回答の制度を低めるため「4どちらでもない」を含む回答を除外すべきだが、回答結果が極端に減るため今回は暫定的な結果となった。

(2)結果概要 事例のうち、帰責の割合が三者とも同じ程度であったのはケース2・5で、「本人」「行政・地域社会」の割合が高かったのはケース1・4、「本人」と回答した割合が他より高かったのはケース3であった（表2）。

表2 結果の概要

ケース	対象者	行政・地域	本人	親族
ケース1	福祉職	5.16	5	3.04
	学生	5.37	4.56	3.29
	全体	5.265	4.78	3.165
ケース2	福祉職	4.2	4.94	3.57
	学生	4.21	4.33	4.31
	全体	4.205	4.635	3.94
ケース3	福祉職	6.29	4.65	3.38
	学生	6.18	3.84	2.89
	全体	6.235	4.245	3.135
ケース4	福祉職	4.84	5.57	3.74
	学生	3.98	5.25	4.81
	全体	4.41	5.41	4.275
ケース5	Eさん	行政・地域	Eさん親族	

福祉職	5.22	5.38	5.42
学生	5.32	4.63	4.55
全体	5.27	5.005	4.985

学生と福祉職の結果を比較すると、ケース1・3は差がなかったが、ケース2は福祉職が学生より帰責を求める割合が低い結果となった。ケース4は、学生が「行政・地域社会」に対する帰責が高かったのに対し、福祉職ではその差が小さく、「親族」への帰責を期待する割合が低かった。ケース5は両者の傾向は変わらなかったが、福祉職の方が全体に帰責を期待する割合が高かった。

なお男女別での差は大きくなかった(下図)。また福祉職の経験年数による違いとしては、経験年数が長いほど、いずれの事例でも帰責を期待する割合が大きくなる傾向があった。



#### 4 考察

(1) 全体の傾向 結果から福祉職と学生の比較で「福祉的支援を要する」と認識された事例は罪をなしたことや触法行為(またはそのおそれ)のあるエピソードよりも地域社会・行政に帰責を求める回答割合が高かった。また学生よりも福祉職の方が、どの事例でも「行政・地域社会」に対する帰責を求める割合が強かった。以上から、触法行為に関する状況が含まれていても福祉的支援を要すると認識されることが推測された。

事例のうち福祉職・学生で差のなかったケース3は「本人」へ帰責を期待する割合が高かった。これは、対象者の年齢が若いこと・薬物事件による刑事処分を受けたこと・親族へも影響を与えたこと等が推測された。重回帰分析及び主成分分析を踏まえた検討を行うべきと考えられる。

(2) 「福祉的支援を要する状況」への認識 どの事例にも福祉的支援を要するべき状況をネストしたが、このうちケース2・5のように母子・障害に対する認識への反応が他に比べて高かった。これらより低くはないものの高齢・家族介護に対する認識も福祉的支援を要する状況として認識される傾向があると示唆された。

#### (2) 結論と今後の課題

本研究で考察対象にした調査では、回収件数が少なかったため統計分析が実施できなかった。上述した「福祉的支援を要する状況」を含めて他の要因を含めさらに細かな因子の影響と相関関係があるかは、改めて調査を実施した結果によらねばならない。また、比較可能な回答者を設定したが、本来は福祉的な知識や関心などが偏らないよう、一般市民を含む調査とすべきであった。回答者の偏りを補正しなければならない。したがって、結果を一般化することは難しく、再試が必要である。ただし試行結果として検討材料を提起する意義はあると考える。

(3) 今後の課題 罪をなした人の更生と社会復帰が直面する課題として、受け皿という表現が用いられる。近年さまざまな分野の研究や実践では居場所に関する議論がなされるが、家・家族や所属先だけでなく個別的である。その受け皿は何か、社会復帰やその支援が成り立つ前提には包摂的な地域社会かどうか、これまで個別の処遇方法や政策制度への関心に比べて関心は高くなかった。だが更生保護や福祉的支援を含む社会内処遇が成立するためには、少なくとも犯罪をなした人とその状況に対する「受け入れる側」の認識及び影響は重要であろう。

とくに社会復帰支援において進んだ「司法と福祉の連携」は、実質的には従来の刑事政策に福祉的支援が追加された状況で、対象者への認識変容が「福祉的支援を要する状況」によって変わるのかという本研究の仮説は十分確認できたとはいえない。この点からも、本格的な統計分析可能な再試による検証が不可欠である。

また、社会復帰支援の実践的な方法以上に、社会環境への検討が実務上も学術研究上も不可欠であることを再認識する。これを伴わなければ、たとえば地域生活定着支援センターの事業や保護司制度の検討なども現実的とは言い難く、

最後に、本研究の調査の回答に協力頂いた学生・福祉職ならびに実施協力団体へ謝意を表したい。

#### 文献

- 塚原康博(1990) 社会福祉支出決定メカニズムの計量分析, 季刊社会保障研究 Vol. 26 No. 2, 138-144.
- 田中祐児(2023) 貧困者の子供の有無が貧困の帰責に与える影響, 社会学評論 74-3, 502-518.

## 1 問題の所在

犯罪からの離脱に関する研究（離脱研究）がこれまで明らかにしてきたところによれば、犯罪からの離脱は、結婚や就職などのターニング・ポイントを契機とする社会関係資本の獲得という客観的な変化と、アイデンティティの再構築や周囲（環境）に対する意味づけの変化という主観的な変化の循環的なプロセスとして説明されてきた。そして、そのようなプロセスにおいては、人間関係の広がりという要素が重要であることが示唆されている。また、罪を犯した女性を対象にした研究結果が蓄積されるにつれて、女性の離脱プロセスには、男性とは異なる特徴の存在が明らかになってきており、離脱プロセスにおいて、ジェンダーが一定の役割を果たしていることも示唆されている。

他方、このような従来の理解に対しては、専らヘテロ/シス的な価値観に基づいた議論であり、LGBTQ+に特有の経験が離脱プロセスに与える影響については、明らかになっていないことが多いという問題提起がなされており、近年、その研究結果が蓄積されつつある（Morgan 2023 など）。LGBTQ+が辿るライフコースには、一般的なライフコースとは異なる特徴がみられることはよく知られていることも踏まえると、犯罪からの離脱についてより正確な理解を得るためにも、離脱プロセスにおいてLGBTQ+に特有の経験あるいは SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）が果たす役割について検討する必要性は大きい。このことは、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が2023年に成立したわが国にとっても、重要な検討課題であるといえる。

そこで本研究では、すでに罪を犯したLGBTQ+を対象とした離脱研究の研究結果が蓄積している英米の先行研究の整理と分析を行い、SOGIの観点から、離脱プロセスの多様性と複雑性について考察を加えたいうえで、その政策的示唆について検討を行った。

## 2 犯罪の背景

まず、離脱プロセスを理解する前提として、罪を犯したLGBTQ+にどのような特徴があり、犯罪の背景要因としてどのようなものが考えられるのかを整理した。ここでは、LGBTQ+に関する調査が（比較的）積極的に行われている米国を検討対象としている。

全米的なLGBTQ+受刑者調査としてよく知られているのは、刑事司法に関与したLGBTQ+などを支援する組織であるBlack & Pinkが2014年秋に実施した

調査である。調査報告書によれば、LGBTQ+である解答者うち、90%が高校卒業かGEDを取得しているものの、それらを刑務所の外で卒業・取得した者は21%に過ぎなかった、収容前にホームレスだった者が13%だった、収容前に無職だった者が36%で、そのうち性風俗産業に従事したことがある者が39%、薬物の売買に関与したことがある者が55%であったなど、刑務所収容以前に、教育、住居、仕事へのアクセスが十分に確保できていなかった者が（相対的に）多いことが指摘されている（Lydon et al. 2015）。また、オハイオ州の施設に収容されている非行少年の自己申告調査を実施した研究では、LGBTQ+の女子は被虐待経験を有する割合と自傷行為に走る割合が高いことが明らかにされている（Belknap et al. 2012）。

このような状況に陥りやすい理由のひとつとして、LGBTQ+に対する差別の存在がある。すなわち、SOGIを理由として学校、家庭、職場から「排除」されることで教育、住居、仕事へのアクセスが阻害されやすいということである。また、SOGIに対する無理解により、警察や被害者支援団体において、LGBTQ+に対する保護と支援を十分に提供できていない可能性も指摘できる。これらの経験が犯罪行動に結びつくまでの経路は様々であると考えられるものの、地域生活における様々な局面で「排除」されることにより、LGBTQ+が「生きるための犯罪」（survival crime）に駆り立てられている側面があることが指摘されている（Buist and Lenning 2023）。それほど切迫した状況ではないが、たとえば、LGBTQの少年へのインタビュー調査では、学校においてSOGIを理由とするいじめの被害にあっている少年が、そのいじめへの対抗手段として暴力行為を用いると、それが「問題行動」とされて学校から「排除」され、時には、対抗手段に出たLGBTQの少年が少年司法システムで処理される場合があることが明らかにされている（Snapp et al. 2014）。

このように、SOGIに対する差別や無理解が、LGBTQ+の社会生活に困難を生じさせ、犯罪行動を誘発している側面があるということは、LGBTQ+の離脱プロセスを理解するうえでも重要である。

## 3 カミングアウトと離脱プロセス

罪を犯したLGBTQ+に関する調査のうち、ここでは、LGBTQ+に特有の経験であるカミングアウト（自身のSOGIを周囲に打ち明けること）が離脱プロセスに与える影響について検討している研究（Morgan 2023）を主な検討対象とする。SOGIのカミングアウトは、

基本的にヘテロかつシスの男女が直面することは稀な経験であり、それゆえ、従来の離脱研究でもほとんど注目されてこなかった。カミングアウトの経験に着目することで、離脱研究に新たな視点を加えることが期待できる。

刑務所収容歴のある LGBTQ+25 人に対するインタビュー調査から、Morgan は、LGBTQ+の離脱プロセスについて、以下の3点を指摘している(Morgan 2023)。

まず重要なのは、LGBTQ+本人が、自身の SOGI に対してネガティブなイメージを有しているか、ポジティブなイメージを有しているかということである。後者の場合は、カミングアウトにより、SOGI に対するポジティブなイメージが自身のアイデンティティとして受容されることにつながり、離脱のプロセスを促進する。対して、前者の場合は、カミングアウトをすることなく自身のアイデンティティを抑圧するか、カミングアウトをしたとしても、SOGI に対するネガティブなイメージが自身のアイデンティティとして受容されてしまい、いずれの場合も、薬物使用などの犯罪行動が開始あるいは持続されるとされる(Morgan 2023: 45-64)。従来の離脱研究で示される理解に即していえば、自身の SOGI に対してポジティブなイメージを内面化することも主観的な変化に含まれることが示唆されているといえる。

次に、カミングアウトに対して家族が拒絶の態度を示すか、受容の態度を示すかが重要である。前者の場合、LGBTQ+は、家から追い出されるなど、家族からの支援を受けことができなくなることで住居の確保などの面で困難に直面することがあり、このことが犯罪行動の開始あるいは持続に影響を与える。反対に、後者の場合は、LGBTQ+が収容されているときには面会のために刑務所を訪れてくれるなど、家族からの支援を受けることができるようになることとされる(Morgan 2023: 87-104)。カミングアウトは、家族を中心とする社会関係資本の在り方に影響を与えるという点で、離脱研究で指摘されるターニング・ポイントの一種であるといえる。もっとも、カミングアウトが離脱プロセスを促進するか否かは、SOGI に対して家族がどのようなイメージを持っているかという点にも左右されることが示唆される。

最後に、LGBTQ+の離脱プロセスでは、血縁関係や法的関係があるわけではないが、相互に支え合う互助的な関係である「選び取った家族」(chosen family)の存在も重要である。ギャングのように、犯罪行動の開始あるいは持続に寄与してしまうこともあるが(Panfil 2020)、基本的に、「選び取った家族」は、将来の目標、社会的な活動への参加の意欲と機会、帰属意識などを提供することで、罪を犯した LGBTQ+の離脱を促進するものとされる(Morgan 2023: 129-148)。Morgan によれば、「選び取った家

族」を形づくる際は、世代的要素とインターセクショナルな要素が重要になるとされており、従来の離脱研究から示唆されていた人間関係の広がりも、世代や交差するアイデンティティなどに注目することで、より深く理解できる可能性がある。

#### 4 政策的示唆

以上の整理からは、以下の3つの政策的示唆を指摘できる。

まず、LGBTQ+本人にとっても、自身の SOGI に対するポジティブなイメージの内面化が円滑な離脱プロセスの実現に資するのであれば、社会復帰支援という文脈においても、SOGI に対する差別の解消は重要な課題であるといえる。刑事/少年司法においても、ヘテロ/シス的な価値観に基づく差別や無理解が LGBTQ+のアイデンティティを抑圧していないか、検証する必要がある。

次に、家庭不和、いじめ、虐待などに対応する場合には、それらの背景に SOGI に対する差別や無理解が隠れている可能性があることを踏まえた対応が必要になる。わが国では、地域援助業務として、保護者への相談対応や教育機関への助言や研修などを行っている少年鑑別所が、SOGI に関する専門性を有することで、迅速な対応が可能になる場合もあると考えられる。

最後に、罪を犯した LGBTQ+であっても、「選び取った家族」の形成が困難にならないように、LGBTQ+の当事者グループや支援団体が全国各地で活動するための資金援助を行いつつ、施設収容中の LGBTQ+でもそれらのグループに容易につながるような仕組みを整えることが必要であろう。

#### 文献

- Buist, C.L., and Lenning, E., 2023, *Queer Criminology*, 2nd ed., Abington: Routledge.
- Lydon, J., et al., 2015, *Coming Out of Concrete Closets: A Report on Black & Pink's LGBTQ Prisoner Survey*, Black & Pink.
- Morgan, S., 2023, *Queering Life-Course Criminology: Examining Queer Turning Points Among Formerly Incarcerated LGBTQ+ Adults*, A Dissertation at Arizona State University.
- Panfil, V.R., 2020, "I was a Homo Thug, now I'm just Homo": Gay Gang Members' Desistance and Persistence," *Criminology*, (58): 255-279.
- Snapp, S.D. et al., 2014, "Messy, Butch, and Queer: LGBTQ Youth and the School-to-Prison Pipeline," *Journal of Adolescent Research*, DOI:10.1177/0743558414557625.

# 発達障害傾向の性犯罪既遂者における前頭葉機能と子どもへの性的認知との関連

○山脇 望美 (人間環境大学, 性障害専門医療センターSOMEC)  
福井 裕輝 (性障害専門医療センターSOMEC)  
玉村 あき子 (性障害専門医療センターSOMEC)  
堀切 大器 (性障害専門医療センターSOMEC)

## 1 目的

令和 5 年の犯罪白書 (法務省法務総合研究所, 2023) によると, 強制性交等の検挙件数は, 2017 年から増加傾向にあり, 2023 年は 1401 件と前年よりも増加していた。また, 強制わいせつの検挙件数も増加しており, 4062 件であった。男女共同参画白書 (2024) によると, 2023 年の児童買春事犯の検挙件数は 577 件, 児童ポルノ事犯の検挙件数は 2,789 件であり, いずれも前年の件数に比べると減少している。子どもへの性犯罪は減少しているとはいえ, 性犯罪は「魂の殺人」とも呼ばれる被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪であり, 性犯罪を引き起こす原因の追求は急務といえる。

生物社会犯罪学では, 脳の構造的な異常, 特に前頭葉の異常が脳の機能障害に関係し, 犯罪行為に結びつくと主張する。例えば, Raine (1993) は, 暴力犯罪が前頭葉の機能障害に関連する可能性を言及している。前頭葉は, 脳の実行性認知機能 (executive cognitive functions) に関係しており, 計画, 抑制, 経験から学習する能力に関与している (Walsh & Ellis, 2003)。この前頭葉機能は, 通常ならば感情が動かされるような刺激対象に対して関心が低下するアパシーや身体や感情のコントロールが難しくなる脱抑制, 自分自身で物事の優先順位がつけられなくなり, 適切な判断ができなくなる遂行機能障害といった 3 つの特徴から質問紙により測定することができる (吉住他, 2007)。

従来, 前頭葉の機能不全が多動障害を引き起こすと示されている (Mattes, 1980)。実際に, 注意欠如・多動症 (ADHD) と診断された子どもを対象としたいくつもの研究から前頭葉機能障害仮説 (frontal lobe dysfunction hypothesis) は支持されており (Chelune et al., 1986; Gorenstein et al., 1989; Boucugnani et al., 1989; Grodzinsky et al., 1992; Shue et al., 1992), ADHD と診断された子どもたちの前頭葉機能に障害があることを示している (近藤, 1996)。以上の知見を踏まえると, ADHD は, 暴力や犯罪などの反社会的行動の基底要因の一つとして位置づけられているが (増井他, 2010), この特徴は, 前頭葉機能障害仮説が影響しているのかもしれない。また, 自閉スペクトラム症 (ASD) や ASD に併存する

精神疾患などが, 犯罪のリスク要因であるとの知見もあり (桑原他, 2018), DSM-5 (APA, 2013) では, ASD に併存する障害の一つとして ADHD を挙げている。そのため, ASD における犯罪行為も ADHD の前頭葉機能障害仮説が影響しているのかもしれない。

しかし, 性犯罪においては, ASD が関連要因という指摘もある。例えば, ASD の診断を受けた人々は, 性的関心をいだきやすく (Hellemans, et al., 2007), ASD の特徴が, 逸脱した性行為を遂行すると示されている (Mogavero, 2016)。また, 20 名の ASD の診断を受けた参加者のうち 2 名は, 思春期前の子どもに関心を持ち, そのうちの 1 名はすでに子どもと接触し, 小児性愛の診断により調査時には治療が開始されていたこともわかっている (Hellemans, et al., 2010)。では, ASD の診断を受けた人々の性犯罪も ADHD の前頭葉機能障害仮説により引き起こされているのだろうか。性犯罪の発生には性的認知の歪みが影響しているため (田口他, 2010), もしかすると, 前頭葉機能障害仮説が性的認知の歪みに影響し, 結果として性犯罪を引き起こしているのかもしれない。

以上から, 本研究では, 発達障害傾向の特徴を有する性犯罪既遂者の前頭葉機能障害が性的認知の歪みである一般女性への性的認知や子どもへの性的認知と関連するのかを検討し, 性犯罪に至る可能性について考察する。

## 2 方法

調査は, 性障害専門医療センターSOMEC に受診した参加者から収集されたデータの二次データ分析を行なった。男性 275 名 (平均年齢 35.49±11.06) を対象とした。

調査材料として, ASD 傾向を ASD 特性評価尺度 (西藤, 2020), ADHD 傾向を成人期の ADHD の自己記入式症状チェックリスト尺度 (WHO, 2011), 前頭葉機能を前頭葉機能に関する行動評価尺度 (吉住他, 2007), 一般女性への性的認知を女性における一般的な性的認知の歪み尺度 (勝田, 2016), 子どもへの性的認知を子どもにおける一般的な性的認知の歪み尺度 (勝田, 2016) により測定した。

## 3 結果

最初に, 参加者を ADHD 傾向と ASD 傾向, ASD 傾向, ADHD 傾向, 傾向なしの 4 群に群分けした。その結果,

ADHD傾向とASD傾向は50名(平均年齢34.38±10.34歳),ASD傾向は121名(平均年齢36.01±10.46歳),ADHD傾向は15名(平均年齢30.67±8.80歳),傾向なしは89名(平均年齢36.22±12.43歳)となった。

まず,ADHD傾向とASD傾向群を対象に前頭葉機能のアパシー,脱抑制,遂行機能障害を説明変数,一般女性への性的認知を目的変数として重回帰分析を行った。その結果,脱抑制が矮小化を有意に予測した( $R^2 = .28; b = 1.97, SE = 0.66, \beta = .50, t(49) = 3.01, p = .004$ )。被害者への非難( $R^2 = .13, p = .095$ )と責任の回避( $R^2 = .11, p = .136$ )に有意な効果は得られなかった。次に,前頭葉機能のアパシー,脱抑制,遂行機能障害を説明変数,子どもへの性的認知を目的変数として重回帰分析を行った。その結果,遂行機能障害が加害責任の矮小化を有意に予測した( $R^2 = .28; b = 1.20, SE = 0.57, \beta = .38, t(49) = 2.13, p = .04$ )。加害行為の合理化と被害の矮小化に有意な効果は得られなかった。

次に,ASD傾向群を対象に前頭葉機能のアパシー,脱抑制,遂行機能障害を説明変数,一般女性への性的認知を目的変数として重回帰分析を行った。その結果,脱抑制が被害者への非難を有意に予測した( $R^2 = .10; b = 1.11, SE = 0.41, \beta = .30, t(120) = 2.70, p = .008$ )。また,脱抑制が矮小化も有意に予測した( $R^2 = .09; b = 1.27, SE = 0.44, \beta = .32, t(120) = 2.92, p = .004$ )。さらに,脱抑制が責任の回避( $R^2 = .09; b = 0.80, SE = 0.32, \beta = .28, t(120) = 2.48, p = .015$ )も有意に予測した。次に,前頭葉機能のアパシー,脱抑制,遂行機能障害を説明変数,子どもへの性的認知を目的変数として重回帰分析を行った。その結果,加害行為の合理化と加害責任の矮小化,被害の矮小化に有意な効果は得られなかった。

さらに,ADHD傾向群を対象に前頭葉機能のアパシー,脱抑制,遂行機能障害を説明変数,一般女性への性的認知を目的変数として重回帰分析を行った。その結果,被害者への非難と矮小化,責任の回避に有意な効果は得られなかった。次に,前頭葉機能のアパシー,脱抑制,遂行機能障害を説明変数,子どもへの性的認知を目的変数として重回帰分析を行った。その結果,加害行為の合理化と加害責任の矮小化,被害の矮小化に有意な効果は得られなかった。

加えて,傾向なし群を対象に前頭葉機能のアパシー,脱抑制,遂行機能障害を説明変数,一般女性への性的認知を目的変数として重回帰分析を行った。その結果,アパシーが矮小化を有意に予測した( $R^2 = .14; b = 0.78, SE = 0.36, \beta = .26, t(88) = 2.18, p = .032$ )。また,アパシーが責任の回避も有意に予測した( $R^2 = .09; b = 0.49, SE = 0.23, \beta = .26, t(88) = 2.15, p = .035$ )。被害者への非難に有意な効果は得られなかった。次に,前頭葉機能のアパシー,脱

抑制,遂行機能障害を説明変数,子どもへの性的認知を目的変数として重回帰分析を行った。その結果,アパシーが加害責任の矮小化を有意に予測した( $R^2 = .10; b = 0.71, SE = 0.26, \beta = .33, t(88) = 2.71, p = .008$ )。また,アパシーが被害の矮小化を有意に予測した( $R^2 = .12; b = 0.54, SE = 0.20, \beta = .32, t(88) = 2.70, p = .008$ )。加害行為の合理化に有意な効果は得られなかった。

#### 4 考察

本研究の結果から,ADHD傾向とASD傾向の性犯罪既遂者は,身体や感情のコントロールが困難な結果,抑制できなかった自分の加害行為の責任を矮小化することにより女性に対する性犯罪を正当化する態度を示すと考えられる。また,適切な判断ができないために起きた加害行為の責任を軽視することにより,子どもに対する犯罪行為を正当化する態度を形成すると考えられる。

また,ASD傾向の性犯罪既遂者は,感情のコントロールができなくなり性犯罪に至った結果,性犯罪の行為の責任を被害者の女性の言動に帰属し,加害行為の責任を矮小化することにより,性犯罪を正当化すると考えられる。さらに,被害者の女性の言動を否定的に解釈し,被害者が本音とは異なる言動をしていると主張することにより,性犯罪行為の責任を免れようとすると考えられる。

さらに,発達障害の特徴のない性犯罪既遂者は,被害者に対して無頓着である結果,性犯罪の行為の責任を被害者の女性の言動に帰属し,加害行為の責任を矮小化することにより,性犯罪を正当化するといえる。また,被害者の言動を否定的に解釈し,被害者が本音とは異なる言動をしていると主張することにより,性犯罪行為の責任を免れようとすると考えられる。さらに,被害者に対して無頓着である結果,加害行為の責任を軽視することにより,子どもへの性犯罪を正当化し,また,被害を過度に軽視することで性犯罪を正当化すると考えられる。

以上から,前頭葉の一部の機能障害が性的認知の歪みに影響し,性犯罪を引き起こす可能性が高いと考えられるが,ADHD傾向の性犯罪既遂者の性的認知の歪みに前頭葉機能仮説の影響はほとんどないため,この傾向は,ASD傾向やADHD傾向の特徴に関係なく,性犯罪既遂者全体の特徴といえる。

#### 文献

Walsh, A., & Ellis, L. 2003, Biosocial criminology: challenging environmentalism' s. New York: Nova Science Publishers supremacy.

.....

本研究は,「未来を強くする子育てプロジェクト・シミセイ女性研究者奨励賞(2023)」の助成を受けた。

# 自転車盗の被害リスク分析 —環境犯罪学の見地から—

○大沼 貴志 (科学警察研究所)  
島田 貴仁 (科学警察研究所)  
齊藤 知範 (科学警察研究所)

## 1 背景と目的

これまで、都市構造などの環境要因と犯罪発生の関連が示される中で、周辺施設や環境から自転車盗の発生を予測した先行研究が存在する。橋本 (2023) らは、岡山県において 250m メッシュを分析単位にして、無料市営駐輪場の収容台数や駅の乗降客数、商業地域面積が自転車盗の発生密度に影響することを示した。杉浦 (2022) らは、東京 23 区の町丁目単位の分析により、放置自転車が多い地域など、管理が不十分であることが想定される地域で発生しやすいことを示した。一方で、自転車盗は当然、自転車が停められる場所でしか起こりえないことから、被害が特定の場所に集中する傾向にある。そこで、本研究では、首都圏の 1 県において発生場所の約 1/3 を占める駐輪場に着眼し、地域や都市構造単位よりも詳細なスケールとして、駐輪場の構造や設備等が被害発生に与える影響を明らかにすることを目的とした。

## 2 方法

本研究では、埼玉県内の鉄道駅周辺に所在し、各市町村が管理または運営を委託する公営駐輪場を分析対象とした。全 63 市町村への事前調査により判明した公営駐輪場を有する 50 の市町村に対して、表 2 に示す項目について電子メールによる調査を実施した。全市町村から合計 439 カ所の駐輪場について回答を得て、駐輪場の座標データ、最寄駅、最寄駅からの距離を加え、最寄駅から 600 メートル以内を駅周辺の駐輪場としたところ 417 カ所が該当した。これに、2018 年 1 月から 2024 年 6 月までに埼玉県内で認知された 62504 件の自転車盗データから、当該駐輪場で発生した被害を抽出し、駐輪場ごとの発生件数を集計した。なお、各駐輪場で収容台数に大きな差 (最小 9 台, 最大 5191 台) があるため、分析では ①平均発生件数 (各属性の駐輪場の発生件数の算術平均) ②収容 1000 台あたりの平均発生率 (①/収容台数\*1000), ③各属性の発生件数の各駐輪場 (収容 1000 台当たり) での算術平均の 3 種類の指標を用いた。

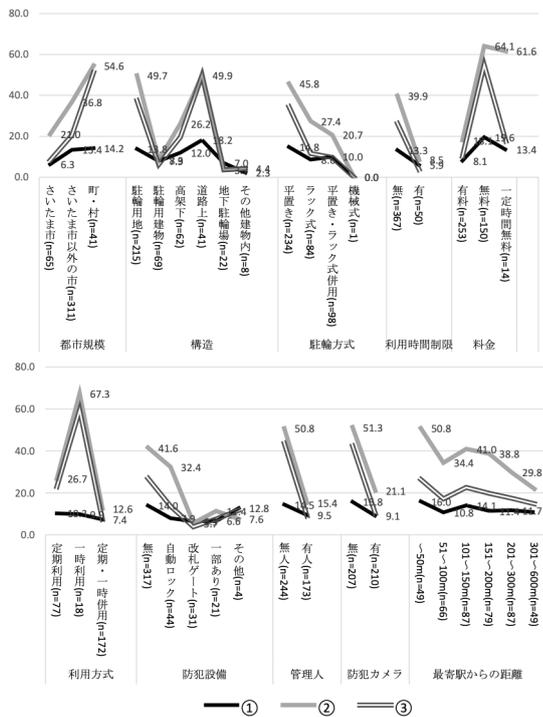
## 3 結果

417 カ所の公営駐輪場の過去 5 年半での被害は合計 5172 件 (平均 12.4 件 S.D.=16.3) であった。駐輪場の属性別の駐輪場数、収容台数、被害件数を表 1 に、算出された①~③の指標を図 1 にそれぞれ示す。②において平均発生率が最も高かったのは、一時利用 (1000 台あたり 67.3 件) であり、定期利用の 2.5 倍であった。次いで無料・一定時間無料が有料の 3.5 倍高かった。構造別では、駐輪用建物と地下駐輪場、その他建物内が低かった。駐輪方式別では平置きが高く、駐輪ラックを導入した駐輪場では低かった。また、防犯設備、防犯カメラ、管理人、利用時間制限はいずれも該当の駐輪場は、該当無の駐輪場に比べて平均発生率が低い傾向がみられた。最寄駅からの距離は、駅から離れるほど平均発生率が低くなる傾向があった。

表 1. 駐輪場の属性と被害件数の調査結果

	駐輪場数				収容台数				被害件数				
	有料	無料	一定時間無料	合計	有料	無料	一定時間無料	合計	有料	無料	一定時間無料	合計	
都市規模	さいたま市	60	0	5	65	48617	0	1037	49654	340	0	71	411
	+ 上記市以外の市町村	188	114	9	311	150002	43958	9684	203644	1652	2408	117	4177
		5	36	0	41	1853	9542	0	11395	57	527	0	584
構造	駐輪用地	86	123	6	215	37761	40223	1114	79098	554	2342	73	2969
	駐輪用建物	65	2	2	69	82117	773	3541	86431	409	117	18	544
	高架下	42	20	0	62	26875	11057	0	37932	344	399	0	743
	道路上	35	4	2	41	13089	1438	411	14938	609	77	59	745
	地下駐輪場	20	0	2	22	37746	0	4255	42001	117	0	36	153
	その他建物内	5	1	2	8	2884	9	1400	4293	16	0	2	18
駐輪方式	平置き	102	132	0	234	53209	47074	0	100283	988	2478	0	3466
	ラック式	68	6	10	84	52328	2092	7468	61888	422	117	183	722
	併用	82	12	4	98	94067	4334	3253	101654	639	340	5	984
	機械式	1	0	0	1	868	0	0	868	0	0	0	0
利用形態	定期利用	77	0	0	77	34524	0	0	34524	790	0	0	790
	一時利用	11	0	7	18	1769	0	1227	2996	55	0	123	178
	定期・一時併用	165	0	7	172	164179	0	9494	173673	1204	0	65	1269
	その他	0	150	0	150	0	53500	0	53500	0	2935	0	2935
防犯設備	特になし	166	150	1	317	107983	53500	2702	164185	1459	2935	36	4430
	自動ロック	36	0	8	44	23979	0	1525	25504	217	0	132	349
	改札ゲート	28	0	3	31	47701	0	4641	52342	186	0	17	203
	一部あり	19	0	2	21	16458	0	1853	18311	136	0	3	139
	その他	4	0	0	4	4351	0	0	4351	51	0	0	51
利用時間	無	207	149	11	367	128029	53400	3225	184654	1825	2913	137	4875
制限	有	46	1	3	50	72443	100	7496	80039	224	22	51	297
管理人	無	102	135	7	244	36846	42587	1377	80810	930	2490	111	3531
	有	151	15	7	173	163626	10913	9344	183883	1119	445	77	1641
防犯カメラ	無	71	135	1	207	28553	47922	342	76817	760	2456	46	3262
	有	182	15	13	210	171919	5578	10379	187876	1289	479	142	1910
最寄り駅からの距離	~50m	24	25	0	49	21726	7868	0	29594	221	562	0	783
	51~100m	41	24	1	66	33704	4918	2702	41324	376	299	36	711
	101~150m	53	27	7	87	40021	8174	5860	54055	619	503	102	1224
	151~200m	49	25	5	79	33457	10464	1632	45553	336	525	42	903
	201~300m	57	29	1	87	45829	12099	527	58455	381	633	8	1022
	301~600m	29	20	0	49	25735	9977	0	35712	116	413	0	529
収容台数	0-100台	13	27	3	43	893	1567	217	2677	53	130	19	202
	101-500台	108	85	6	199	31097	22241	1431	54769	635	1504	110	2249
	501-900台	61	30	1	92	41726	19919	527	62172	689	1050	8	1747
	901-1300台	23	7	1	31	23892	7923	1050	32865	215	178	0	393
	1301-1700台	20	0	1	21	30399	0	1553	31952	192	0	0	192
	1701-2100台	9	1	0	10	16959	1850	0	18809	100	73	0	173
	2101-2500台	6	0	0	6	13271	0	0	13271	50	0	0	50
	2501-2900台	3	0	1	4	8026	0	2702	10728	17	0	36	53
	2901-3300台	6	0	1	7	18611	0	3241	21852	39	0	15	54
	3301-3900台	3	0	0	3	10407	0	0	10407	54	0	0	54
	5001台<	1	0	0	1	5191	0	0	5191	5	0	0	5
合計		253	150	14	417	200472	53500	10721	264693	2049	2935	188	5172

†: 重回帰分析のベースライン



①平均発生件数(各属性における各駐輪場の発生件数の算術平均)  
 ②収容1000台あたりの平均発生件数(①/収容台数\*1000)  
 ③各水準の発生件数の各駐輪場(収容1000台あたり)での算術平均  
 図1. 駐輪場の属性別被害発生状況

表2に各駐輪場の構造や設備等の22項目を説明変数、②収容1000台あたりの被害件数を従属変数とした強制投入法による重回帰分析の結果を示す。VIFは全て4未満であり多重共線性に問題はなく、ダービー・ワトソン比は1.853であった。また、駐輪用建物や地下駐輪場の多くは有料駐輪場であり、自動ロックや改札ゲートが設置されているのも有料駐輪場のみであったことから、有料・一定時間無料駐輪場、無料駐輪場のみに層別した分析も併せて行った。

$\beta$ が正に最大となったのは無料(0.38)であり、負に最大となったのは最寄駅からの距離、駐輪用建物、地下駐輪場(-0.14)であり、有料駐輪場・一定時間無料駐輪場のみを対象とした分析でも、有意と示された項目は変わらなかった。無料の駐輪場のみを対象とした場合は、利用時間制限(0.20)が正、高架下(-0.19)が負となった。

#### 4 考察

重回帰分析の結果、駐輪用建物や地下駐輪場は平地や道路上の駐輪場よりも、また駅から離れた駐輪場は駅から近い駐輪場に比べて発生率が低いことが明らかになった。この結果は、被疑者が犯行を企図した際に目的物たる自転車をすぐ認識できる範囲にないことや、駐輪場の領域性(施設に侵入するという心理的ハードル)が、当該駐輪場の防御性を高めっていると解釈できる。

一方、属性別にみると、都市規模、自動ロックや改札ゲートのような防犯設備、駐輪ラックの有無による差異が観察されたが、重回帰分析ではこれらの

表2. 収容台数1000台あたりの被害発生率を従属変数とする重回帰分析結果

		総数				有料、一定時間無料				無料			
		B	S.E.	$\beta$	P	B	S.E.	$\beta$	P	B	S.E.	$\beta$	P
都市規模	さいたま市ダミー	-2.95	6.49	-0.02		0.34	3.89	0.01					
	町村ダミー	-7.38	7.63	-0.05		12.32	12.18	0.05		-3.66	12.48	-0.03	
距離	最寄駅からの距離	-0.06	0.02	-0.14	**	-0.04	0.02	-0.12	*	-0.08	0.04	-0.16	
	構造	駐輪用建物ダミー	-19.00	7.75	-0.14	*	-11.98	5.00	-0.17	*	17.23	47.77	0.03
	高架下ダミー	-10.74	6.72	-0.08		3.47	5.12	0.04		-33.34	15.90	-0.19	*
	道路上ダミー	15.59	7.94	0.09	*	24.76	5.19	0.27	***	-11.84	33.33	-0.03	
駐輪方式	地下駐輪場ダミー	-30.65	13.55	-0.14	*	-17.04	8.36	-0.15	*				
	その他建物内ダミー	-29.03	16.41	-0.08		-16.29	10.75	-0.08		-70.10	60.29	-0.09	
時間制限	ラック式ダミー	1.65	6.69	0.01		1.44	4.45	0.02		1.43	27.82	0.01	
	併用ダミー	10.56	7.06	0.09		3.54	4.97	0.05		26.44	21.98	0.12	
料金	機械式ダミー	-1.24	49.38	0.00		-1.07	29.43	0.00					
	利用時間制限ダミー	9.16	9.44	0.06		1.40	5.84	0.02		153.02	59.65	0.20	*
利用方式	無料	39.30	7.16	0.38	***								
	一定時間無料	33.43	13.37	0.12	*	33.03	8.00	0.24	***				
防犯設備	一時利用	32.80	14.65	0.14	*	31.25	8.78	0.25	***				
	定期・一時両方	1.89	8.10	0.02		1.04	5.02	0.02					
管理人	自動ロック	-9.58	10.56	-0.05		-0.30	6.52	0.00					
	改札ゲート	-13.42	9.72	-0.07		-10.76	5.97	-0.11					
防犯カメラ	一時利用のみあり	-14.30	9.78	-0.08		-10.33	6.01	-0.10					
	その他	-7.60	25.21	-0.02		-2.59	15.05	-0.01					
最寄駅からの距離	有人	-9.51	6.37	-0.10		-1.71	4.65	-0.03		-17.77	16.87	-0.09	
	防犯カメラ	0.36	6.01	0.00		-6.99	4.17	-0.10		21.46	16.98	0.11	
R2		0.31				0.42				0.14			
adjR2		0.27				0.37				0.07			
n		417				267				150			

ベースライン：表1+参照  
 \*\*\*, \*\*, \* は、それぞれ有意水準が0.1%, 1%, 5%で有意であることを示す

影響は消失した。自転車盗被疑者の犯行選択には、都市規模のようなマクロな環境要因、防犯設備や駐輪設備のようなミクロな環境要因よりは、鉄道駅から駐輪場の立地や構造といった中程度(メソ)の環境要因が影響することが示唆されるが、本研究は一時点の横断調査であるため、防犯設備の効果については実験的な手法による効果検証が求められる。

他の要因を統制しても、無料駐輪場は有料駐輪場に比べて発生率が有意に高かった。この結果は橋本ら(2023)と一致しているものの、両研究とも研究対象が公営駐輪場のみであることに起因する可能性がある。さいたま市内のような乗降客数の多い駅は公営駐輪場だけでは収容台数が足りず、民間の駐輪場が数多く立地するのに対し、乗降客数の少ない駅では、無料の公営駐輪場があれば競合する民間駐輪場が立地する余地が少ないため、無料駐輪場に被害が集中し、被害率を押し上げた可能性がある。加えて、本研究では、駐輪場別の被害リスクの算出に収容台数を用いたが、実際の駐輪台数(収容率)には、駐輪場の属性別に系統的な誤差が発生する可能性がある。このため、今後は、国勢調査の通勤・通学手段や、駅周辺の自転車利用者のどの程度を公営駐輪場が収容しているかの負担率を加味した分析により、精度の高い結果が得られると考えられる。

#### 文献

杉浦完征, 樋野公宏, 浅見泰司, 山田育穂, 2022, 「鉄道駅周辺における環境要因と自転車盗発生との関係」, 『日本建築学会計画系論文集』87(791), pp123-132, 日本建築学会  
 橋本成仁, 矢田篤史, 工藤弘誉, 海野遥香, 樋口輝久, 2023, 「自転車盗多発地区推定モデルの構築に関する研究」, 『交通工学論文集』9(4A), ppA\_18-A\_26, (一社)交通工学研究会

# 個人のライフスタイル要因や場所・状況要因が犯罪の反復被害に及ぼす影響

○齊藤 知範 (科学警察研究所)  
山根 由子 (科学警察研究所)  
大沼 貴志 (科学警察研究所)  
島田 貴仁 (科学警察研究所)

## 1 目的

齊藤・山根 (2018) は、18 歳から 32 歳までの若年者を対象とし、1 時点で調査した横断的データにもとづき、暴力的被害リスクについては飲酒後の屋外移動の頻度や夜間外出の種類数が関連していること、声かけやつきまとい等の前兆事案の被害リスクについては夜間外出の種類数、繁華街への外出頻度が関連することを明らかにしている。

一方、複数時点で調査した縦断的データにもとづき、過去の要因が現在の被害に及ぼす影響を分析するデザインによる研究は、我が国ではあまり行われていない。個人が繰り返し被害に遭う反復被害は、特定個人への被害の集中をもたらす点で問題であるが、反復被害についての検討は、これまでの国内の研究ではほとんど見当たらない。

本報告では、複数の時点で実施した調査データを用いて、過去に被害に遭った個人が次の時点でも繰り返し反復被害に遭うかどうかに影響する要因として、個人のライフスタイル要因や場所・状況に関する要因を想定してそれらの要因が反復被害に及ぼす影響を分析し、その結果を報告する。

## 2 方法

2023 年 1 月と 2024 年 1 月から 2 月に実施した 2 時点のウェブ調査で、1 時点目にストーカー、前兆事案、乗り物盗などの被害を報告した 18 歳から 37 歳の回答者データ (n=1981) にもとづき、パネルデータを作成した。第 1 回の回答者数は 1981 名であった。その中で第 2 回にも回答した者は 969 名であり、2 時点を統合したパネルデータのレコード数は 2950 であった。

齊藤・山根 (2018) が用いた説明変数に加え、個人特性の 1 つである刺激希求、被害通報後の措置を説明変数として用いることとした。すなわち、不安全なライフスタイル (夜間外出先の種類数、午後 11 時以降のひとりでの帰宅、午後 11 時以降のひとりでの外出、飲酒した状態での歩行、繁華街への外出、帰り道でのスマホ画面を見ながらの歩行、帰り道でのイヤホンを聞きながらの歩行) や刺激希求などの個人要因、居住地域の無秩序などの場所要因、被害通報後の措置等を説明変数とし、これらの説明変数が 2 時点目の被害に影響するかを、固定効果モデルにより縦断的に分析した。

分析に用いた質問項目について、概略を記しておきたい。被説明変数とするのは、ストーカー被害 (「別れた・別れを告げた交際相手や (元) 配偶者から、待ち伏せ、しつこい面会要求やつきまとい、連続電話・メッセージの連続送信、位置情報アプリを無断でインストールされるなどのストーカー行為にあった」)、知人や客、知らない人から、待ち伏せ、しつこい面会要求やつきまとい、連続電話・メッセージの連続送信、位置情報アプリを無断でインストールされるなどのストーカー行為にあった) の 2 つ)、前兆事案被害 (「酔っ払いに絡まれた」)、「車に乗らないか声をかけられた」)、「露出魔にあった」)、「言いがかりをつけられた」)、「いやらしい言葉をかけられた」) の 5 つ)、乗り物盗被害 (「自転車を盗まれた」)、「自動車を盗まれた」)、「オートバイを盗まれた」)、「自動車に置いてあったものや部品、ナンバープレート、カーナビ等を盗まれた」) の 4 つ) であり、それぞれについて、過去 1 年以内の被害の回数を用いた。

個人のライフスタイルについては、齊藤・山根 (2018) をふまえ、ライフスタイル (午後 11 時以降のひとりでの帰宅、午後 11 時以降のひとりでの外出、飲酒した状態での歩行、繁華街への外出、帰り道でのスマホ画面を見ながらの歩行、帰り道でのイヤホンを聞きながらの歩行) について、それぞれの頻度 (ほとんどない=1、月に 1 日以下=2、月に 2~3 日程度=3、週に 1 日程度=4、週に 2~3 日程度=5、週に 4~5 日程度=6、ほぼ毎日=7) を尋ねている。また、帰り道でのスマホ画面を見ながらの歩行、帰り道でのイヤホンを聞きながらの歩行についての質問項目は報告者らによる過去の調査にもとづき尋ね、頻度については先述した選択肢を用いた。夜間 (午後 10 時から深夜 0 時) の外出先の種類数も分析に用いた。

無秩序については、齊藤・山根 (2018) と同様に、「空き家や空き店舗・使われていない倉庫が多い」)、「夜、街灯が少なく暗いところが多い」)、「道ばたの木やしげみなどの管理が行き届いていない」)、「ゴミやタバコの吸い殻が落ちていることが多い」)、「スプレーによる落書きが多い」)、「路上に乗り捨てられた自転車やバイクが多い」)、「夜、たむろしている若者が目につく」という 7 つの項目に対する回答 (全くそう思わない=1、あまりそう思わない=2、ややそう思う=3、とてもそう思う=4) を加算した ( $\alpha$

=0.86)。

齊藤・山根 (2018) では刺激希求は用いておらず、「ときどき、おもしろ半分で危険をおかすことがある」、「安全で確実なことより、刺激のあることや冒険が好きだ」、「少々あぶなくても、スリルのあるスポーツをするのが好きだ」、「流行にあわせて趣味を変えるのも楽しいものだ」、「興奮したり、わくわくすることは好きだ」という5つの項目に対する回答(全くあてはまらない=1, あまりあてはまらない=2, どちらともいえない=3, ややあてはまる=4, とてもあてはまる=5)を加算した ( $\alpha=0.82$ )。

1 時点目の調査の際に、過去1年以内にストーカー被害、前兆事案被害、乗り物盗被害のいずれかの被害に遭ったという回答者に対しては、それぞれの被害の通報後に犯行者に対する口頭注意等(ストーカー被害の場合は書面警告、禁止命令も)があったかどうかを尋ねて、分析に用いた。

表1 固定効果モデルによる分析結果

説明変数	被説明変数					
	ストーカー被害		前兆事案被害		乗り物盗被害	
	b	t	b	t	b	t
措置						
口頭注意(あり=1, なし=0)	-0.22	-3.06 **	-0.23	-1.91 *	0.14	1.54
書面警告(あり=1, なし=0)	-0.57	-3.48 **	-	-	-	-
禁止命令(あり=1, なし=0)	-0.38	-2.00 *	-	-	-	-
ライフスタイル						
深夜の外出先種類数	0.00	0.38	0.04	3.43 **	0.00	-0.18
午後11時以降のひとりでの帰宅	0.02	1.80	0.01	0.57	-0.03	1.78
午後11時以降のひとりでの外出	-0.02	-1.07	0.00	-0.15	-0.02	-1.19
酒に酔った状態での屋外移動	0.03	1.57	0.08	2.54 *	0.09	4.10 ***
繁華街外出	0.00	-0.18	0.01	0.29	-0.01	-0.68
歩道でスマホの画面を見ながら歩行	0.02	1.80	0.01	0.38	0.01	0.65
歩道でイヤホンで音楽を聴きながら歩行	0.01	0.91	0.04	2.37 ***	-0.01	-0.51
個人の特性						
刺激希求	0.00	0.27	0.01	1.87 *	0.01	1.30
場所要因						
無秩序	0.00	0.85	0.01	2.02 *	0.01	2.78 **

\* $p<0.10$ , \*\* $p<0.05$ , \*\*\* $p<0.01$ , \*\*\*\* $p<0.001$

### 3 結果

表1に示した分析結果から、第1に、ストーカー被害については、被害通報後の措置による影響が見られた。すなわち、ストーカー行為の被害後に加害者に対して口頭注意、書面警告、禁止命令の各措置が講じられた場合に、2 時点目における被害リスクが低減することが示された。措置が被害に影響する以外では、ライフスタイル要因については、ストーカー被害に対する有意な影響は見出されないという結果であった。

第2に、前兆事案被害では、個人要因、場所要因として、夜間外出先の種類数が多く、飲酒した状態やイヤホンを聞きながらの歩行の頻度が多く、刺激希求が強く、居住地域が無秩序な個人ほど、2 時点目での前兆事案の被害リスクが高いことが示された。また、被害通報後の措置として、前兆事案の被害後に、加害者に対して口頭注意の措置がとられた場合に、2 時点目における被害リスクの低減が有意傾向で見られた。

第3に、乗り物盗被害では、飲酒した状態での歩行の頻度が多く、居住地域が無秩序な個人ほど、2 時点目での乗り物盗の被害リスクが高いことが示さ

れた。乗り物盗被害については、被害通報後の措置による有意な影響は見出されなかった。

### 4 考察

以上の結果をふまえ、考察を加えておきたい。

まず、飲酒後の屋外移動の頻度が前兆事案や乗り物盗の被害に影響するという結果は、先行研究(齊藤・山根, 2018)が横断的データにもとづき示した、飲酒後の屋外移動の頻度が暴力的被害の高さに関連するという結果とも整合的だといえる。本報告では縦断的データにもとづく分析を行っているため、飲酒後の屋外移動の頻度と、前兆事案や乗り物盗の被害との関係については、両者に相関関係があるだけというよりは、飲酒後の屋外移動の頻度がそれらの被害に影響することを示唆する結果だと考えられる。

従来から、個人のライフスタイルの変容が防犯上、被害予防に役立つ可能性は指摘されていた。例えば、荒井・金子・齊藤(2023)は、学校や職場等での防犯教育を受けた経験が防犯行動意図の上昇に関連すること、防犯行動意図の上昇が防犯を意識したライフスタイル(「遠回りをして、人通りが多い道や明るい道を通る」、「深夜の外出を避ける」など)の促進に関連することを指摘している。本報告での分析結果は、不安全的なライフスタイルの変容が、被害リスクを下げる上で重要であることを示唆している。

次に、被害通報後の措置に関しては、ストーカー行為の被害後に、加害者に対して口頭注意、書面警告、禁止命令の各措置が講じられた場合、2 時点目における被害リスクが低減することが明らかになった。また、前兆事案の被害後に、加害者に対して口頭注意の措置が講じられた場合に、2 時点目における被害リスクの低減が有意傾向であった。被害者が被害通報をした後の措置に焦点を当てて警察への通報の効果を分析した先行研究はほとんど見当たらないが、警察への通報により、被害の続発が起きにくくなる可能性を示唆する結果だといえる。

[付記]

本研究は、所属機関経常研究費による成果の一部である。

文献

荒井崇史・金子侑生・齊藤知範, 2023, 「防犯講座は若年女性の犯罪予防行動につながるのか? 一路上での性犯罪に注目した検討一」, 日本社会心理学会第64回大会発表論文集, 95.

齊藤知範・山根由子, 2018 「若年者の被害に対する機会構造/選択モデルの適用可能性の検証: 日常活動に焦点を当てた犯罪予防は有効か?」『安全教育学研究』17(2): 3-24.